

斑鳩町都市計画マスタープラン

(素案)

平成 22 年 12 月 17 日 (金)

第 4 回斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会資料

(新) 斑鳩町都市計画マスタープランの構成

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって

1. 計画の位置付けと役割.....P1
2. 計画期間.....P2
3. 計画の構成.....P3

第1回策定委員会
(H22.03.16開催)

第1章 斑鳩町の現状と都市づくりの課題

1. 斑鳩町の現状.....P4
2. 住民意向調査の結果.....P20
3. 都市づくりの課題.....P33

第2章 都市づくりの目標

1. 都市の将来像.....P35
2. 都市づくりの目標.....P36
3. 将来人口の想定.....P37
4. 都市構造.....P38

第2回策定委員会
(H22.06.28開催)

第3章 都市づくりの方針(全体構想)

1. 土地利用の方針.....P41
2. 市街地整備の方針.....P43
3. 道路・交通体系整備の方針.....P45
4. 都市施設整備の方針.....P49
5. 景観形成の方針.....P51
6. 都市防災の方針.....P53

第4章 地域別の都市づくりの方針(地域別構想)

1. 地域区分.....P54
2. 北部地域.....P56
3. 西部地域.....P65
4. 東部地域.....P73

第3回策定委員会
(H22.10.07開催)

第5章 計画の実現にむけて

1. 重点的な施策.....P82
2. 協働のまちづくり.....P84
3. 推進方策.....P85

序 章

都市計画マスタープランの策定にあたって

序 章 都市計画マスタープランの策定にあたって

1. 計画の位置付けと役割

(1) 策定の趣旨

斑鳩町では、平成 9 年（1997 年）3 月に、「歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」を、都市づくりの基本理念に位置付け、目標年次を平成 22 年（2010 年）とする斑鳩町都市計画マスタープランを策定し、まちづくりをすすめてきました。

計画の策定時から今日までの間に、本格的な人口減少社会への移行、超高齢社会の進展、地球規模での環境問題の表面化といった社会問題が顕在化する中、国においては、まちづくり 3 法が施行され、これまでの拡散型の都市構造を見直し、中心市街地の機能の回復をはかるとともに、環境負荷が小さく効率的な都市の構築をめざすこととされるなど都市計画を取り巻く環境は大きな転換機を迎えています。

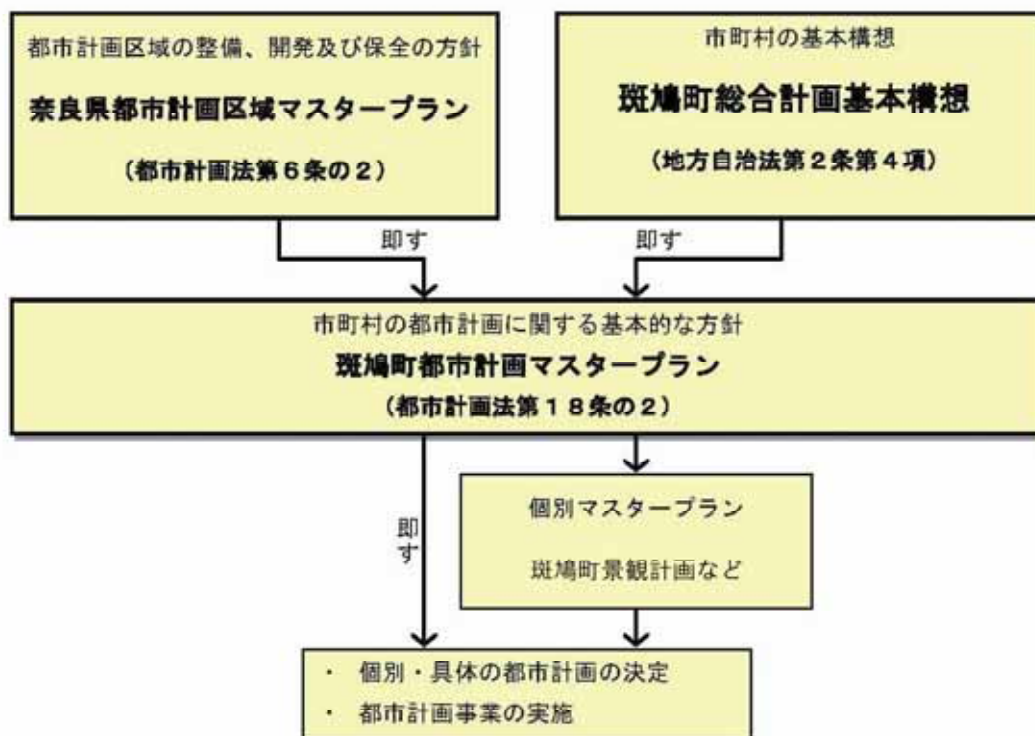
また、景観に対する国民の関心の高まりを受け、平成 16 年（2004 年）には良好な景観形成を目的として新たに景観法が制定され、奈良県においても、平成 21 年（2009 年）に景観条例および景観計画の策定がなされました。

こうした社会情勢の変化を的確に捉え、将来の見通しを勘案したうえで、持続的な発展が可能なまちをめざし、これからのまちづくりの総合的な指針となる新たな都市計画マスタープランを策定することとします。

(2) 計画の位置付け

斑鳩町都市計画マスタープラン（以下「本計画」といいます。）は、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたるもので、上位計画となる斑鳩町総合計画および奈良県都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に即して定めます。

斑鳩町都市計画マスタープランの位置付け



2. 計画期間

本計画の計画期間は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、平成 23 年（2011 年）から平成 32 年（2020 年）までの 10 年間とします。

なお、社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 . 計画の構成

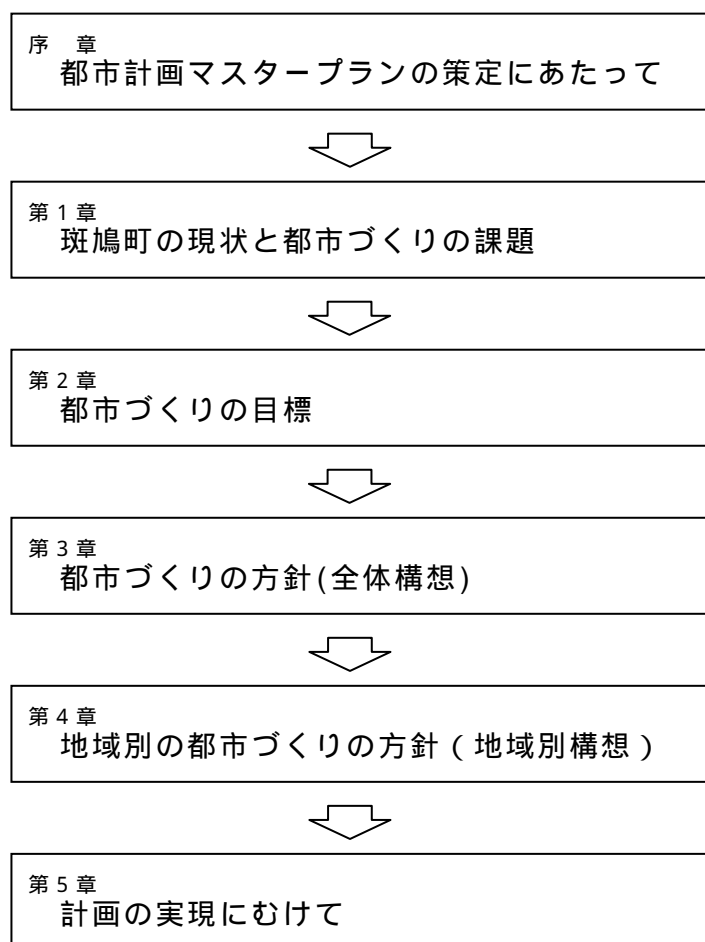
本計画は、序章から第5章までの6章にて構成しています。

第1章では、都市計画に関する基礎資料や住民アンケート調査の結果に基づき「斑鳩町の現状と都市づくりの課題」を整理し、続く第2章において、めざすべき都市の将来像など「都市づくりの目標」を定めています。

この「都市づくりの目標」に基づき、第3章では、土地利用や道路・交通体系整備など各分野別に区分し、都市づくりの方針を「全体構想」として示しています。

また、第4章では、地域別の都市づくりの方針を「地域別構想」として明らかにするとともに、最後の第5章では、「計画の実現にむけて」として、計画を推進していくうえで、重点的に実施すべき施策や本計画を効果的に運用するための方策などについて定めています。

斑鳩町都市計画マスタープランの構成



第 1 章

斑鳩町の現状と都市づくりの課題

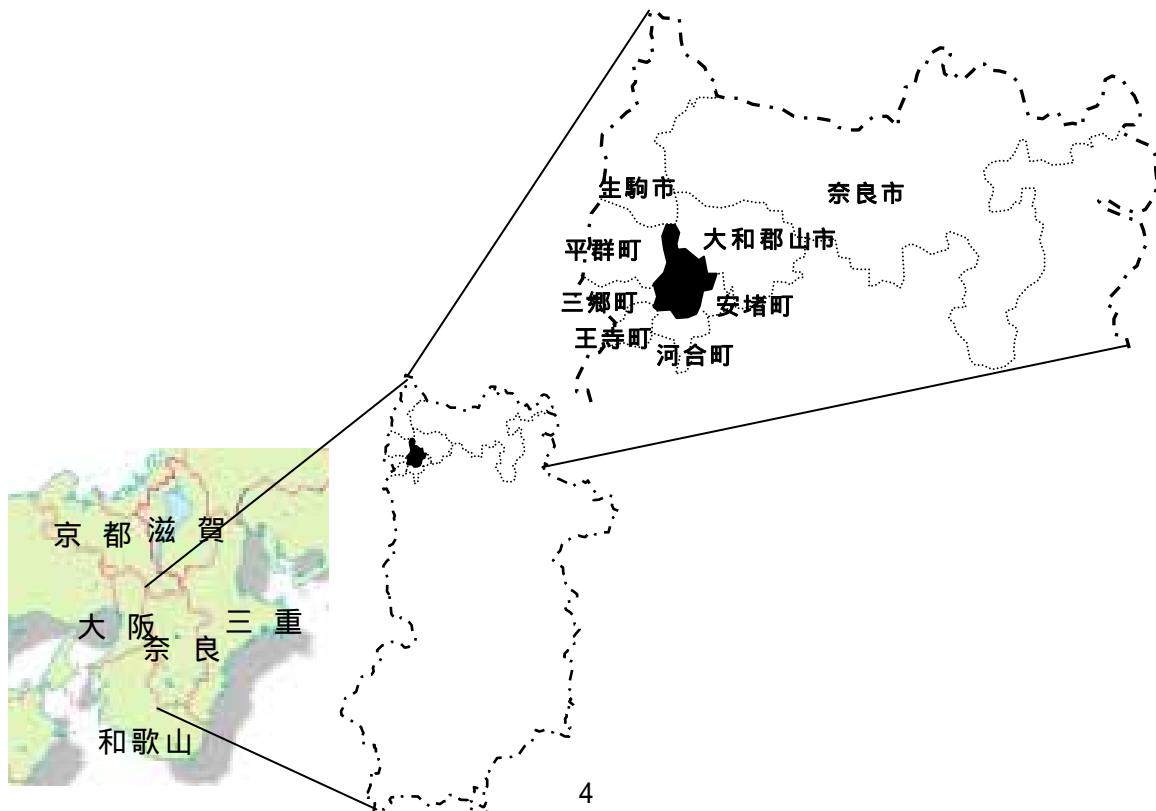
第 1 章 斑鳩町の現状と都市づくりの課題

1 . 斑鳩町の現状

1 - 1 斑鳩町の位置となりたち

- ・本町の行政区域は南北 6.4km、東西 4.4km、面積 14.27k m²のコンパクトな町で、奈良県の西北部を占める奈良盆地の西北部、矢田丘陵の南にわたる地域に位置しています。
- ・町の四周は、北部に生駒市、北東部に大和郡山市、南東部に安堵町、南部に河合町、南西部に王寺町、西部には三郷町、平群町と隣接し、大阪市へは約 25km、奈良市へは約 15km の距離にあります。
- ・大阪市、奈良市とは本町唯一の鉄道駅となる JR 法隆寺駅から JR 関西本線によって結ばれています。また、本町の南側には、大和川をへだてて西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジが位置しており、広域と結ばれています。
- ・本町は、昭和 22 年に龍田町、法隆寺村、富郷村の 3 町村が合併してできた町であり、法隆寺を中心に栄えた西里や東里をはじめとする門前町、龍田など旧街道に沿って発展した街道町、そして、平地部を中心に点在する農家集落で構成されていました。
- ・昭和 30 年代の後半から急激な都市化の波が押し寄せ、農地の宅地化がすすみ、現在では市街地の大半において戸建住宅が建ち並んでいます。また、近年では、戸建住宅に比較すると数は少ないものの、一部、マンションの立地もみられます。

斑鳩町の位置



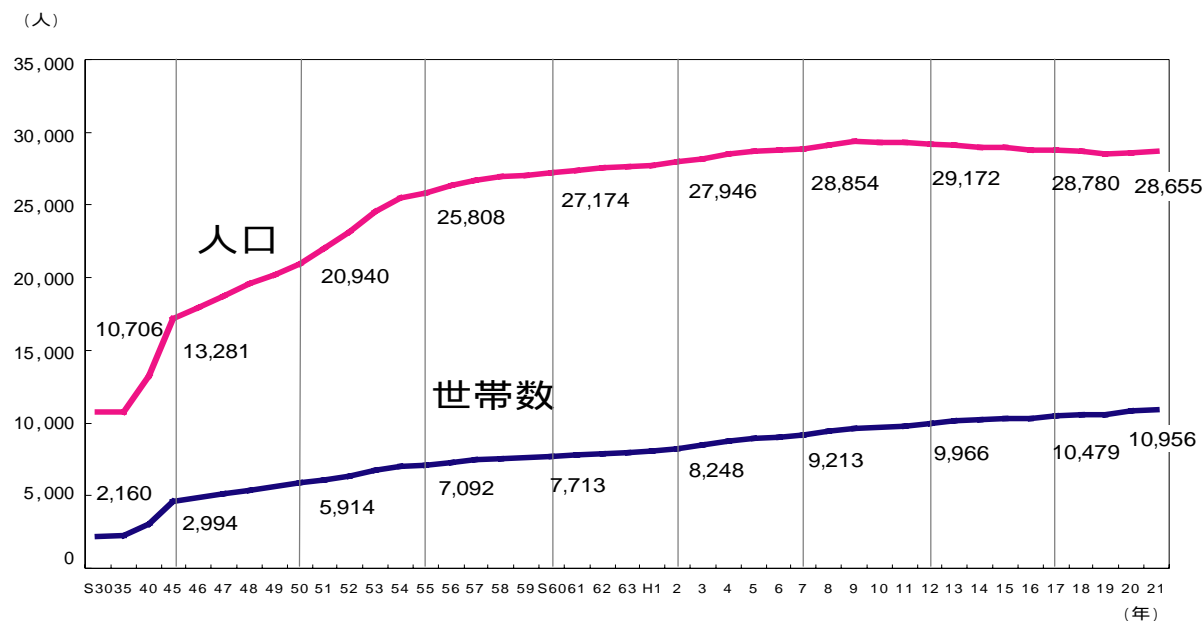
(1) 人口と世帯の推移

- ・平成 21 年 12 月 31 日現在の人口は 28,655 人で世帯数は 10,956 世帯、世帯人員は 2.6 人となっています。
- ・人口は、平成 9 年の 29,355 人をピークとして、平成 11 年以降は微減傾向にありましたが、平成 20 年以降は 2 年連続して微増に転じています。
- ・世帯数は、一貫して増加を続けており、同様に、世帯人員も減少を続けています。
- ・人口動態をみると、平成 12 年以降は転出が転入を上回る社会減が続いていましたが、平成 20 年以降は社会増に転じています。一方、出生数は長期的には減少傾向にありますが、平成 12 年以降は横ばいです。死亡数は、長期的に増加しつつあり、平成 17 年以降はわずかに自然減の状況が続いています。

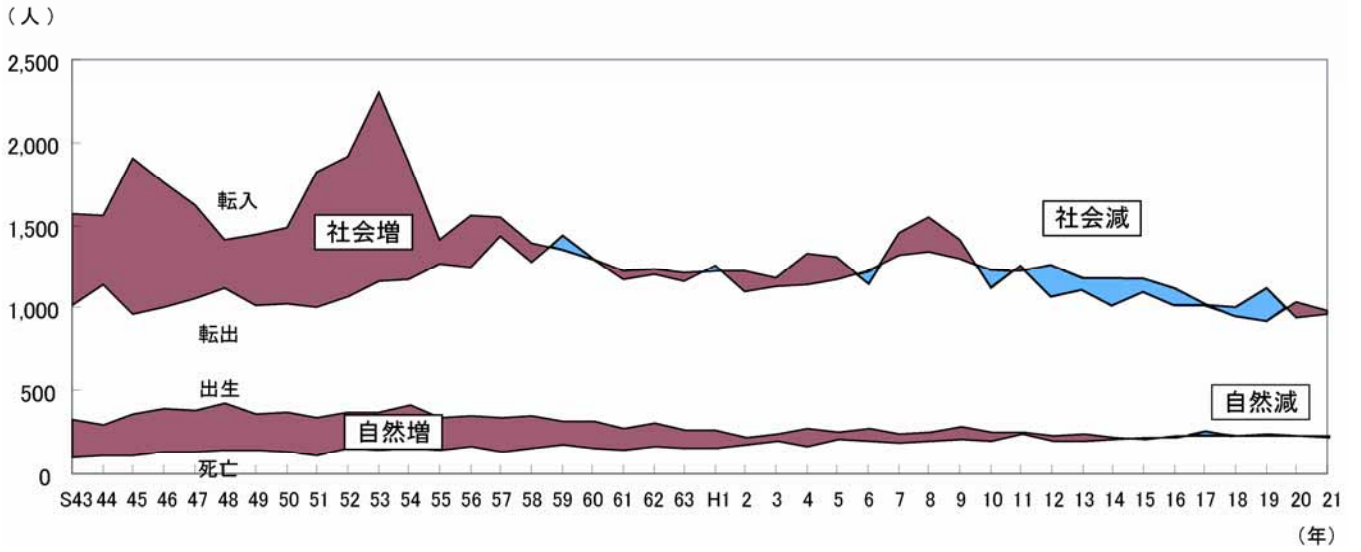
(2) 年齢層別人口の推移

- ・年齢 3 区分別人口では、老年人口(65 歳以上人口)の増加と年少人口(15 歳未満人口)の減少が著しく、平成 17 年の高齢化率は 19.7%となっており、現在はすでに、21%を超え、超高齢社会に突入しています。一方、生産年齢人口(15 歳以上・65 歳未満人口)の減少は現時点では穏やかですが、今後、急激に減少するとみられます。
- ・年齢別人口をみると、60 歳前後の人口が突出しており、20 歳前後の若者が転出していく傾向とが重なり、高齢化と少子化がすすんでいます。
- ・昼夜間人口比率は平成 17 年で 74.5%と流出超過ですが、ここ 15 年は余り変動がありません。通勤先は大阪市が突出して多いことには変わりはありませんが、近年は減少傾向にあります。

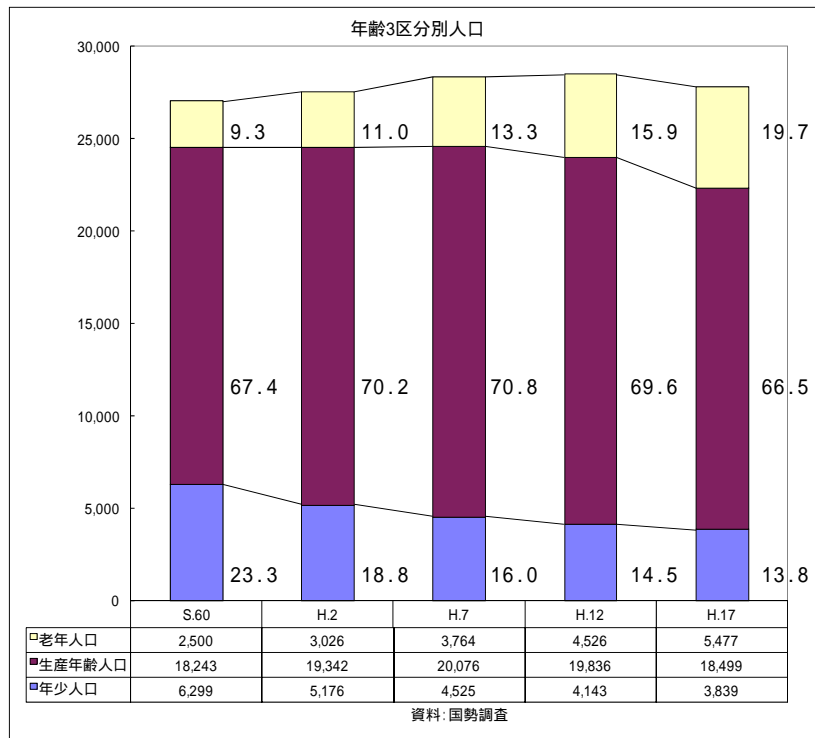
人口・世帯数の推移



人口動態

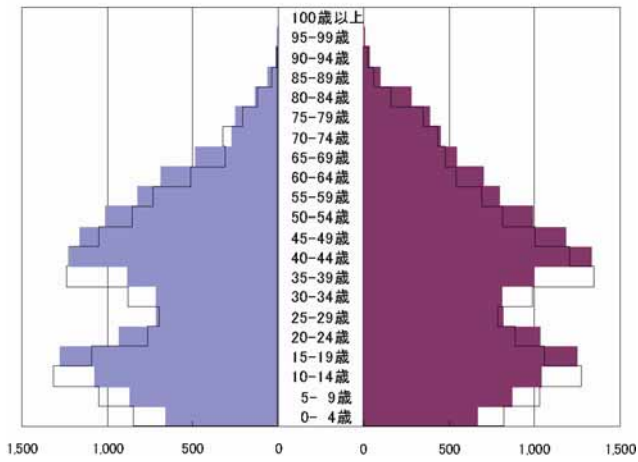


年齢別人口の推移

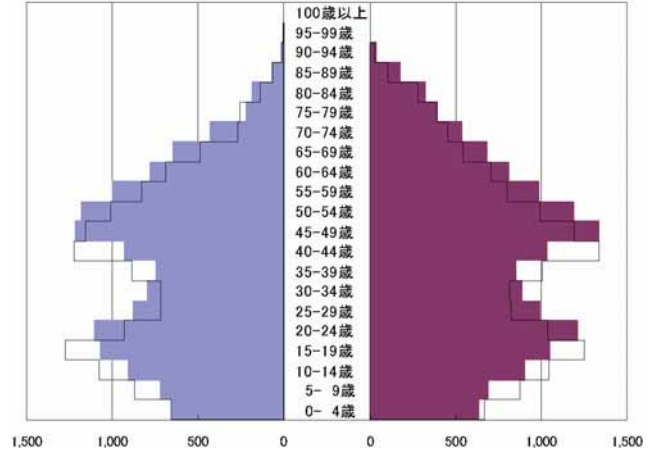


人口ピラミッド

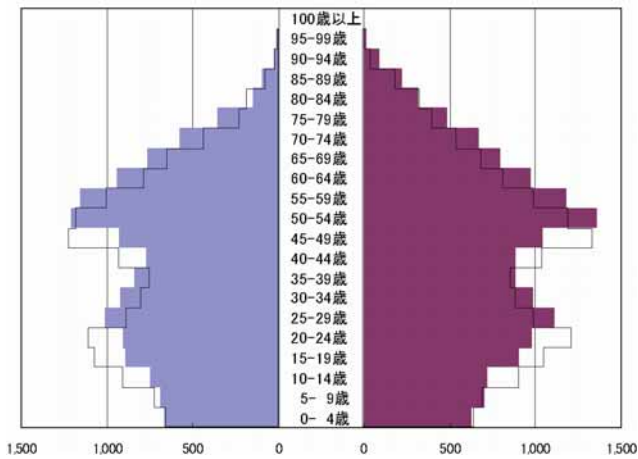
H2(黒線はS60)



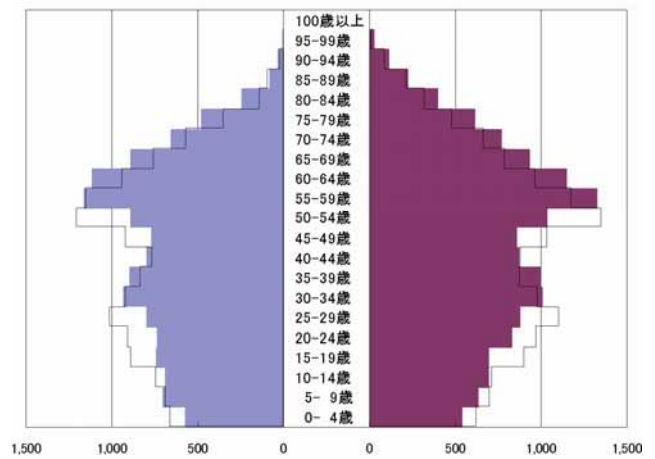
H7(黒線はH2)



H12(黒線はH7)



H17(黒線はH12)

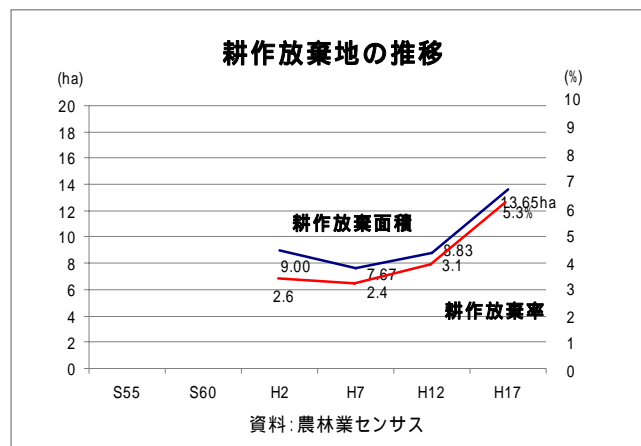
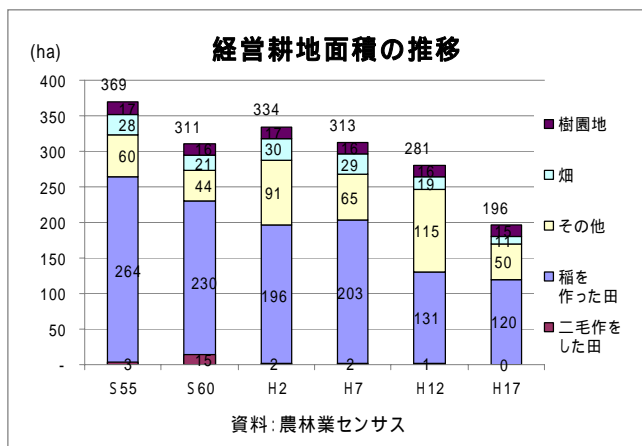
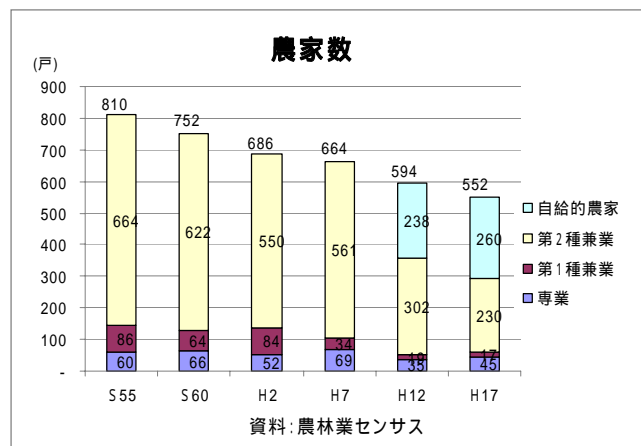
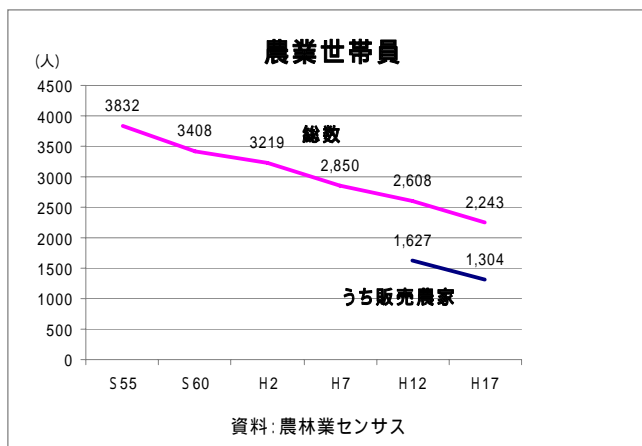


1 - 3 産業

(1) 農業

- ・農家数および農家世帯員数は一貫して減少傾向となっています。また、販売農家も同様に減少しています。
- ・農家数および農業世帯員数の減少にともない、経営耕地面積も減少傾向にある一方で、耕作放棄地は増加傾向にあります。

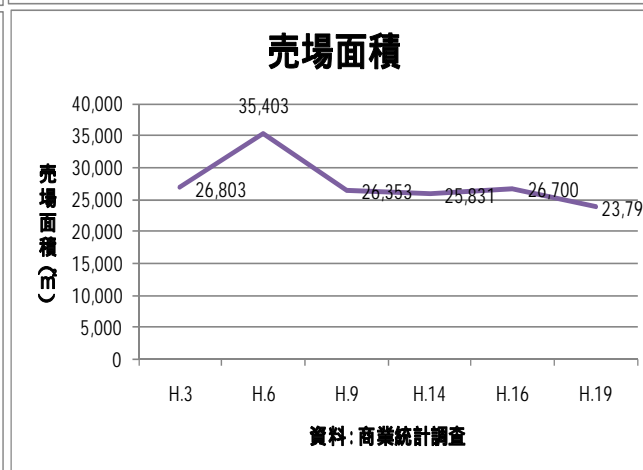
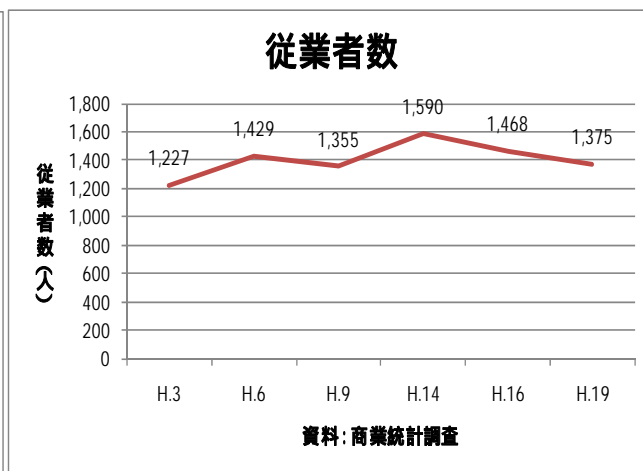
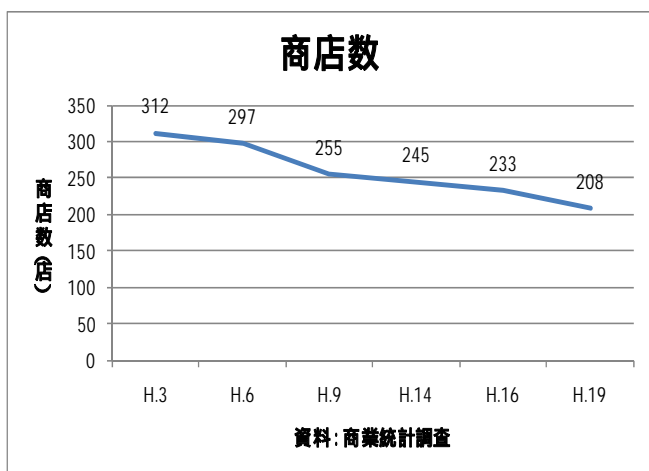
農業の状況



(2) 商業

- ・平成 19 年の商店数は 208 店（小売業）となっています。商店数、従業者数、年間販売額、売場面積はいずれも減少傾向にあり、特に商店数の減少が著しくなっています。また、特に、直近の平成 16 年から 19 年にかけて、商店数が大きく減少しています。

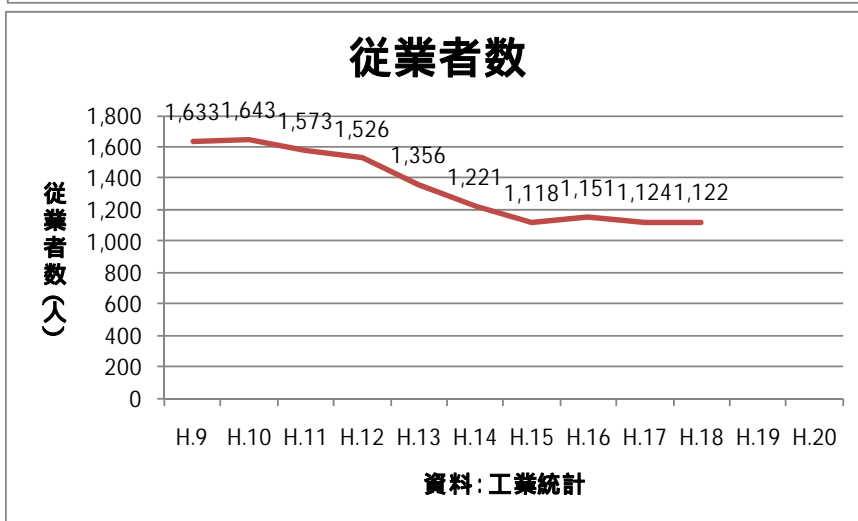
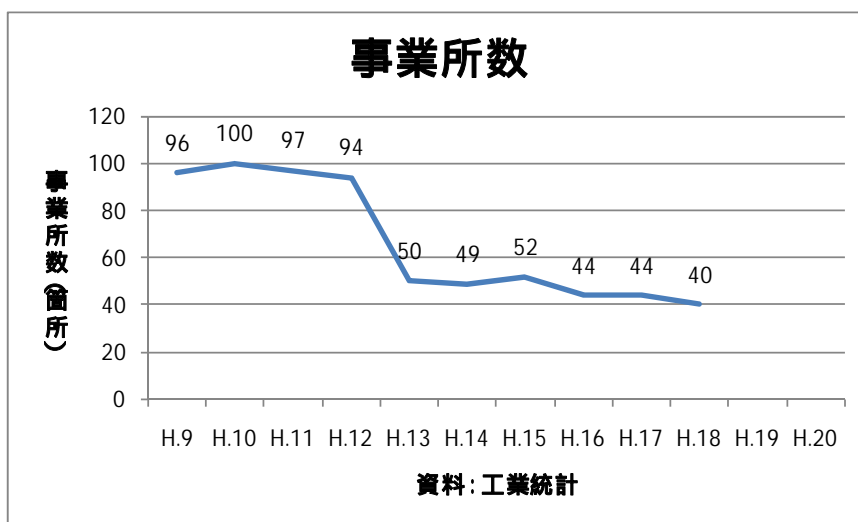
商業の状況



(3) 製造業

- ・平成18年の事業所数は40箇所となっています。事業所数、従業者数、製造品出荷額等はいずれも減少傾向にあります。

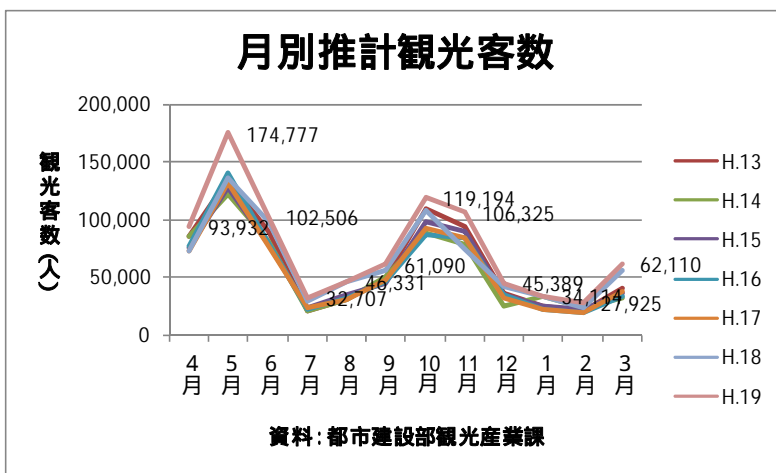
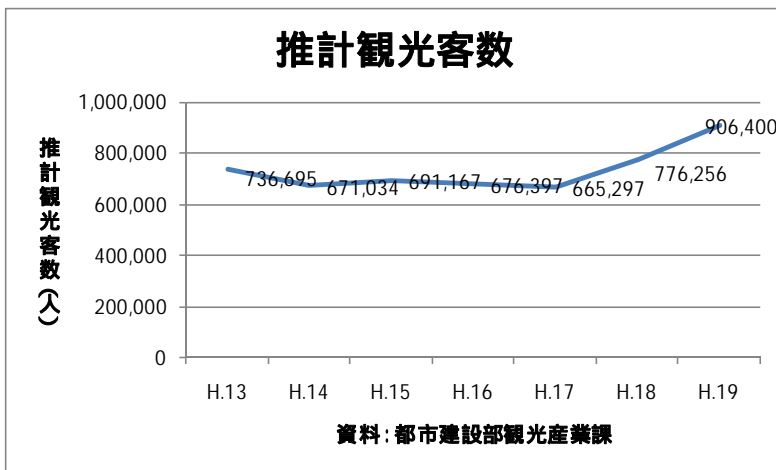
製造業の状況



(4) 観光

- ・平成 19 年度の推計観光客数は約 90 万人となっています。平成の初め頃には、130 万人を超えていましたが、平成 10 年頃には 60 万人台に落ち込みました。しかし、平成 18 年度からは増加傾向にあります。

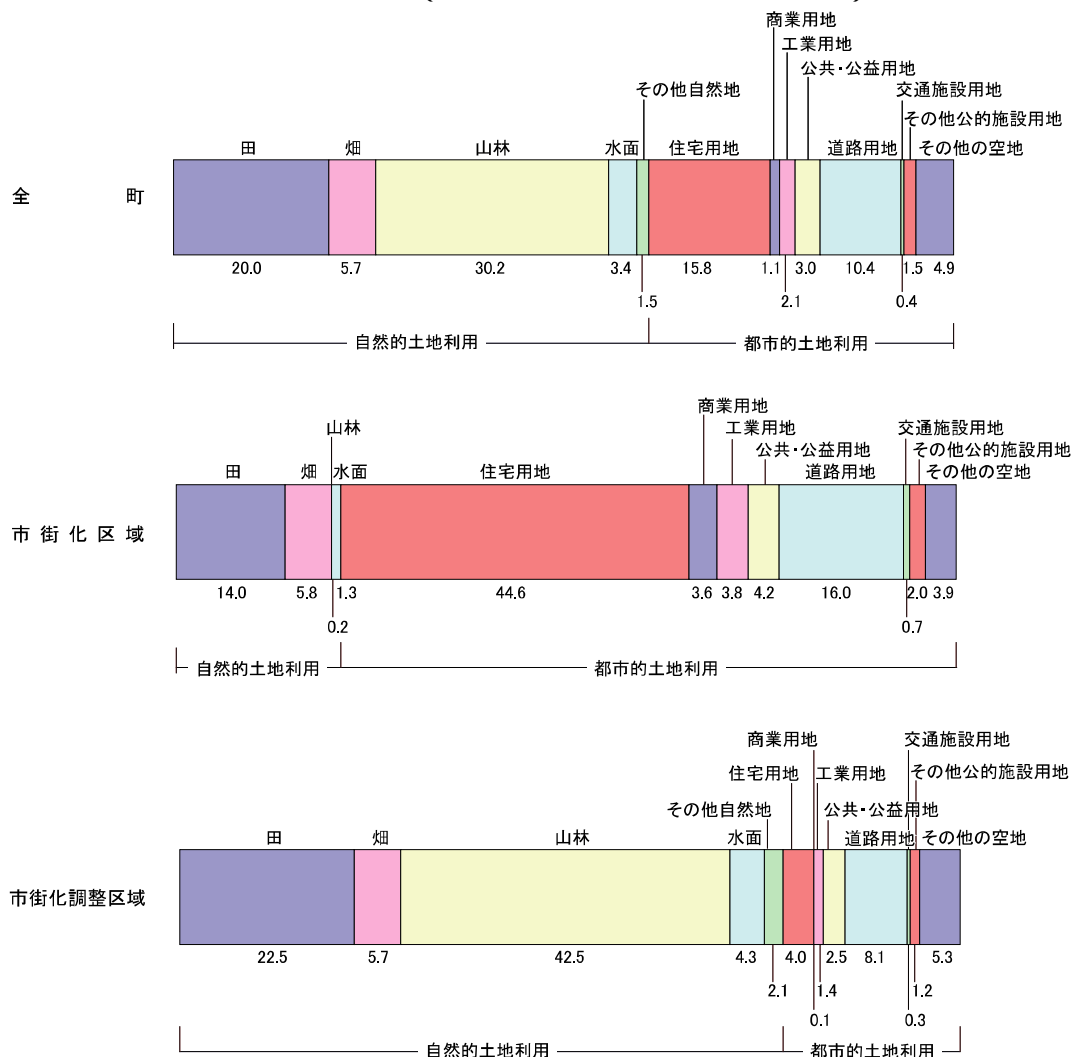
観光の状況



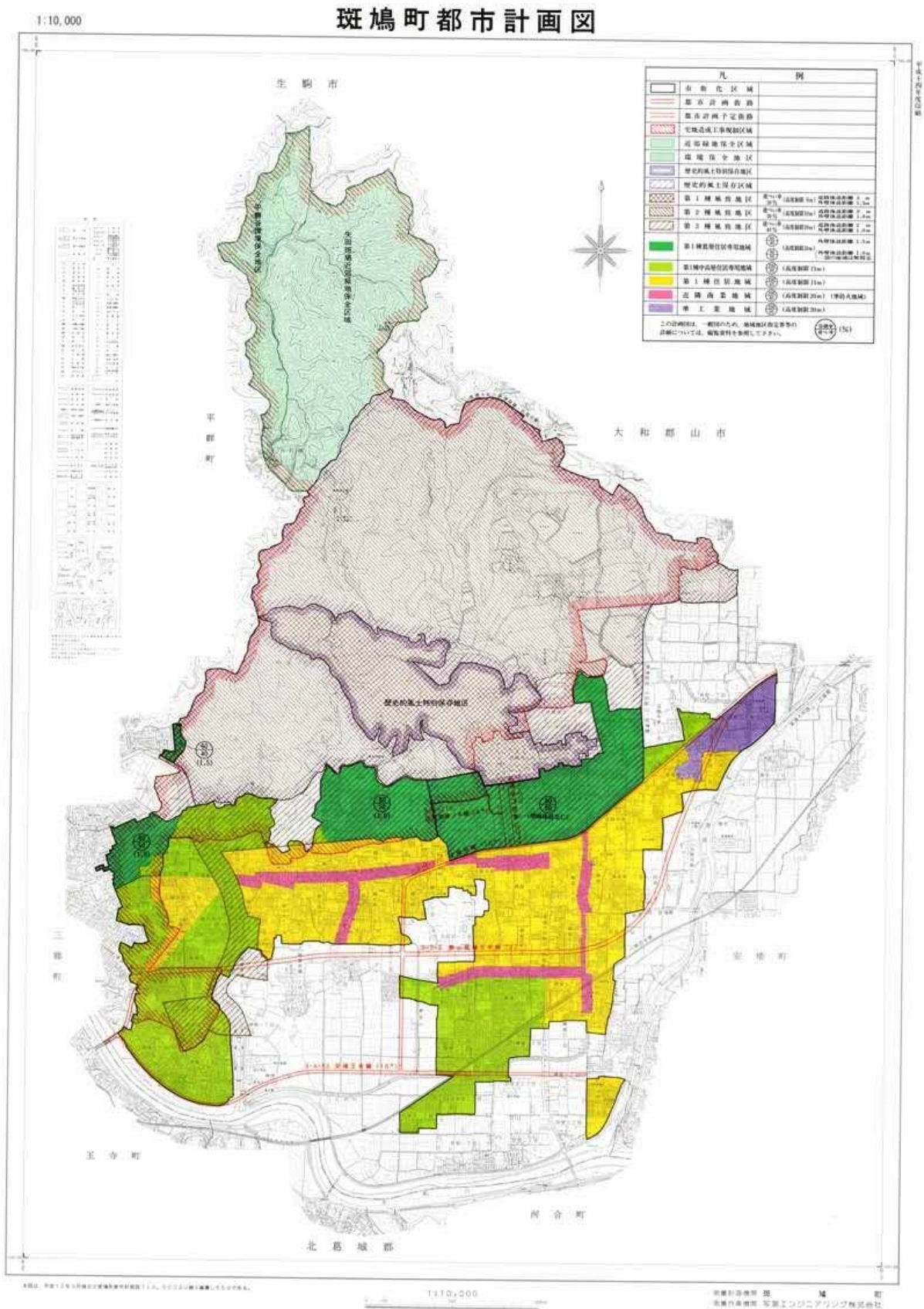
1 - 4 土地利用の状況及び規制

- ・本町の土地利用の状況は、山林が3割、田、畑、水面等が3割、住宅用地、道路用地等、都市的な利用が4割程度と、バランスの取れた土地利用がなされています。
- ・本町は、行政区域全域が大和都市計画区域に含まれ、市街化区域と市街化調整区域との線引きがなされています。
- ・町域に対する割合は、市街化区域が約3割、市街化調整区域が約7割となっています。
- ・市街化区域において指定されている用途地域は、大部分が住居系となっています。住居系の用途地域以外には、近隣商業地域と準工業地域の指定がなされています。
- ・本町北部の山林部は、矢田斑鳩近郊緑地保全区域、平群谷環境保全地区および県立矢田自然公園に指定されています。また、山林部の南部から法隆寺周辺を含む山すそまでと竜田川から三室山にかけての一带は、風致地区に指定されており、さらに重ねて、法隆寺の境内地とその裏山は歴史的風土特別保存地区に、その周辺部は歴史的風土保存区域に指定され、自然環境や歴史的風土の保全がはかられています。

現況の土地利用割合【単位：％】(平成16年都市計画基礎調査)



斑鳩町都市計画図



都市計画及び各種法適用状況

区 分	面 積 (ha)	構成比 (%)	備 考
都市計画区域	1,427.0	100.0	都市計画法
市街化区域	415.6	29.1	同上
市街化調整区域	1,011.4	70.9	同上
用途地域	415.6	29.1	同上
第1種低層住居専用地域	94.2	6.6	
第1種中高層住居専用地域	129.2	9.0	
第1種住居地域	150.3	10.5	
近隣商業地域	28.0	2.0	
準工業地域	13.9	1.0	
高度地区	321.4	22.5	同上
準防火地域	28.0	2.0	同上
風致地区	628.4	44.0	都市計画法、奈良県風致地区条例
第1種風致地区	80.9	5.7	
第2種風致地区	376.3	26.4	
第3種風致地区	171.2	12.0	
歴史的風土特別保存地区	80.9	5.7	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）
歴史的風土保存区域	536.0	37.6	同上
県立矢田自然公園	61.0	4.3	自然公園法、奈良県立自然公園条例
平群谷環境保全地区	34.0	2.4	自然環境保全法 奈良県自然環境保全条例
矢田斑鳩近郊緑地保全区域	124.5	8.7	近畿圏の保全区域の整備に関する法律 （近畿圏整備法）

（平成22年3月31日現在）

1 - 5 都市基盤・生活基盤の整備状況

(1) 都市施設の整備状況

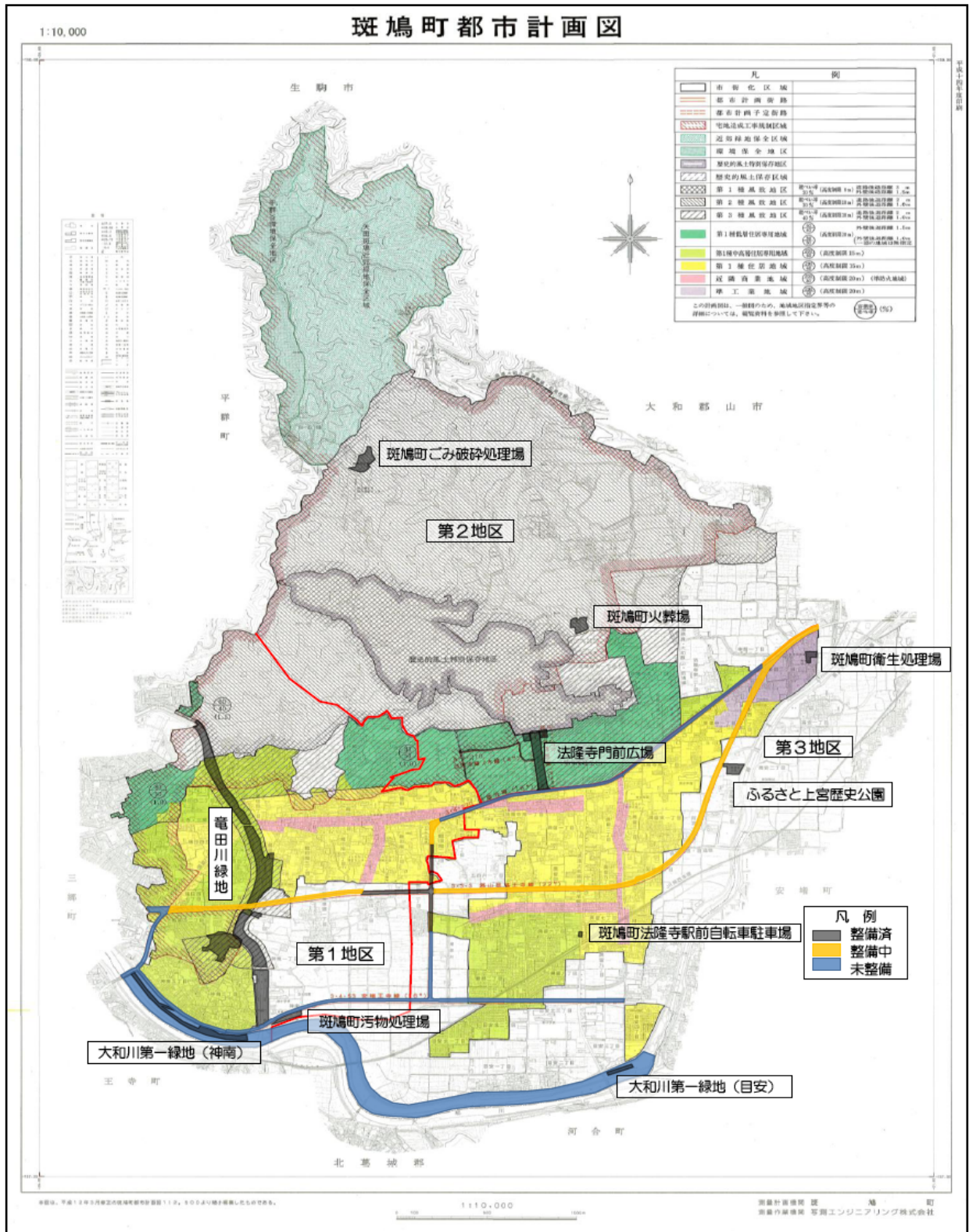
- ・本町において、都市計画決定されている都市施設（道路を除く）は以下の表のとおりです。

都市施設一覧

種 類	名 称	都 市 計 画 決 定 年 月 日	都 市 計 画 決 定 事 項
公 園	ふるさと上宮歴史公園	H3.11.12	面積=約 0.6ha
緑 地	大和川第一緑地	S47.12.26(当初) S48.8.28(変更後)	面積=約 4.1ha(当初) 面積=約 29.4ha(変更後)
緑 地	竜田川緑地	S57.12.21(当初) H8.10.25(変更後)	面積=約 13.9ha(当初) 面積=約 14.0ha(変更後)
広 場	法隆寺門前広場	S45.12.23	面積=約 0.5ha
汚物処理場	斑鳩町汚物処理場	S51.8.6	面積=0.39ha 処理能力=36kl/日
ごみ焼却場	斑鳩町衛生処理場	S55.12.02	面積=約 0.5ha 処理能力=40t/日
ごみ処理施設	斑鳩町ごみ破碎処理場	S58.11.7	面積=約 0.2ha 処理能力=10t/日
火 葬 場	斑鳩町火葬場	H6.8.3	面積=約 0.6ha 火葬炉 3 基
自転車駐車場	斑鳩町法隆寺駅前自転車駐車場	S55.12.2	面積=約 0.06ha 収用台数=250 台

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

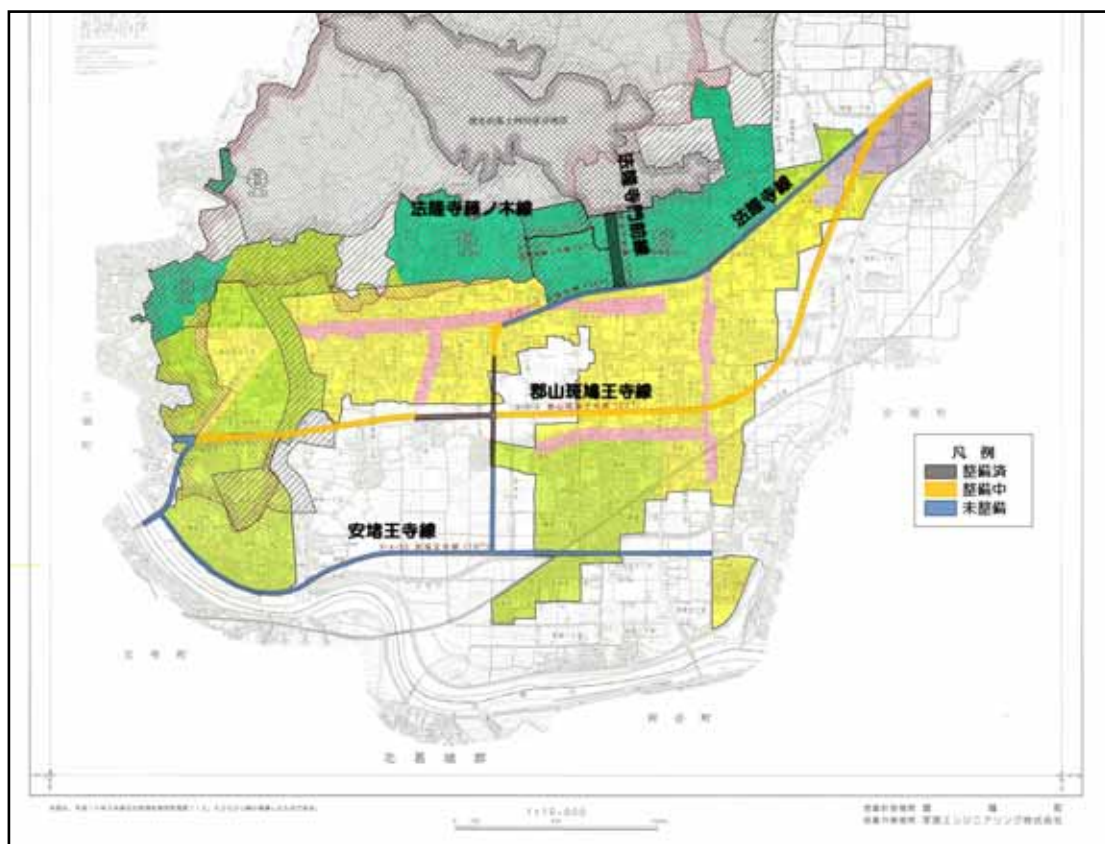
都市施設整備状況



(2) 都市計画道路の整備状況

- ・本町において、都市計画決定されている道路は5路線となっています。
- ・このうち、「法隆寺門前線」および「法隆寺藤ノ木線」は整備が完了しています。
- ・「郡山斑鳩王寺線」(いかるがパークウェイ)は、小吉田モデル区間(約400m)の整備が完了し、モデル区間に隣接する稲葉車瀬区間(約700m)において、工事がすすめられています。
- ・「法隆寺線」は、事業区間延長680mのうち、550mの整備が完了しており、残る国道25号との取付け部分が事業中となっています。
- ・「安堵王寺線」は未着手となっています。

都市計画道路整備状況



都市計画道路整備率

名称	計画決定 年月日	幅員	計画延長 (A)	供用延長 (B)	整備率 (B/A)
郡山斑鳩王寺線	S42.8.25	18m~22m	5,250m	400m	7.60%
法隆寺線	S42.8.25	16m	3,300m	550m	16.67%
安堵王寺線	S42.8.25	16m~18m	2,950m	0m	0%
法隆寺門前線	S42.8.25	52m	360m	360m	100%
法隆寺藤ノ木線	H11.11.8	3.0m~6.2m	527m	527m	100%

(平成22年3月31日現在)

(3) 公園の整備状況

- ・都市公園が26箇所、面積は約18haで一人当たり公園面積は6.5㎡となっています。(平成17年国勢調査人口)この他、住宅開発などに伴い整備された「子供の広場」が28箇所、約1haあります。
- ・都市計画決定がなされている公園は、「ふるさと上宮歴史公園」の1箇所、緑地は「大和川第一緑地」、「竜田川緑地」の2箇所、広場は、「法隆寺門前広場」の1箇所となっています。

都市公園・子供の広場の状況

区 分	箇 所 数	合計面積	住民1人当りの面積 (㎡/人)
都 市 公 園	26	18.1ha	6.49
子 供 の 広 場	28	0.9ha	0.35
合 計	54	19.0ha	6.84

(平成22年3月31日現在)

都市計画公園・緑地等

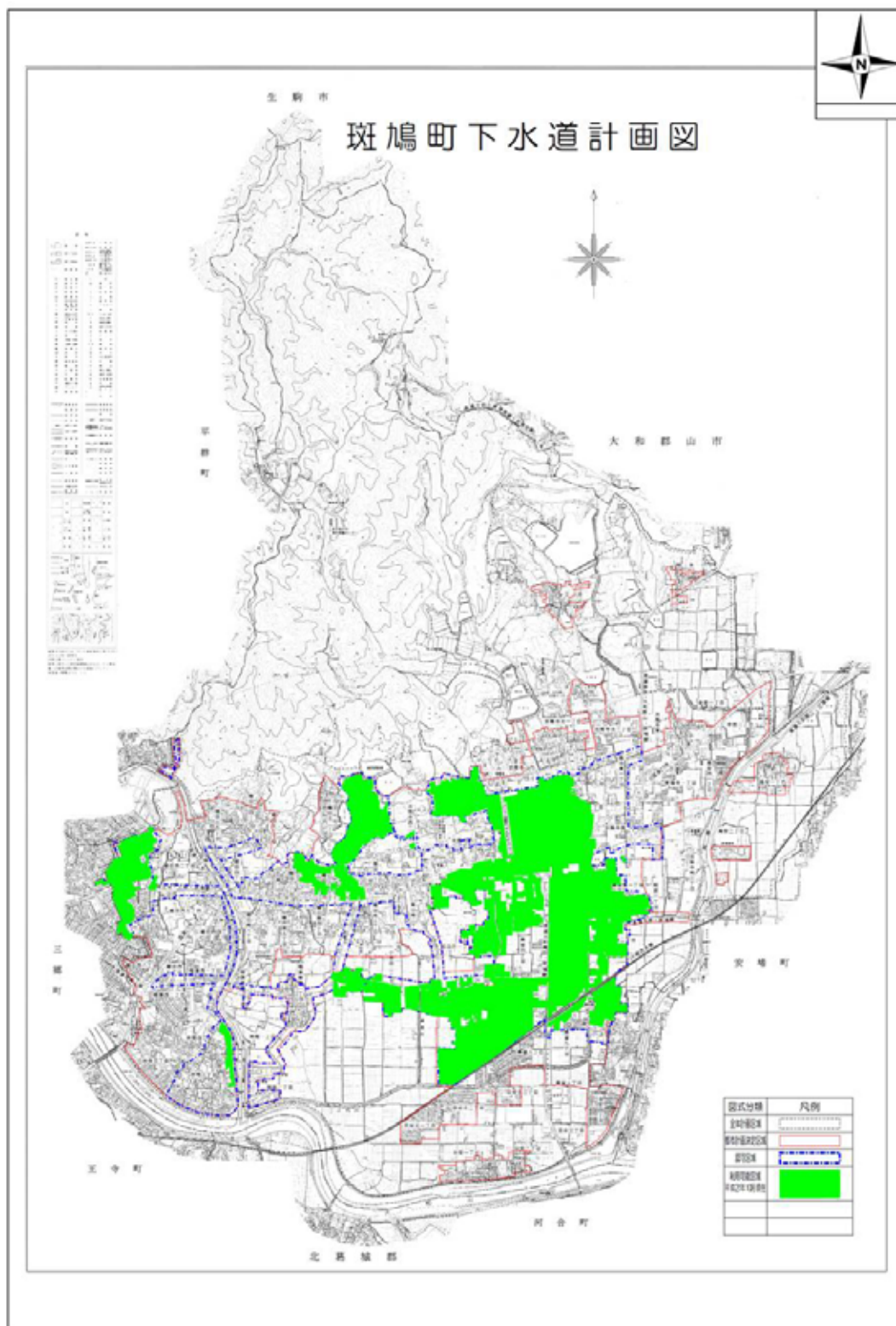
区 分	供 用	
	面 積	箇所数
公 園	0.6ha	1
緑 地	16.1ha	2
広 場	0.4ha	1

(平成22年3月31日現在)

(4) 公共下水道の整備状況

- ・ 公共下水道の都市計画決定区域 493ha の内、事業認可区域は 245ha ですが、そのうち供用区域は 141ha で整備率は 58%、接続率は 55%となっています。(平成 21 年 3 月 31 日現在)

斑鳩町下水道計画図



2. 住民意向調査の結果

本計画と同時期に策定した第4次斑鳩町総合計画の策定過程において、実施したアンケート結果から、都市づくりに関連する項目を抽出し、住民の意向として、取りまとめています。

2 - 1 調査概要

(1) 調査の主旨

「第4次斑鳩町総合計画」(計画期間：平成23年～32年)の策定にあたって、住民の意向を把握するためにアンケート調査を行いました。

(2) 調査方法

調査期間：平成20年12月12日～12月30日

調査対象：町内に在住する18歳以上の人を対象に2,000人を無作為抽出

調査方法：郵送による配布・回収

(3) 配布・回収状況

配布数：2,000票

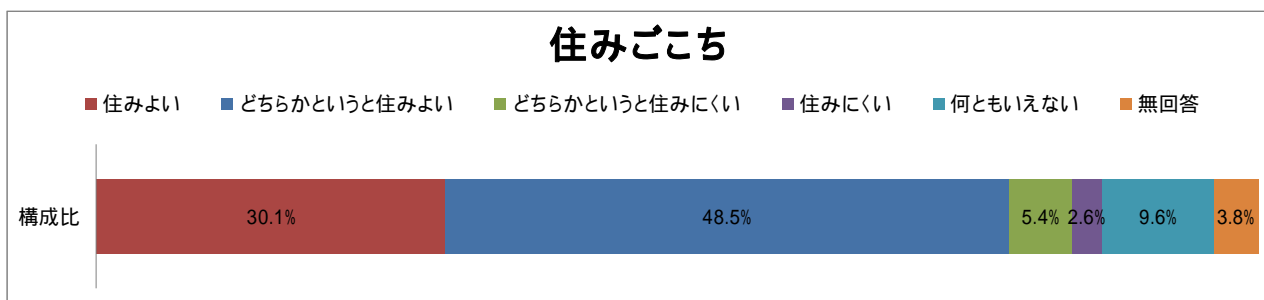
有効回収数：957票

有効回収率：47.9%

2 - 2 斑鳩町の暮らしやすさについて

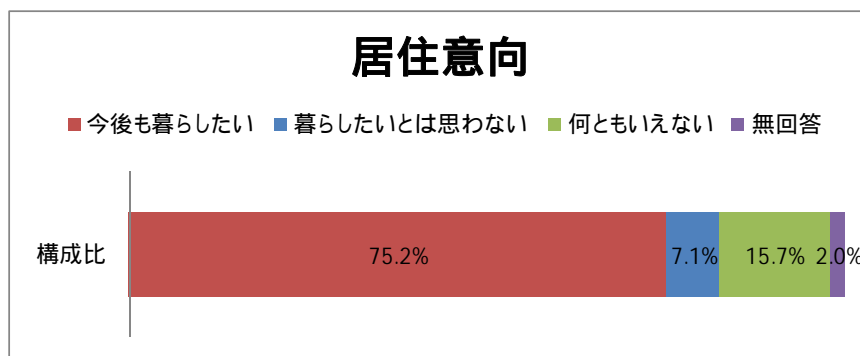
(1) 斑鳩町の住みごころ

- ・斑鳩町の住みごころについて尋ねたところ、「住みよい」という回答は30.1%であり、「どちらかという住みよい」の48.5%と合わせると約8割が住みよいと回答しています。一方で、「どちらかという住みにくい」が5.4%、「住みにくい」という回答が2.6%となっています。
- ・年齢別では、20歳代と70歳以上で「住みよい」という回答が多く、「どちらかという住みにくい」「住みにくい」という回答が多いのは10歳代、20歳代、40歳代となっています。



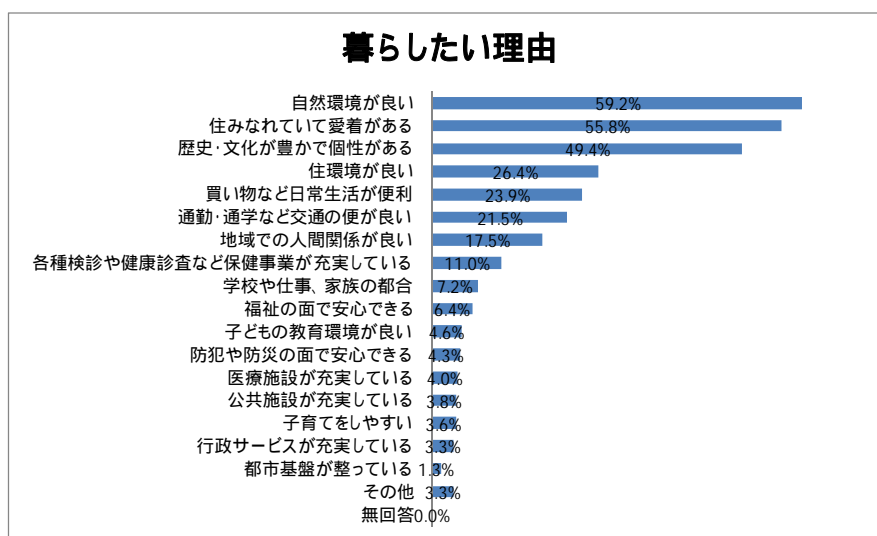
(2) 今後の居留意向

- ・ 今後も斑鳩町で暮らしたいと思うか尋ねたところ、「今後も暮らしたい」という回答が 75.2%となっており、定住志向の高いまちといえます。
- ・ 年齢別では、年齢が高いほど、「今後も暮らしたい」という回答の割合が高くなりますが、20 歳代と 40 歳代で「暮らしたいとは思わない」という回答が 15%前後と明らかに高くなっており、この世代にとって、住みにくさがあることがうかがえます。



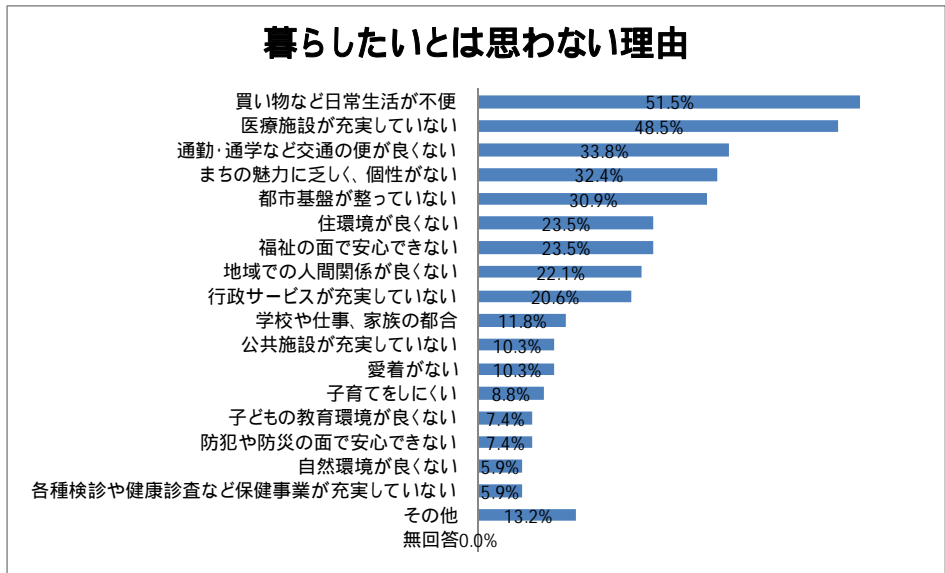
(3) 今後も暮らしたい理由

- ・ 「今後も暮らしたい」と回答した方に、斑鳩町で暮らしたいと思う理由を 3 つまでの複数回答で尋ねたところ、「自然環境が良い」という回答が 59.2%と最も多くなっており、次いで「住みなれていて愛着がある」が 55.8%、「歴史・文化が豊かで個性がある」が 49.4%となっています。これら 3 つの項目が今後も暮らしたい理由の代表的なものといえます。
- ・ 年齢別では、1 番多い理由にはやや違いがあり、「自然環境が良い」が 30 歳代、40 歳代、50 歳代、「住みなれていて愛着がある」が 10 歳代、60 歳代、70 歳代、「歴史・文化が豊かで個性がある」が 20 歳代となっています。また、30 歳代では「通勤・通学など交通の便が良い」が「住みなれていて愛着がある」を上回って 3 番目に多くあげられています。



(4) 暮らしたいとは思わない理由

- ・「暮らしたいとは思わない」と回答された方に、斑鳩町で暮らしたいとは思わない理由を3つまでの複数回答で尋ねたところ、「買い物など日常生活が不便」という回答が51.5%と最も多く、次いで「医療施設が充実していない」、「通勤・通学など交通の便が良くない」、「まちの魅力に乏しく、個性がない」、「都市基盤が整っていない」などが3割以上となっています。



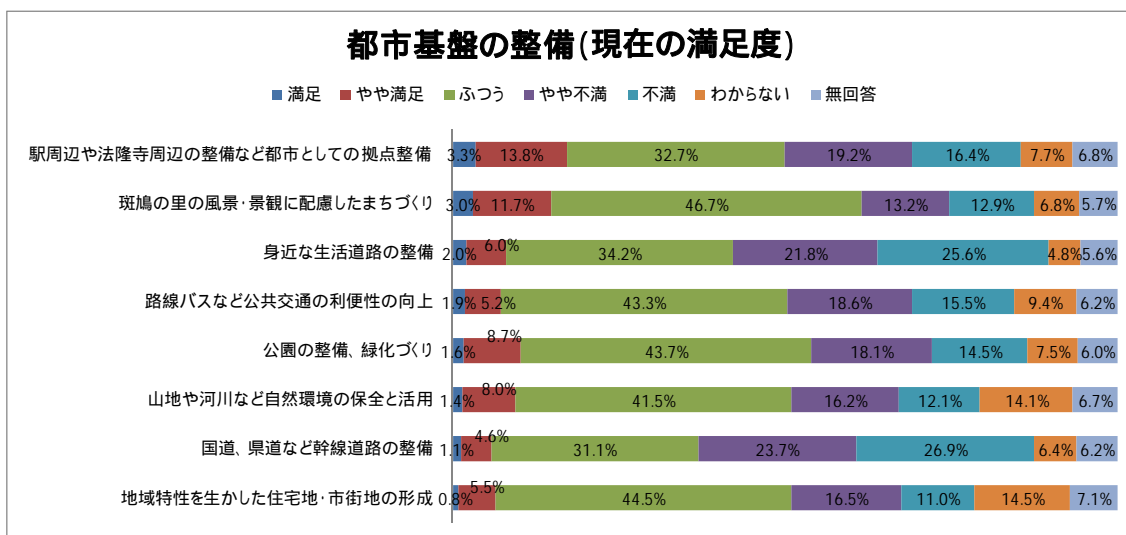
2 - 3 施策の現在の満足度と今後の重要度について

アンケートでは、本町が現在、取り組んでいる施策として、「1.地域づくり・人づくり」「2.保健・福祉・医療の充実」「3.教育・文化の振興」「4.都市基盤の整備」「5.生活環境の整備」「6.産業・観光の振興」「7.行政運営」の7項目に分けて、施策ごとの「現在の満足度」と「今後の重要度」について、評価を求めています。このうち、「4.都市基盤の整備」「5.生活環境の整備」「6.産業・観光の振興」の3項目を取りあげます。

(1) 都市基盤の整備

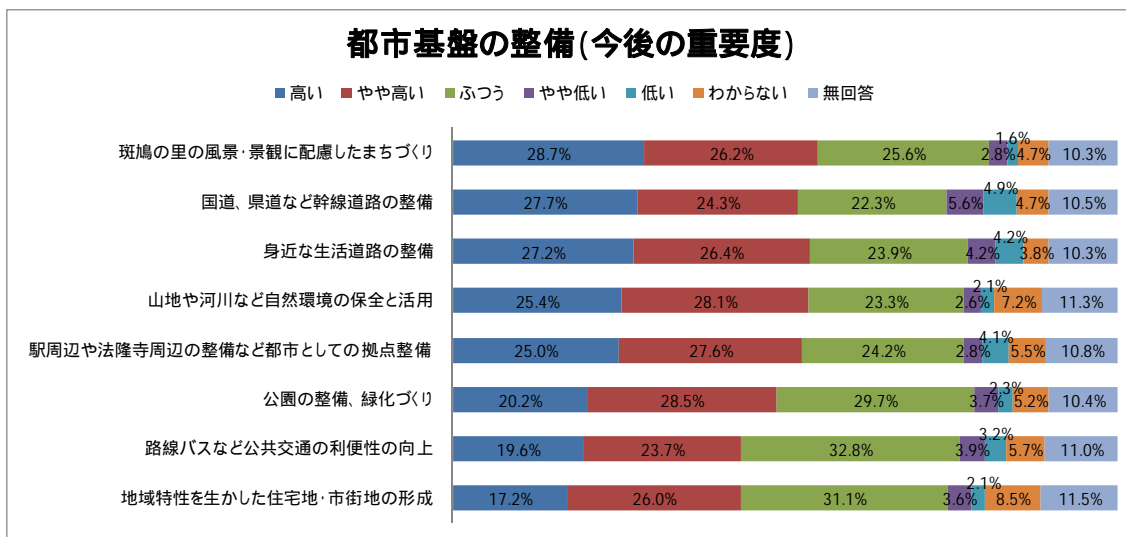
【現在の満足度】

- ・都市基盤の整備に関し、満足度の割合の高い施策として、「駅周辺や法隆寺周辺の整備など都市としての拠点整備」、「斑鳩の里の風景・景観に配慮したまちづくり」があげられます。しかし、これらについても「不満」「やや不満」という回答が「満足」「やや満足」を上回っています。
- ・不満の割合が最も高いのは「国道、県道など幹線道路の整備」であり、次いで「身近な生活道路の整備」、「駅周辺や法隆寺周辺の整備など都市としての拠点整備」となっています。また、「路線バスなど公共交通の利便性の向上」、「公園の整備、緑化づくり」なども不満の割合が高い施策となっています。



【今後の重要度】

- ・都市基盤の整備に関する今後の重要度では、「斑鳩の里の風景・景観に配慮したまちづくり」が、最も重要度の高い施策としてあげられています。次いで、「国道、県道など幹線道路の整備」、「身近な生活道路の整備」、「山地や河川など自然環境の保全と活用」、「駅周辺や法隆寺周辺の整備など都市としての拠点整備」があげられていますが、この5項目をあげる人の割合はほとんど差がなく、いずれも重要な施策と考えられています。



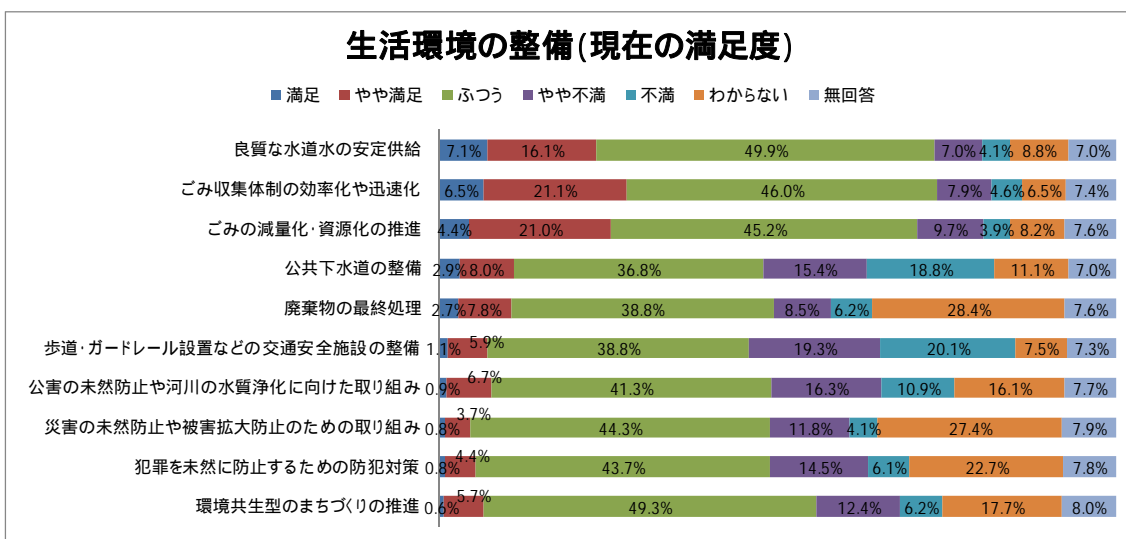
【満足度と重要度の関係】

- ・全体として、施策の満足度は低く、重要度は高いという回答になっていますが、これは、一般的な傾向であり、ここでは、都市基盤整備の中で相対的に満足度の高い施策と、重要度の高い施策の関係を見ていきます。
- ・満足度が高く、重要度も高い施策については、本町の良さを生かすために重視していくべき施策と考えられます。これにあたる施策として、「斑鳩の里の風景・景観に配慮したまちづくり」、「山地や河川など自然環境の保全と活用」、「駅周辺や法隆寺周辺の整備など都市としての拠点整備」の3つがあげられます。
- ・満足度は低いですが、重要度が高い施策については、不十分な点を改善していくために重視すべき施策と考えられます。これにあたる施策として、「国道、県道など幹線道路の整備」、「身近な生活道路の整備」の2つがあげられます。

(2) 生活環境の整備

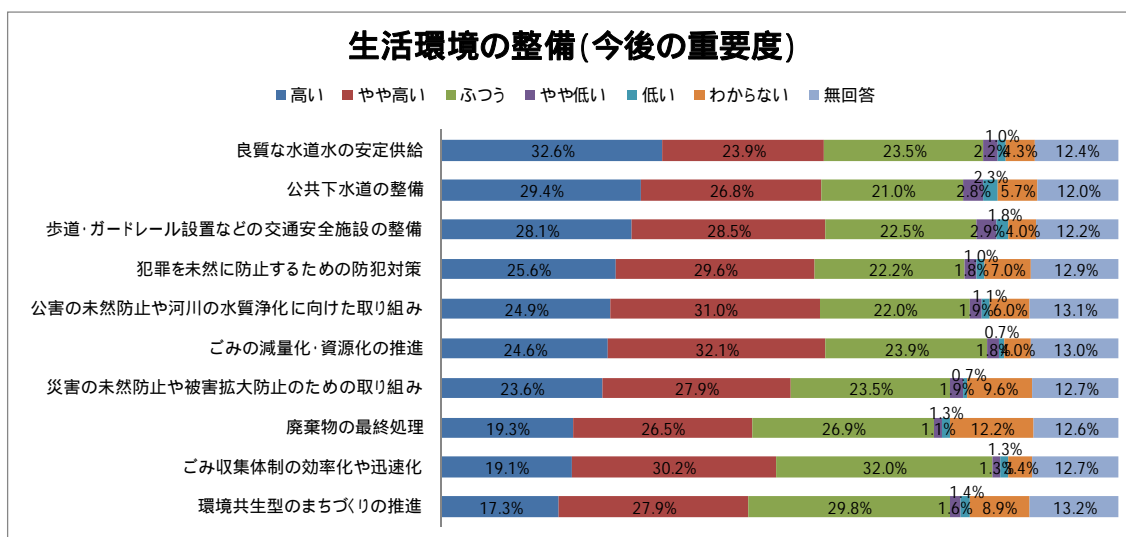
【現在の満足度】

- ・生活環境の整備に関する現在の満足度では、「良質な水道水の安定供給」、「ごみ収集体制の効率化や迅速化」、「ごみの減量化・資源化の推進」が高く、不満度は比較的低くなっています。
- ・「公共下水道の整備」以下の項目は、不満が満足を上回っています。特に「歩道・ガードレール設置などの交通安全施設の整備」の不満度が高くなっています。



【今後の重要度】

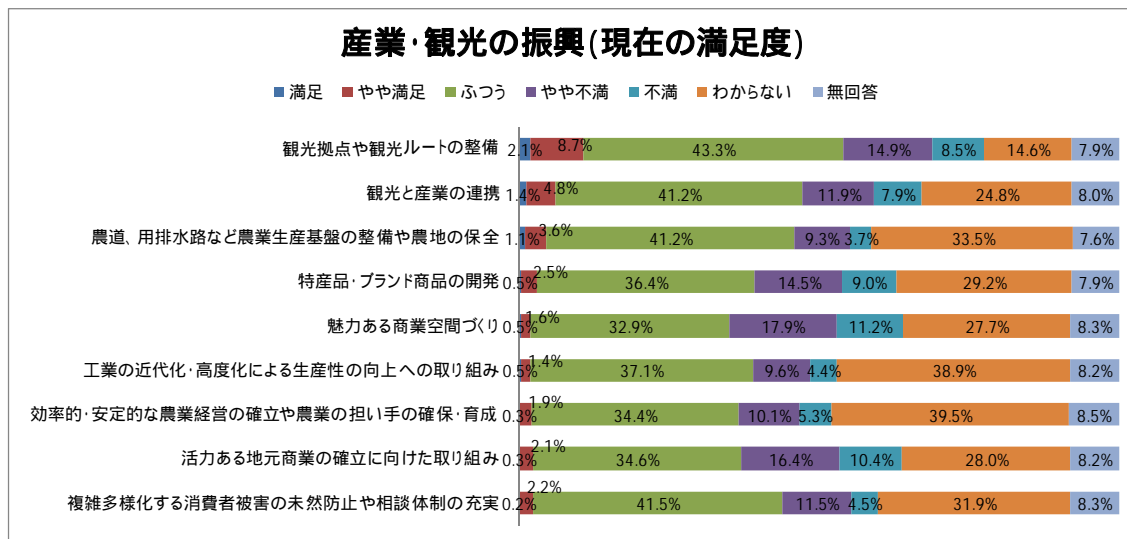
- ・生活環境の整備に関する今後の施策の重要度では、「良質な水道水の安定供給」が最も高く、「公共下水道の整備」、「歩道・ガードレール設置などの交通安全施設の整備」が次いで重要な施策とされています。さらに、「犯罪を未然に防止するための防犯対策」、「公害の未然防止や河川の水質浄化に向けた取り組み」、「ごみの減量化・資源化の推進」と続きますが、「高い」と「やや高い」を合わせると、これらの6項目については、ほとんど差がなく、重要な施策と考えられています。



(3) 産業・観光の振興

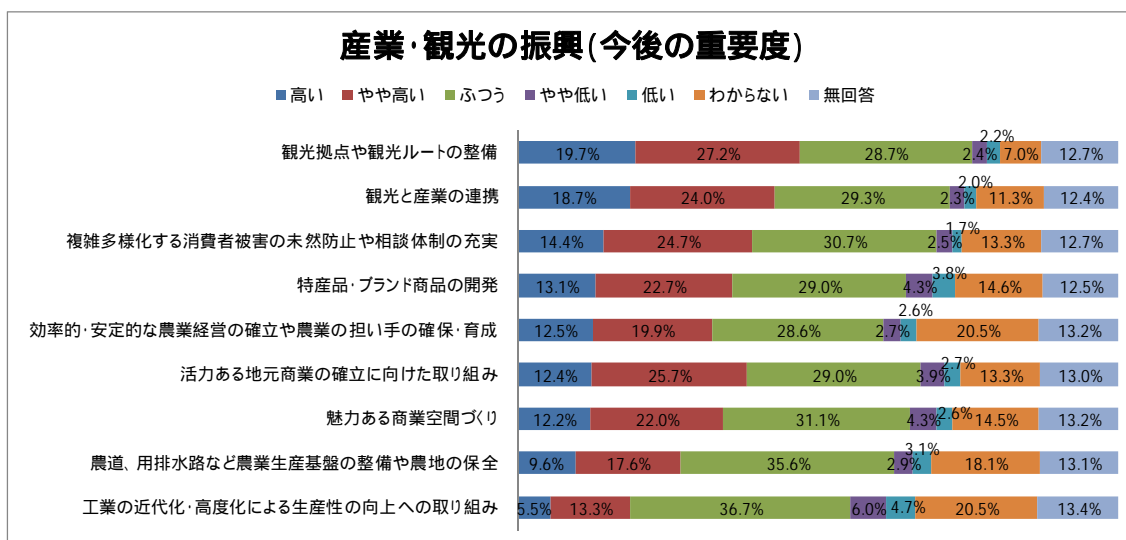
【現在の満足度】

- ・産業・観光の振興に関する現在の満足度では、「ふつう」、「わからない」の割合も高くなっていますが、全ての項目で不満が満足を上回っています。
- ・特に「魅力ある商業空間づくり」、「活力ある地元商業の確立に向けた取り組み」、「特産品・ブランド商品の開発」などの不満度が高くなっています。

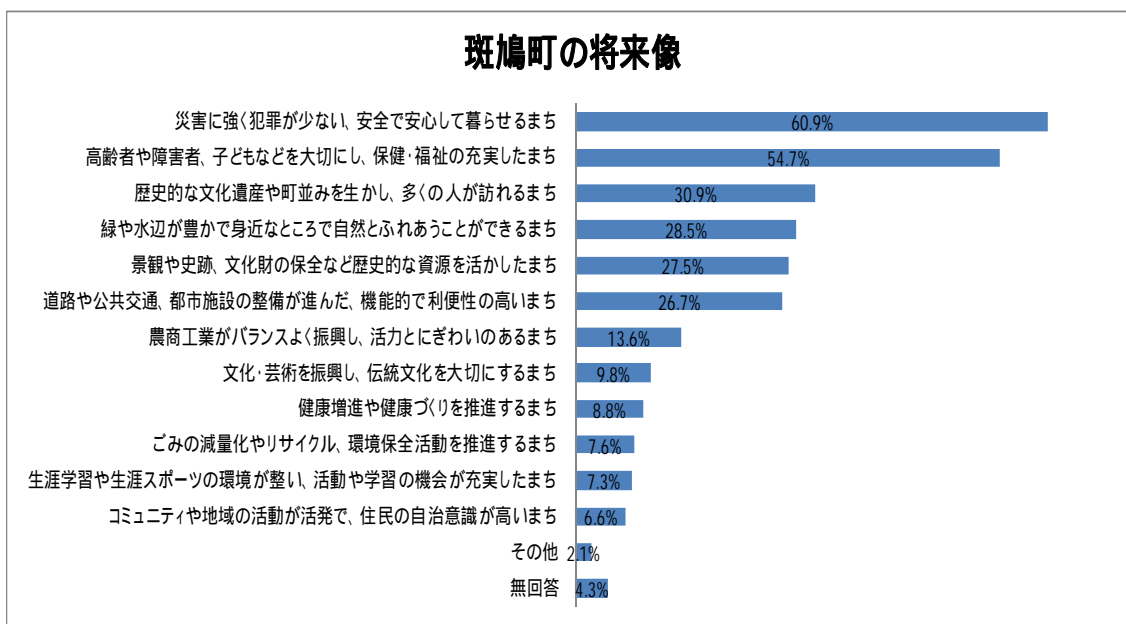


【今後の重要度】

- ・産業・観光の振興に関する今後の重要度では、「観光拠点や観光ルートの整備」が、最も高く、「観光と産業の連携」、「複雑多様化する消費者被害の未然防止や相談体制の充実」が次いで重要な施策とされています。
- ・「高い」と「やや高い」を合わせると、「活力ある地元商業の確立に向けた取り組み」や「特産品、ブランド商品の開発」、「魅力ある商業空間づくり」も次いで、重要な施策と考えられています。

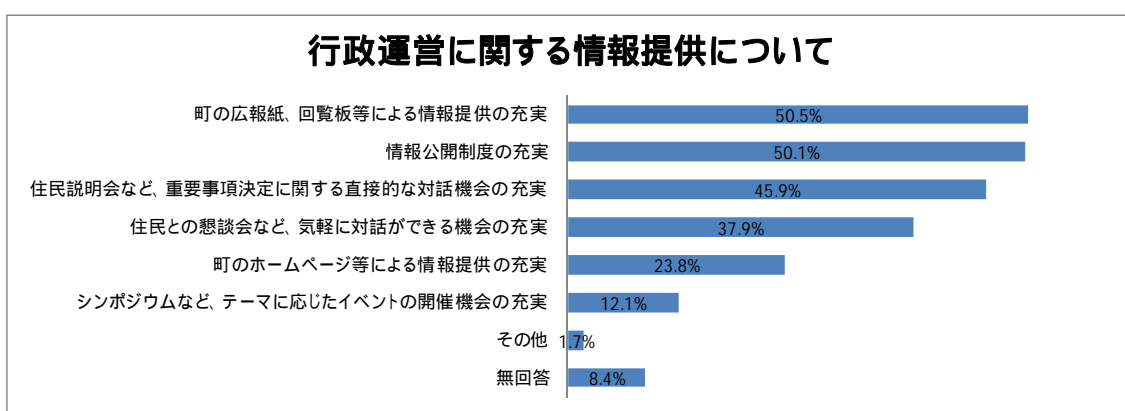


- ・ 将来の斑鳩町がどのような「まち」であってほしいと思うか尋ねたところ（3 つまでの複数回答）、「災害に強く犯罪が少ない、安全で安心して暮らせるまち」という回答が 60.9%と最も高くなっており、次いで「高齢者や障害者、子どもなどを大切にし、保健・福祉の充実したまち」が 54.7%となっています。
- ・ 「歴史的な文化遺産や町並みを生かし、多くの人を訪れるまち」、「緑や水辺が豊かで身近なところで自然とふれあうことができるまち」、「景観や史跡、文化財の保全など歴史的な資源を活かしたまち」、「道路や公共交通、都市施設の整備が進んだ、機能的で利便性の高いまち」という回答も 3 割前後となっています。
- ・ このうち、「歴史的な文化遺産や町並みを生かし、多くの人を訪れるまち」と「景観や史跡、文化財の保全など歴史的な資源を活かしたまち」の 2 項目はいずれも「歴史・文化」を生かしたまちであり、それぞれ 3 割前後の人があげていることから、回答の多かった「安全・安心」、「保健・福祉」と並んで「歴史・文化」は重要な視点とみることができます。



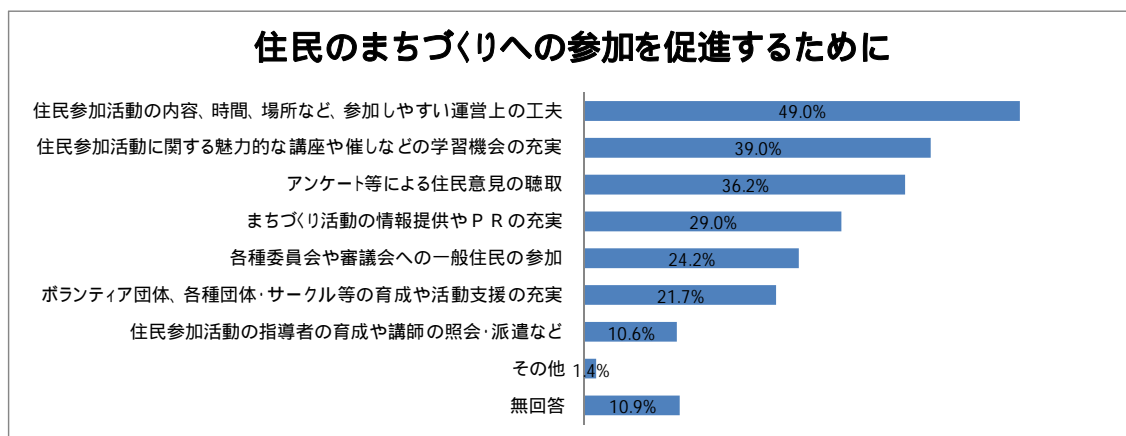
(1) 行政運営に関する情報提供

- ・行政運営に関する情報提供について、どのようなことに力をいれるべきと思うか尋ねたところ（3 つまでの複数回答）「町の広報紙、回覧板等による情報提供の充実」、「情報公開制度の充実」、「住民説明会など、重要事項決定に関する直接的な対話機会の充実」がそれぞれ 5 割前後となっており、これらに次ぐ「住民との懇談会など、気軽に対話ができる機会の充実」と合わせると、特に、紙面による情報提供や直接の対話が求められています。
- ・年齢別では、若い世代ほど「町のホームページ等による情報提供の充実」の割合が高くなっている傾向がみられます。



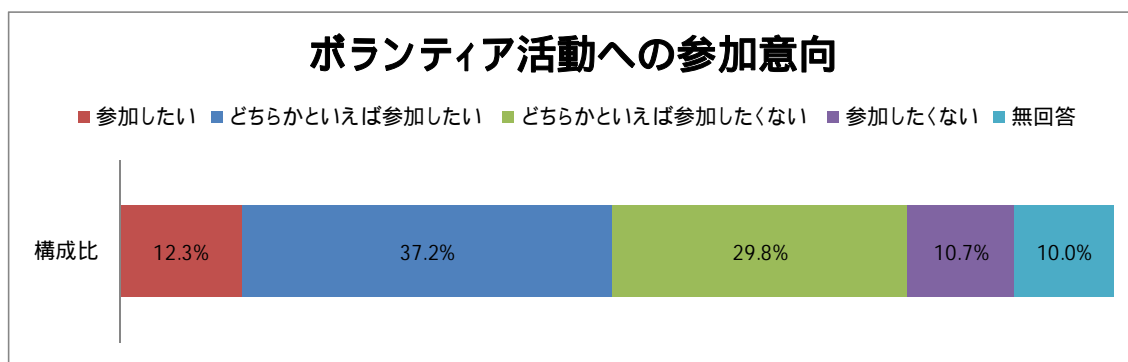
(2) 住民のまちづくりへの参加の促進

- ・住民のまちづくりへの参加を促進するためには、どのようなことに力を入れるべきと思うか尋ねたところ（3 つまでの複数回答）「住民参加活動の内容、時間、場所など、参加しやすい運営上の工夫」が 49.0%と最も多く、次いで、「住民参加活動に関する魅力的な講座や催しなどの学習機会の充実」、「アンケート等による住民意見の聴取」が 4 割前後となっています。
- ・年齢別では、「住民参加活動に関する魅力的な講座や催しなどの学習機会の充実」が 10 歳代で突出している傾向がみられます。



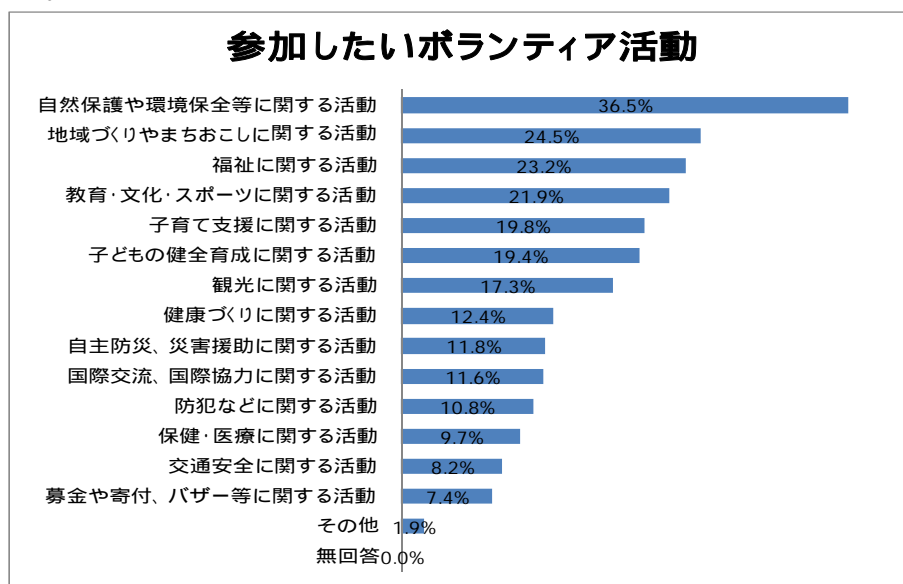
(3) ボランティア活動への参加意向

- ・自分の本来の仕事とは別に、地域や社会のために時間や労力・技術などを無償で提供する奉仕活動をボランティア活動といますが、今後、ボランティア活動に参加したいと思うか尋ねたところ、「参加したい」という回答が 12.3%、「どちらかといえば参加したい」は 37.2%で、合計すると、約半数は参加したいと回答しています。一方、約 4 割は「(どちらかといえば)参加したくない」と回答しています。
- ・年齢別では 10 歳代の参加意向が高い傾向がみられます。



(4) 参加したいボランティア活動

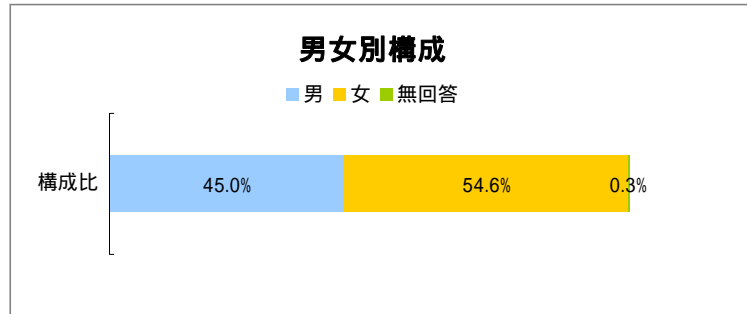
- ・ボランティア活動に「参加したい」または「どちらかといえば参加したい」と答えた方に、どのようなボランティア活動に参加したいと思うか尋ねたところ(3 つまでの複数回答)、「自然保護や環境保全等に関する活動」が 36.5%と最も多く、次いで、「地域づくりやまちおこしに関する活動」「福祉に関する活動」「教育・文化・スポーツに関する活動」「子育て支援に関する活動」「子どもの健全育成に関する活動」「観光に関する活動」がいずれも 2 割前後となっており、多様な参加機会が求められています。
- ・年齢別では、子育て世代(20 歳代、30 歳代など)は子ども関係、10 歳代は教育・文化・福祉・環境、60 歳代は環境など、年齢層によって参加したい活動に変化がみられます。



(1) 性別・年齢

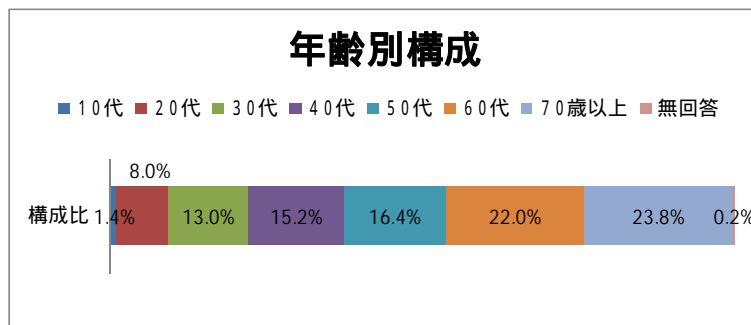
性別

- ・回答者の性別は、「男性」が 45.0%、「女性」が 54.6%と女性が多くなっています。



年齢

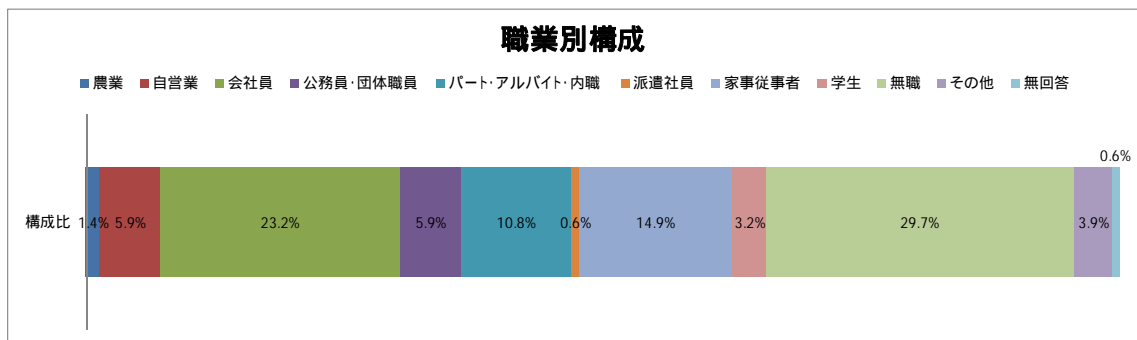
- ・年齢別では、「70歳以上」が 23.8%、次いで「60代」が 22.0%、「50代」が 16.4%となっています。



(2) 職業および通勤・通学地

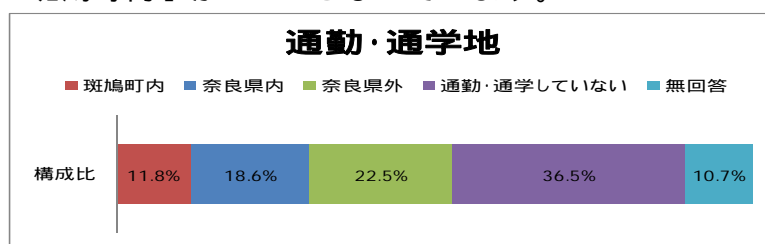
職業

- ・職業は、60歳代、70歳以上が多いこともあり、「無職」が 29.7%と最も多く、次いで「会社員」が 23.2%、「家事従事者」が 14.9%となっています。



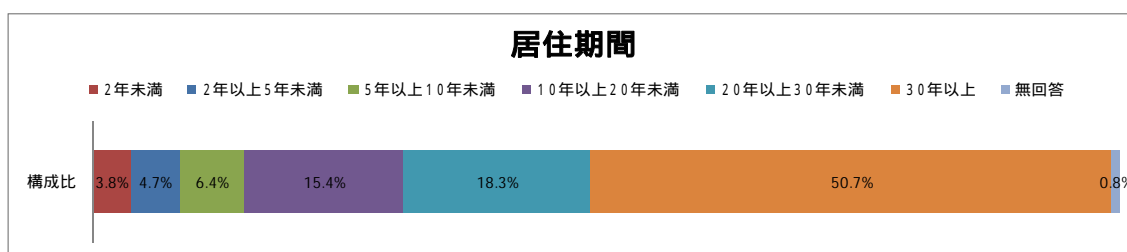
通勤・通学地

- ・通勤・通学地は、高齢者や女性が多く、また無職や家事従事者が多いことから「通勤・通学していない」が 36.5%で最も多く、次いで「奈良県外」が 22.5%、「奈良県内」が 18.6%、「斑鳩町内」が 11.8%となっています。



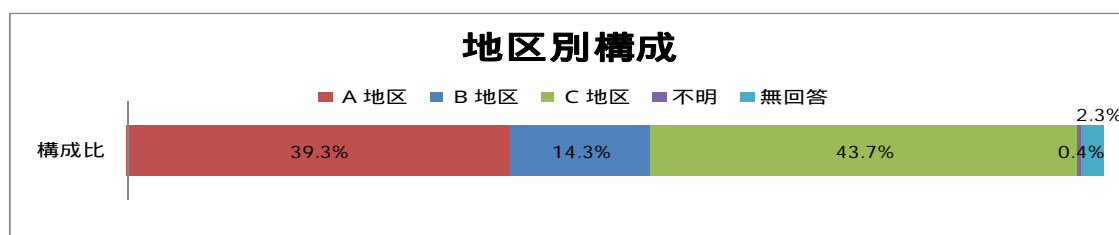
(3) 居住期間

- ・中高年以上が多いこともあり、居住期間は、「30年以上」が 50.7%を占め、「20年以上30年未満」が 18.3%、「10年以上20年未満」が 15.4%と居住期間が長い回答者が多くなっています。



(4) 居住地区

- ・地区別構成は「A地区」が 39.3%、「B地区」が 14.3%、「C地区」が 43.7%となっています。



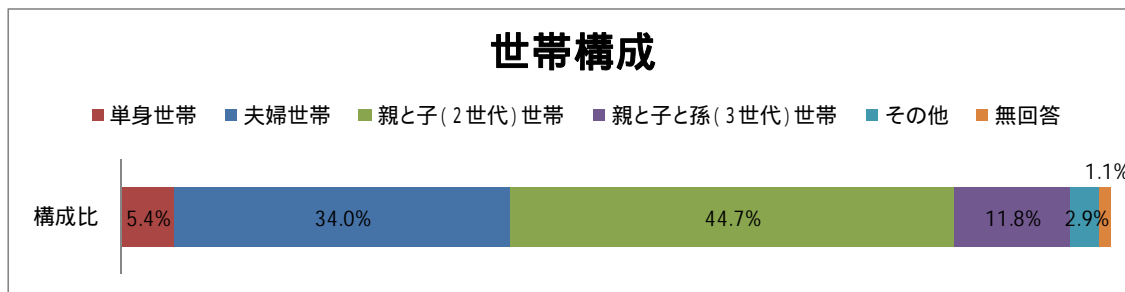
地区別町丁名

地区	町丁名	人口構成
A地区	龍田北1～6丁目 龍田1～4丁目 龍田南3～6丁目 龍田西1～8丁目 小吉田1丁目 稲葉車瀬1～2丁目 稲葉西1～2丁目 神南1～5丁目	40.8%
B地区	法隆寺西1～3丁目 法隆寺1～2丁目 法隆寺山内 法隆寺北1～2丁目 法隆寺東1～2丁目 幸前1丁目 大字三井 大字岡本 大字法隆寺	13.9%
C地区	龍田南1～2丁目 小吉田2丁目 五百井1丁目 服部1～2丁目 法隆寺南1～3丁目 東福寺1丁目 興留1～10丁目 興留東1丁目 阿波1～3丁目 高安西1丁目 高安1～2丁目 大字高安 幸前2丁目 目安1～4丁目 目安北1～3丁目 大字目安	45.3%

(5) 世帯及び住居の状況

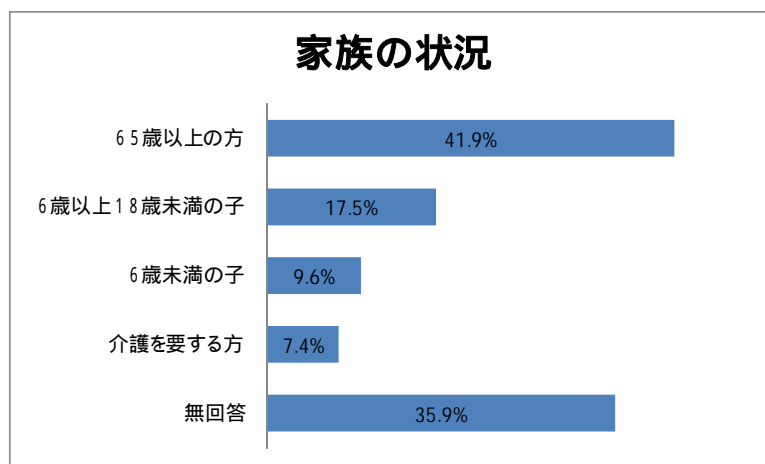
世帯構成

- ・世帯構成は、「親と子(2世代)世帯」が44.7%と最も多くなっていますが、「夫婦世帯」が34.0%、「単身世帯」が5.4%と2人以下の世帯も多くなっています。「親と子と孫(3世代)世帯」は11.8%となっています。



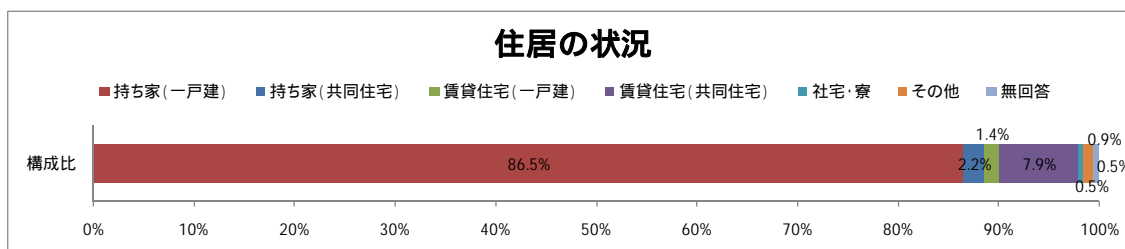
家族の状況

- ・家族の状況は、「65歳以上の方」が居る世帯は41.9%であり、「6歳以上18歳未満の子」が居る世帯は17.5%、「6歳未満の子」が居る世帯は9.6%となっています。「介護を要する方」が居る世帯は7.4%となっています。「無回答」の35.9%はこれらの家族が居ない世帯と考えられます。



住居の状況

- ・「持ち家(一戸建)」が86.5%で最も多くなっています。



3. 都市づくりの課題

(1) 計画的な土地利用の誘導と都市機能の充実

- ・山林、農地、市街地のバランスのとれた現状の土地利用を維持するため、山林、農地の保全が求められています。また、市街地においては、計画的な市街地整備と都市機能の充実が求められています。
- ・JR 法隆寺駅周辺は、交通拠点、観光拠点、交流拠点や生活拠点など多様な都市機能をあわせ持った斑鳩の里の玄関口にふさわしい整備が求められています。
- ・整備がすすめられている、いかるがパークウェイの沿道においては、適正な土地利用にむけた誘導が求められています。
- ・本町には、歴史、自然、文化や生活面において、様々な資源が点在していますが、それらが十分に結びついていない状況にあるため、これらの資源を利用した拠点の整備、充実や各拠点のネットワーク化をはかることが求められています。

(2) 体系的な道路・交通網と交通環境の整備

- ・本町の主要幹線道路である国道 25 号は、非常に交通量が多く、交通渋滞の発生のほか、渋滞を避けるために、住宅地内の生活道路へ通過交通が流入するなどの問題が発生しており、いかるがパークウェイをはじめとする都市計画道路の整備が求められています。
- ・幹線道路と生活道路とのネットワークを形成するため、幹線道路に接続する町道の整備が求められています。
- ・国道 25 号など交通量の多い道路については、歩行者や自転車の安全を確保するため、歩道の設置や拡幅など交通安全施設の整備が求められています。

(3) 斑鳩の里の景観の保全と活用

- ・矢田丘陵の緑を背景として、世界遺産に登録されている法隆寺、法起寺をはじめ、数多くの歴史的遺産が田園風景のなかに点在する斑鳩の里の景観を、将来にわたり保全するとともに、活用をはかることが求められています。
- ・法隆寺の周辺は、多くの観光客が訪れ、斑鳩町を代表する歴史的・文化的遺産が集積している地域であり、今後も、歴史的な景観の保全が求められています。
- ・国道や県道など幹線道路沿道の一部の地域においては、周辺の景観と不調和な色彩の建物や広告物などが見受けられ、斑鳩らしい景観を損なう要因となっていることから、良好な景観の形成にむけた新たな取組が求められています。
- ・JR 法隆寺駅周辺は、住民だけでなく、多くの観光客が訪れる斑鳩の里の玄関口としての景観の形成が求められます。
- ・耕作放棄地が増加傾向にあることから、斑鳩らしい田園景観の保全が求められています。また、市街地においても、良好な景観の形成にむけた取組が求められています。

(4) 身近な生活環境の整備

- ・快適なくらしの実現にむけ、公共下水道の整備が求められています。
- ・大地震や集中豪雨などによる災害の危険性が高まるなか、建築物の耐震性の向上や浸水対策など都市の防災性の向上が求められています。
- ・自然や田園が身近にある斑鳩町の特色を生かして、潤いのあるまちづくりをすすめるため、花とみどりのまちづくりを推進することが求められています。
- ・昭和30年代から昭和40年代にかけて造成された戸建住宅地においては、居住者の高齢化や空き家の増加による空洞化などの問題が発生していることから、多様な世代が住みやすい良好な住環境の形成にむけた取組が求められています。

斑鳩町のまちづくりの課題

1. 計画的な土地利用の誘導と都市機能の充実

バランスのとれた土地利用の維持保全
計画的な市街地の整備
JR法隆寺駅周辺整備
いかるがパークウェイ沿道の適正な土地利用の誘導
多様な拠点の整備・充実

2. 体系的な道路・交通網と交通環境の整備

いかるがパークウェイなど都市計画道路の整備促進
幹線道路に接続する町道ネットワークの構築
国道25号の歩道設置など交通安全施設の整備

3. 斑鳩の里の景観の保全と活用

法隆寺周辺の景観保全
幹線道路沿道の景観の誘導
JR法隆寺駅周辺の景観形成
田園景観の保全と市街地景観の形成

4. 身近な生活環境の整備

公共下水道の整備
都市の防災性の向上
花とみどりのまちづくりの推進
高齢化・空洞化する住宅地の活性化

第 2 章

都 市 づ く り の 目 標

第2章 都市づくりの目標

1. 都市の将来像

第4次斑鳩町総合計画では、まちの将来像として、本町がこれまでから掲げてきた「歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」を継承するとともに、参加と協働のまちづくりを重要なテーマとしてすすめていく方針を「ともに生き、ともに育むまち」という一節により表現しています。

これを受け、都市計画マスタープランでは、第4次斑鳩町総合計画で掲げるまちの将来像の実現にむけ、都市計画の視点から施策を実施していくこととし、都市計画マスタープランで定める都市の将来像は、第4次斑鳩町総合計画で掲げるとおり、歴史と文化がくらしの中に息づく斑鳩らしさを生かしながら、心豊かにくらせる“新斑鳩の里”を、住民と行政がともに育むまちとします。

ともに生き、ともに育むまち

歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”

2 . 都市づくりの目標

都市の将来像の実現にむけ、本町が持つ豊かな歴史的・文化的資源や自然環境、良好な景観を生かし、次の3つを都市づくりの目標として掲げます。

これらの目標を実現するため、住民、事業者、行政が互いに協働して、まちづくりをすすめることにより、個性的で魅力があり、住むことに誇りを持てるまちをめざします。

(1) 豊かな歴史と文化を守り生かした魅力あるまち

古都として長い年月の積み重ねにより育まれてきた豊かな歴史と文化がくらしの中に多様に存在する本町の独自性を生かし、斑鳩に住むことを誇りに思えるような魅力あるまちを創り出します。また、斑鳩町を訪れる人々にとっても、社寺だけでなく、まちそのものの持つ魅力にふれるまちなか観光を充実させ、農業や商業と連携した観光の振興をはかるまちづくりをすすめます。

(2) 斑鳩らしい景観とゆとりある住環境を備えたまち

矢田丘陵の山並みを背景に、田園風景の中に社寺や古墳が点在し、歴史的町並みや古くからの集落が一体となって形成された「斑鳩の里」と称される独自の景観を保全します。また、生活基盤の整備をすすめるとともに花と緑のまちづくりに取り組むなど、定住性の高い快適でゆとりある住環境の形成をめざします。

(3) 自然と共に生きる環境にやさしいまち

矢田丘陵や三室山の緑、竜田川、富雄川や大和川、ため池の水辺など、斑鳩町においては身近に豊かな自然と触れ合うことができます。こうした豊かな自然を住民、事業者、行政がともに守り育てる取組をすすめるとともに、ごみの減量化や再資源化、バイオマスタウン構想の推進に取り組むなど、環境にやさしいまちづくりをすすめます。

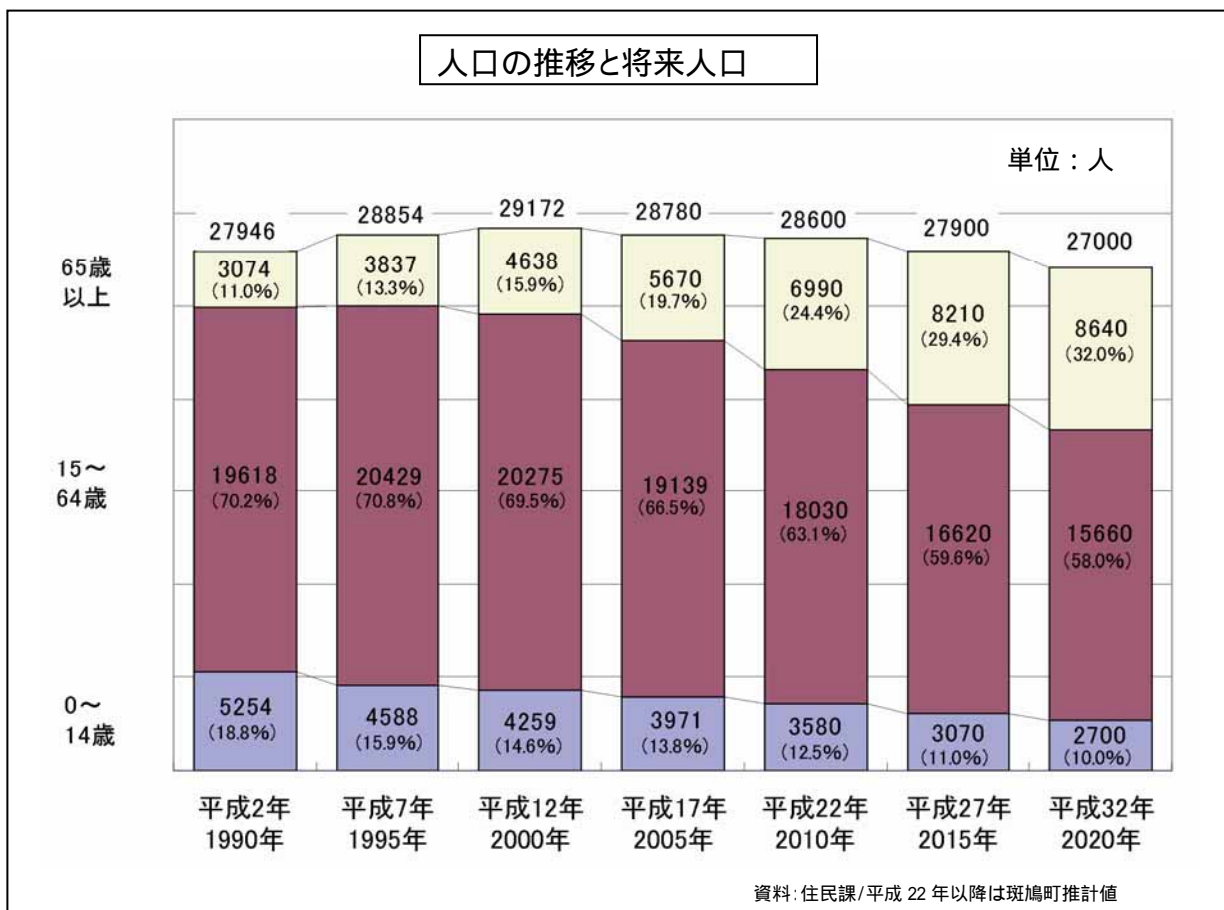
3. 将来人口の想定

第4次斑鳩町総合計画では、目標年次にあたる平成32年の人口を27,000人と想定しています。

本町の人口は、昭和22年に3町村が合併し、斑鳩町として発足した当時は約11,000人でしたが、昭和30年代後半からまとまった規模の住宅地の開発がすすみ、平成12年の約30,000人弱まで増加傾向が続いていました。その後は、少子高齢化の進展に伴う自然減に加え、転出が転入を上回る社会減が続き、本町の人口は緩やかな減少傾向となっています。

このような状況から、今後の人口動向については、長期的には微減傾向が続くものと予測されます。

こうしたことから、本計画の目標年次である平成32年における本町の将来人口は、第4次斑鳩町総合計画と同じく、27,000人と想定します。



4 . 都市構造

都市構造とは、現状の土地利用や交通体系を踏まえて、将来の望ましい都市機能の配置を空間的、概念的に示すものです。

本町においては、都市づくりの目標の実現にむけ、次のように「多様で魅力ある拠点」と「拠点を結ぶネットワーク」を設定し、都市構造の充実をめざします。

(1) 多様で魅力ある拠点

都市づくりをすすめるうえで、歴史・自然、生活・文化などの面から重要な機能を担う地区や施設を、多様で魅力ある拠点として定めます。

多様で魅力ある拠点のうち、斑鳩の里の玄関口として多くの人が行き交い、まちの顔とも言える「JR 法隆寺駅周辺地区」および世界遺産に登録されている法隆寺を中心に歴史的・文化的資源が集積している「法隆寺周辺地区」を、主要拠点として定めます。

また、このほかの多様で魅力ある拠点は、「歴史・自然拠点」、「生活・文化拠点」に区分し定めます。

主要拠点

主要拠点については、既存施設を中心に、地区の特性を生かした都市機能の充実や環境整備をすすめます。

名 称	拠点に含まれる要素	主な都市機能
JR 法隆寺駅周辺地区	JR 法隆寺駅、駅前広場、バス停 タクシー乗降場、レンタサイクル 法隆寺駅北口自転車等駐車場 駅前北口商店街、観光案内所	交通拠点、観光拠点 交流拠点、生活拠点
法隆寺周辺地区	法隆寺とその裏山、中宮寺 西里、東里の町並み 法隆寺門前周辺の店舗 法隆寺 センター 法隆寺観光自動車駐車場 レンタサイクル、史跡藤ノ木古墳 斑鳩文化財センター	歴史・文化拠点 観光拠点、生活拠点

歴史・自然拠点

名 称	機 能
法輪寺周辺	歴 史
法起寺周辺	歴 史
史跡中宮寺跡周辺	歴 史
上宮遺跡公園	歴 史
龍田の町並み	歴 史
竜田川緑地	自 然
大和川第一緑地	自 然
斑鳩ため池周辺	自 然
天満池・天満スポーツグラウンド	自 然、健康づくり

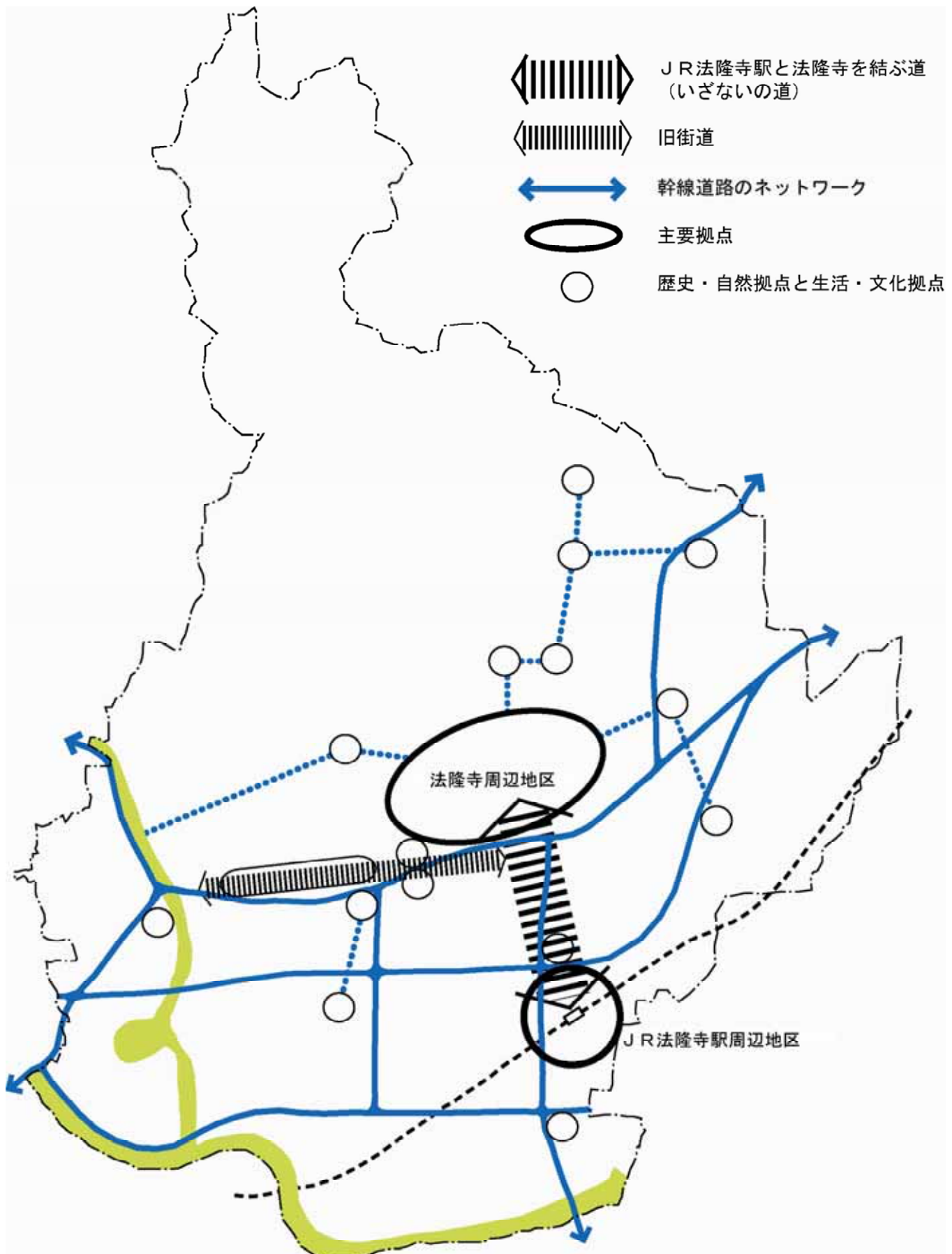
生活・文化拠点

名 称	機 能
斑鳩町役場	公共サービス
いかるがホール・図書館	文化、生涯学習
中央公民館	文化、生涯学習
西公民館	文化、生涯学習
東公民館	文化、生涯学習
すこやか斑鳩スポーツセンター	健康づくり、生涯スポーツ
健民運動場	健康づくり、生涯スポーツ
ふれあい交流センターいきいきの里	福祉、健康づくり
生き生きプラザ斑鳩	福祉、健康づくり、子育て

(2) 拠点を結ぶネットワーク

多様で魅力ある拠点間を結ぶ道路のネットワークとして、「幹線道路」、「JR 法隆寺駅と法隆寺を結ぶ道（いざないの道）」、「旧街道」、「歴史・自然散策の道」を定め、地域間の交流を促進します。

都市構造図



第 3 章

都 市 づ く り の 方 針 (全 体 構 想)

第3章 都市づくりの方針（全体構想）

1. 土地利用の方針

斑鳩らしい景観の保全とゆとりある住環境の形成をはかるため、低層主体の低密度な土地利用を基調とします。

また、山林、農地、市街地の調和のとれた現状の土地利用を、原則として、維持することを土地利用計画の基本とします。

（1）山林

- ・本町の北部に位置する矢田丘陵の山林は、斑鳩の里の背後に広がる緑として、景観上重要であるとともに、保水機能による災害の防止や、生態系の維持をはじめ、環境保全の観点からも、大きな役割を果たしています。
- ・現状、山林部については、良好な環境を維持するため、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区・歴史的風土保存区域、近畿圏整備法に基づく近郊緑地保全区域、奈良県風致地区条例に基づく風致地区、奈良県自然環境保全条例に基づく環境保全地区の指定を受け、保全をはかっています。
- ・今後も原則として維持・保全をはかることとしますが、観光やレクリエーション、自然学習の場として利活用を行う場合は、自然環境との調和に努めます。

（2）農地

- ・大和川・富雄川の流域や市街地の周辺に広がる市街化調整区域の農地は、原則として維持・保全に努めることとし、特に農用地については集団優良農地として維持・保全をはかります。
- ・増加傾向にある遊休農地の解消にむけ、地域特性を生かした観光農業の展開、地域特産品づくりなど、観光や商業との連携をはかりながら、農地の利活用を推進します。
- ・市街化区域内の農地については計画的な土地利用をすすめることとしますが、農地として利用を継続する場合は、適正な管理をすすめ、良好な都市環境の形成のために活用をはかります。

（3）市街地

- ・住宅地 既存の住宅地については、生活基盤の整備をすすめることで、定住性の高い快適でゆとりある住宅地づくりをはかるとともに、市街化区域内の低未利用地については、計画的で良好な住宅地形成を誘導します。
- ・商業・業務地 幹線道路沿道やJR法隆寺駅周辺地域を中心に、商業・業務施設の集積をはかります。また、都市基盤の整備状況にあわせ、商業・業務地の見直しを検討します。

- ・工業地 既存の工業地を今後も緑化や景観づくりにむけた誘導をはかりながら維持することとします。また、今後の新しい工業立地は原則として、すでに工業系の用途地域に指定されているところとし、周辺の生活環境との調和をはかります。

2. 市街地整備の方針

市街地整備の方針を、住宅地、商業・業務地および工業地のそれぞれについて定めます。

(1) 住宅地の整備方針

- ・本町の住宅地は、伝統的住宅地、低層住宅地、一般市街地住宅地の3つに大きく類型化できます。
- ・既存の住宅地については、それぞれの特性を生かし、生活基盤の整備をすすめ、定住性が高く、斑鳩らしい景観と調和したゆとりある住環境の形成をはかります。
- ・市街化区域内の低未利用地については、小規模な住宅開発であっても良好な住環境となるよう、計画的に誘導します。
- ・新たに市街化区域に編入する地区については、土地区画整理事業等により都市基盤整備をはかるなど秩序ある良好な住宅地の形成を計画的に誘導します。
- ・人口減少社会の到来や高齢化社会の進展にともなう空き家の増加などによるコミュニティの活力低下を防ぐため、多様な世代が住むことができる環境づくりに努めます。

伝統的住宅地

- ・伝統的住宅地として、法隆寺周辺の西里・東里、法輪寺の三井、法起寺の岡本といった寺院を支えた集落、奈良街道（龍田街道）と呼ばれた旧街道に沿って形成された集落のほか、農家集落が多数点在しています。
- ・伝統的住宅地においては、和風の木造住宅が建ち並び、田園景観と調和した美しい集落景観を形成しています。
- ・既存の住宅のうち、歴史的価値のある住宅は貴重な文化財として保存をはかるとともに、新築や建替え等に際しては、周辺の町並みに調和するよう誘導します。
- ・伝統的住宅地の町並み・集落景観を守りながら、必要な生活基盤の整備をすすめることにより、防災機能を高め、住環境の向上をはかります。

低層住宅地

- ・低層住宅地は、昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけて、龍田北や龍田西などの丘陵部、また、興留など鉄道の沿線附近の平野部において民間事業者により、まとまった規模で開発された低層の戸建を中心とする住宅地です。宅地規模、住宅規模ともに比較的大きく、道路等生活基盤が整った斑鳩町の代表的な住宅地といえますが、開発後40年以上が経過し、居住者の高齢化、核家族化がすすみ、住宅地としての活力が低下しつつあります。
- ・小規模な住宅開発等により敷地が細分化され、地区環境が悪化することを防ぐため、地区計画や建築協定などの活用を積極的にはかります。
- ・歩いてくらせる住宅地をめざして、身近な生活サービスを充実させるとともに、若い世代の定住を促進するため、住環境の維持・改善をはかります。

一般市街地住宅地

- ・近年、市街化区域内では小規模な住宅開発がすすむとともに、幹線道路沿道には、マンションが立地するなど多様な住宅が小さい単位で混在する一般市街地住宅地を形成しています。
- ・一般市街地住宅地では生活基盤の整備とあわせて、日照や斑鳩らしい景観に配慮した低中層の良好な住宅地の形成をはかります。
- ・特に、JR 法隆寺駅周辺については、斑鳩の里の玄関口として、魅力ある市街地景観の形成にむけ、誘導をはかることにより、住宅地イメージの向上をめざします。

(1) 商業・業務地の整備方針

- ・本町の商業集積は、JR 法隆寺駅周辺と法隆寺門前にみられますが、古くから栄えてきた並松商店街や龍田商店街は、近年、商店街としての連続性を失い、機能が低下しつつあります。一方で、幹線道路沿道はロードサイド店を中心に商業・業務施設の立地がすすんでいます。
- ・日常の買物の利便性を向上するため、近隣型商業の活性化をはかるとともに、斑鳩町の豊富な資源を生かした商品づくりなど観光や農業と連携した魅力ある商業の創出をはかります。
- ・JR 法隆寺駅周辺は、斑鳩の里の玄関口として、駅前広場や道路の整備とあわせて、多様な市街地整備の手法を検討し、商業・業務機能の集積をはかります。
- ・幹線道路の沿道は、住民の日常生活における需要に対応した商業・業務施設の誘導をはかります。
- ・県道大和高田斑鳩線の沿道では、JR 法隆寺駅と法隆寺とを結ぶ、いざないの道として、歩いて楽しむことができる魅力的な商業施設の立地を誘導します。
- ・第1種低層住居専用地域に指定されている法隆寺門前およびその周辺地域は、観光と連携した歴史と文化を感じさせる商業施設の立地を誘導するため、特別用途地区や歴史的風致維持向上計画等の活用を検討します。
- ・既存商店街は、それぞれの地域特性を生かした店舗づくりなど商業展開をはかります。

(2) 工業地の整備方針

- ・本町の工業地は、東部の準工業地域内において集積が見られますが、積極的な工業誘致は行ってきていません。今後も、新しい工業立地は、原則として準工業地域内に限ることとし、町内に点在する既存の工業地については、周辺の景観や生活環境との調和をはかります。
- ・準工業地域内の工業地については、敷地内の緑化をすすめるなど、良好な生産環境の整備を誘導します。
- ・市街化調整区域内の既存工業地については、周辺の農地など自然環境と調和がとれた生産環境の整備を誘導します。
- ・市街地の中で工住混在型土地利用がはかられているところについては、住環境を重視した生産環境の改善を誘導します。

3. 道路・交通体系整備の方針

(1) 基本的考え方

- ・本町の交通体系は、本町唯一の鉄道駅である JR 法隆寺駅と、本町の南に位置している西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジにより、広域と結ばれています。また、隣接市町へは、主に国道や県道によりつながっていますが、特に国道 25 号は、朝夕の通勤ラッシュ時や観光シーズン時には交通渋滞が常態化しており、通過交通が住宅地内へ流入している状況です。こうしたことから、車、自転車、歩行者が、安全で快適に通行できるよう道路等の都市基盤の整備をすすめます。
- ・道路・交通空間は、単なる移動のためだけではなく、斑鳩らしい景観を楽しみ、憩いを感じられる空間形成をはかることにより、ゆとりと豊かさを実感できるものとしします。また、災害時には、避難路や緊急輸送路として、都市の防災性を高める役割を重視して整備をすすめます。
- ・子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが安心して通行できるよう、歩道の確保や段差の解消といったバリアフリー化など、道路環境の整備に取り組みます。
- ・環境負荷の小さい低炭素都市づくりをすすめるため、住民や観光客が拠点間を自転車で、安全で快適に移動できる走行空間の確保に、関係機関と連携をはかりながら取り組みます。

(2) 幹線道路の整備方針

- ・幹線道路として国道、県道（主要地方道）および都市計画道路を位置付けます。
- ・都市計画道路の整備をすすめることにより、幹線道路のネットワークを形成し、自動車による円滑な通行を確保するとともに、住宅地内への通過交通の流入を減らすことにより生活道路の安全性を高めます。
- ・国道や県道については、安全性や快適性を高めるため、改良を関係機関に要望するとともに、都市計画道路の整備と連動し、長期的な交通安全対策をすすめます。
- ・いかるがパークウェイについては、早期整備にむけ、取組をすすめるとともに、歴史・文化のまちに調和した「いかるがらしい新しいみちづくり」をめざして、斑鳩の景観と調和した道路として、整備をはかります。
- ・駅前広場・(仮称)法隆寺駅前線・都市計画道路安堵王寺線の整備をすすめ、県道大和高田斑鳩線とつなぐことで、JR 法隆寺駅へのアクセスを円滑にすることにより、交通拠点としての機能の強化をはかります。
- ・都市計画道路法隆寺線については、国道 25 号との取付け部の整備をすすめます。
- ・その他の未整備の都市計画道路については、幹線道路のネットワークを形成するため優先順位を定め、順次事業化をはかります。

幹線道路

路線名		計画幅員	現況幅員	整備状況
東西	1. 国道 25 号		9m	一部交通安全対策整備
	2. いかるがパークウェイ (都市計画道路郡山斑鳩王寺線)	22m		一部整備済
	3. 都市計画道路安堵王寺線	16m		未整備
南北	1. 県道大和高田斑鳩線		12m	整備済
	2. 県道奈良大和郡山斑鳩線		12m	整備済
	3. 国道 168 号		6m	整備済
	4. 都市計画道路法隆寺線	16m		一部整備済
	5. 都市計画道路法隆寺門前線	52m	52m	整備済
	6. (仮称)法隆寺駅前線	未定		未整備

駅前広場

名称	面積	整備状況
駅前広場 (JR 法隆寺駅南口)	未定	未整備

(3) 主要区画道路の整備方針

- ・ 地区レベルにおいて、幹線道路を補完する役割を果たす主要な県道や町道を主要区画道路として位置付けます。
- ・ 都市計画道路の整備の進捗にあわせ、ネットワークを形成するよう、主要区画道路の整備をすすめます。
- ・ 歴史・自然散策ルートと重なるところでは、歩道の設置などにより、歩行者や自転車の安全の確保をはかるとともに、景観に配慮した整備を行います。
- ・ 幹線道路との接続部分や住宅地内などにおいては、カーブミラーなど交通安全施設の整備を積極的にすすめ、通行の安全を確保します。

(4) JR 法隆寺駅と法隆寺をつなぐ道 (いざないの道) の整備方針

- ・ JR 法隆寺駅から法隆寺へいざなう歩行者や自転車のためのルートとして沿道を含め、もてなしの道にふさわしい景観の形成に取り組みます。あわせて沿道に魅力的な商業施設等を誘導することにより、斑鳩の里のまちなか観光への期待が高まる道として整備をすすめます。

(5) 旧街道の整備方針

- ・旧街道は、奈良街道のうち、かつての宿場町として当時の町並みが残る龍田、商店街として賑わいを見せた並松の間の沿道に点在している歴史的な資源を生かし、歩いてまちなか観光を楽しむことができるよう沿道を含めた環境整備をすすめます。

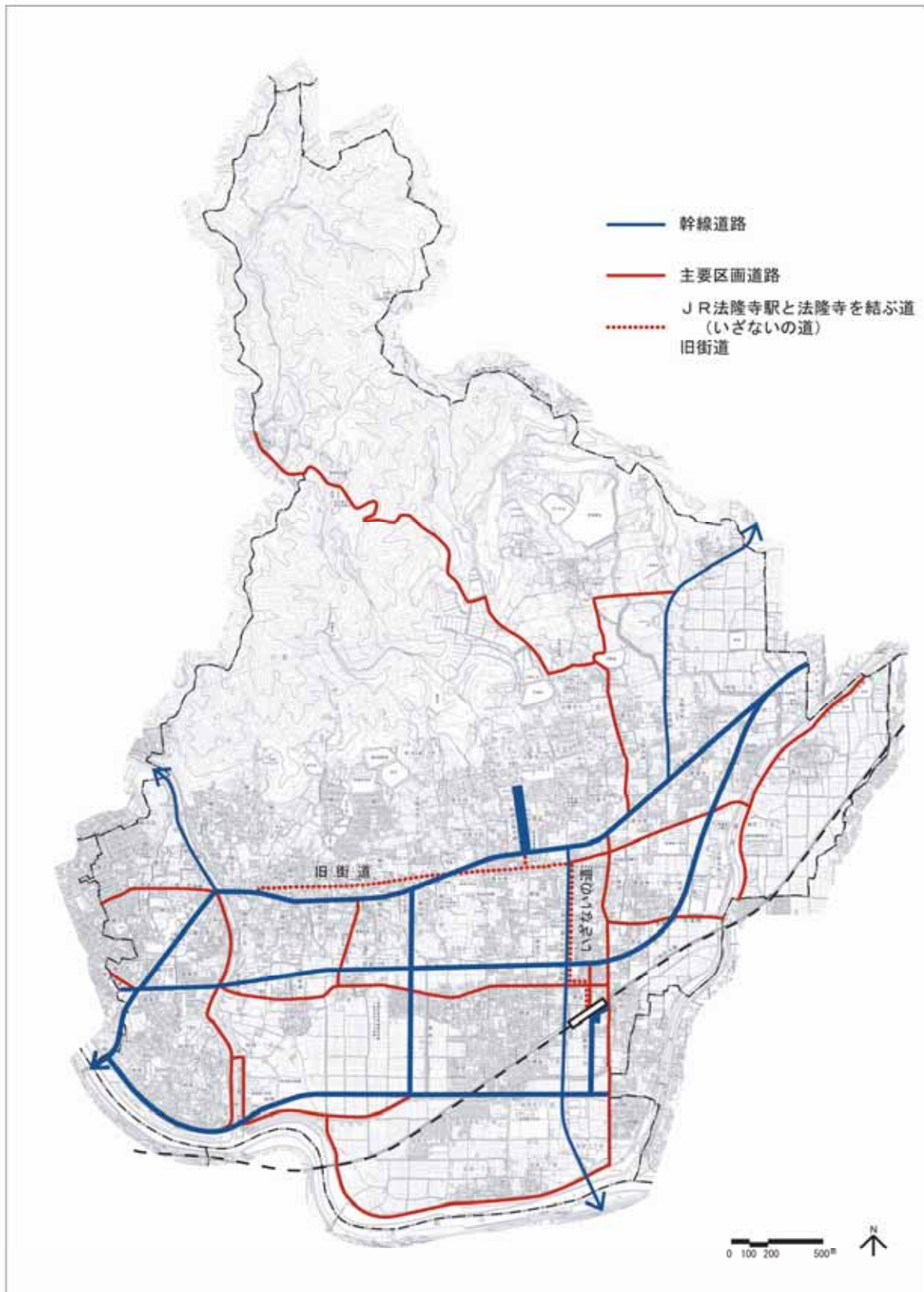
(6) 歴史・自然散策の道の整備方針

- ・歴史・自然散策の道は、地域住民や来訪者が、斑鳩の歴史や自然を楽しみながら、自転車や歩いて散策できる道であり、歴史街道ネットワークとして位置付けられている6ルートの基本とし、歴史・自然拠点や生活・文化拠点をつなぎます。
- ・これまで、歴史街道ネットワークの6ルートについては、自然色舗装や案内板の設置、ポケットパークの設置をすすめてきましたが、今後も引き続き、案内板等の設置を行うことにより、利用しやすいルートの整備をすすめます。
- ・主要区画道路と歴史・自然散策の道が重なる区間では、歩道の設置などにより、歩行者・自転車の安全を確保します。

(7) 公共交通の整備方針

- ・JR 法隆寺駅周辺は町内の公共交通の拠点として、駅前広場を中心に利用しやすいターミナルに整備します。
- ・コミュニティバスの充実などによって、歴史・自然拠点、生活・文化拠点などを結ぶ公共交通を確保するとともに、路線バスについては、関係機関と連携し、バスターミナルやバス停の整備、ルートや便数の改善、運行情報システムの高度化をはかるなど、バス利用者の利便性を高めます。
- ・観光用の駐車場など、観光バス・マイカーによる来訪者への交通サービス機能の維持改善をはかります。

●道路ネットワーク



4 . 都市施設整備の方針

公園・緑地、上下水道など都市施設整備の方針を定めます。

(1) 公園・緑地

- ・公園・緑地については、歴史環境と自然環境に恵まれた本町の特性を生かした整備をすすめます。
- ・公園・緑地は、歴史・自然拠点として歴史・自然散策の道で結び、地域住民や来訪者が斑鳩の歴史や自然を楽しめるように修景・整備をはかります。
- ・身近な地域における子どもの遊び場や高齢者の憩いの場として、安全で快適に利用ができるよう、既存の公園や子どもの広場の整備をはかります。
- ・快適で潤いのある地域づくりをすすめるため、公共空地のガーデン化、景観形成作物の栽培、住宅地の緑化やオープンガーデンなど、地域住民との協働による花と緑のまちづくりに取り組みます。
- ・既存の公園内に設置されている遊具などの維持管理計画を策定し、安全点検を計画的に実施することにより、適正な維持管理に努めます。

公園・広場一覧

類 型	名 称	面積又は箇所数	備 考
1 . 都市緑地	竜田川緑地	14.0ha	
	大和川第一緑地	2.1ha	
2 . ため池周辺	斑鳩ため池周辺		
	天満池周辺		
3 . 史跡・公園	史跡藤ノ木古墳	0.4ha	
	上宮遺跡公園	0.6ha	
	史跡中宮寺跡	2.9ha	未整備
4 . 広場	法隆寺門前広場	0.4ha	
5 . 都市公園・子どもの広場			
	1000 m ² 以上	8 箇所	
	500 ~ 1000 m ²	7 箇所	
	500 m ² 未満	39 箇所	

(2) 上下水道

上水道

- ・上水道の水源は自己水が約 30%、県営水道受水が約 70%で、第 1 浄水場では、生物接触ろ過による高度処理を行っています。自己水源確保のための施設の維持管理と良質な水の安定供給に努め、老朽化した三井浄水場など水道施設の整備・更新をすすめます。
- ・ライフラインとしての水道施設の強化に取り組み、震災や配水管事故に対して、迅速かつ的確に対応できる総合的な施設や管理システムの整備をすすめます。

下水道

- ・本町の公共下水道事業計画として、全体事業区域のうち、市街化区域全体と市街化調整区域の一部が都市計画決定されています。事業認可区域について整備をすすめ、水洗化を促進します。
- ・下水道整備を促進するため、道路整備など他の事業との調整を密にし、関連事業との一体化をはかります。
- ・都市下水路の機能を確保するために、施設の更新・改築を計画的にすすめます。
- ・近年の宅地化の進展、急激な気象状況の変化にともなう集中豪雨などによる雨水排水対策を計画的にすすめます。

(3) その他の都市施設

- ・河川・ため池の整備にあたっては、安全性や親水性に配慮して、自然護岸の回復など環境や景観に配慮した整備をすすめます。
- ・ごみ焼却施設は、当面は、施設の延命化をはかるため、必要な改修を行うとともに、長期的・広域的な視野にたった抜本的な処理対策を早急に検討します。
- ・し尿処理施設は、施設の延命化をはかるため、必要な改修を行い、施設更新時には、脱水汚泥の再生利用について検討します。

5 . 景観形成の方針

本町においては、歴史的な景観と田園風景、そして背後の矢田丘陵の山並みが一体となった「斑鳩の里」と称される美しい景観を見ることができます。

しかし近年、幹線道路沿いでは周辺の景観と不調和な外観や色彩の建物や広告物が見受けられるとともに、建替等がすすみ、歴史的な町並みが失われつつあります。

こうした中、平成 16 年に景観法が制定され、奈良県では、平成 21 年に景観計画の策定がなされたことを受け、本町においても平成 23 年に「斑鳩町景観計画」を策定することとしており、本計画においても、景観計画の方針に即したまちづくりをすすめていきます。

(1) 自然景観の保全

- ・本町の地形は、北部の山林部、中央部の丘陵部、南部の平野部に区分され、斑鳩の里の背景となる緑豊かな山林、河川やため池の水辺景観など、美しい自然景観が形成されています。
- ・山林部は、各種法規制に基づき、自然環境の維持・保全をはかります。
- ・河川やため池の水辺景観を楽しめるように、公園・緑地や散策ルートなどを設け、水辺に近づき自然と親しめる整備をすすめます。
- ・自然景観への関心を高めるため、拠点間を歴史・自然散策の道で結び、地域住民や来訪者が自然を楽しみ、体験する機会を創り出します。

(2) 田園景観の保全

- ・本町では、丘陵部に見られる棚田や、大和川や富雄川などの河川に沿って整然と区画された水田のほか、畑や果樹園など多彩な田園景観が形成されています。
- ・市街化調整区域の農地については、農業振興地域として農業施策との連携をはかりながら農地の保全をはかります。
- ・農業の担い手の育成や営農環境の整備をすすめ、農業の維持・継承をはかるなど田園景観の保全にむけた取組をすすめます。

(3) 歴史景観の保全

- ・本町には、世界遺産に登録されている法隆寺や法起寺のほか、法輪寺や中宮寺など歴史的な社寺や史跡が数多く点在しています。また社寺の周辺には、瓦屋根や土塀が特徴的な住宅が建ち並ぶ伝統的な集落が位置しており、歴史景観が形成されています。
- ・古都保存法や奈良県風致地区条例などに基づく各種法規制を活用することにより、歴史景観の保全をはかります。
- ・歴史的な建物の保存・修景のほか、無電柱化の取組などをすすめることにより、歴史的な町並みを整えます。

(4) 市街地景観の形成

- ・大規模な建築物や工作物の意匠や色彩に関して、景観形成基準を設けることにより、斑鳩の里の景観と調和するよう誘導します。
- ・JR 法隆寺駅周辺地区は広場・道路整備にあわせ、無電柱化の取組をすすめるなど斑鳩の里の玄関口としてふさわしい景観形成をはかります。
- ・地区計画や建築協定、景観協定などを活用することにより、地域の特性に応じた良好な住宅地景観の形成をはかります。
- ・公共空地、公園や緑地などを生かし、重点的に緑化を行うことにより、潤いのある市街地景観をつくりだします。
- ・法隆寺周辺や、JR 法隆寺駅と法隆寺を結ぶ道（いざないの道）沿いにおいては、歴史景観と調和する商業地の景観を誘導します。

(5) 沿道景観の誘導

- ・幹線道路沿道はロードサイド型の商業・業務施設の立地がすすみ、周辺環境に調和しない外観や色彩の建築物や工作物、広告物などが斑鳩の里の景観を乱しています。
- ・沿道に新しく立地するものについては、基準に沿って、斑鳩の里にふさわしい落ち着いた景観の形成にむけ、誘導をはかるとともに、既存のものについても、基準に合わせるよう協力を求めます。
- ・法隆寺門前線や国道 25 号の法隆寺付近は、多くの観光客が行き交う道路であり、歴史景観と調和する賑わいのある沿道景観を誘導します。
- ・いかるがパークウェイをはじめ、新たに整備する幹線道路の沿道については、地域の特性に応じ、あらかじめ路線ごとに沿道景観形成基準を定めることにより、良好な景観形成にむけ、誘導をはかります。

6 . 都市防災の方針

(1) まちの防災機能の強化

- ・斑鳩町地域防災計画に基づき、避難場所や防災空間を確保するとともに、避難ルートの確保や災害対策活動の円滑化をはかるなど災害対策の充実に努めます。
- ・災害発生時の緊急輸送路として、救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、幹線道路や主要区画道路の整備をすすめ、道路ネットワークの形成をはかります。
- ・既成市街地やその周辺での無秩序な市街化を防止し、都市基盤の整った計画的開発を誘導します。
- ・公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は災害時における避難地、避難路であり、火災の延焼防止のためのオープンスペースであるとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として利用できる防災上重要な施設であるため、都市基盤施設の防災機能を強化します。
- ・消火困難地域や消防水利弱点地域の解消にむけ、消火栓や防火水槽の設置をすすめるとともに、家屋が密集している地区については、防火地域や準防火地域の指定を行い、延焼拡大の防止に努めます。

(2) 地震被害対策

- ・本町では、安全で安心してらせるまちづくりをめざし、大地震による住宅・建築物の倒壊等による被害を最小限に留めることを目的として、斑鳩町耐震改修促進計画を策定しています。
- ・本計画に基づき、新耐震基準施行以前（昭和 56 年以前）に建てられた住宅や建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を促進し、既存建築物の耐震化をすすめます。
- ・町有建築物については、避難所に指定されている小中学校など、緊急度の高い施設から、順次耐震化をすすめます。
- ・震災時における広域救急・緊急輸送路を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、道路を閉塞する可能性のある沿道の建築物の耐震化をはかります。また、橋梁や擁壁などの関連構造物については、必要に応じて補強を行うなど耐震性の強化に取り組みます。

(3) 水害予防対策

- ・大和川流域総合治水対策として、流域市町村と連携し、浸水被害の軽減にむけた対策手法などの検討に取り組みます。
- ・町内河川の改修やしゅんせつをすすめるとともに、集中豪雨などに備えて、浸水対策基本計画を立て、着実に対策を行います。

第 4 章

地域別の都市づくりの方針 (地域別構想)

第4章 地域別の都市づくりの方針（地域別構想）

1. 地域区分

（1）地域別構想とは

地域別構想とは、地域の特性に応じ、それぞれの地域ごとに都市づくりの方針を示したものです。

（2）地域区分

地域の形成過程、市街地の連続性・同質性や地形などに基づき、「北部地域」、「西部地域」、「東部地域」の3つの地域に区分しています。

名称	場所	地域に含まれる町丁名		面積
1. 北部地域	矢田丘陵から法隆寺を含む町の北部一帯	法隆寺北 1～2丁目 法隆寺 1～2丁目 法隆寺西 1～3丁目 大字法隆寺 大字岡本	法隆寺東 1～2丁目 法隆寺山内 幸前 1丁目 大字三井	688ha (48.2%)
2. 西部地域	竜田川を中心とする町の西部一帯	龍田北 1～6丁目 龍田南 2～6丁目 稲葉車瀬 1～2丁目 龍田西 1～8丁目	龍田 1～4丁目 小吉田 1～2丁目 神南 1～5丁目 稲葉西 1～2丁目	349ha (24.5%)
3. 東部地域	JR 法隆寺駅を中心とする町の東部一帯	五百井 1丁目 興留 1～10丁目 阿波 1～3丁目 法隆寺南 1～3丁目 幸前 2丁目 高安西 1丁目 目安北 1～3丁目 大字高安	服部 1～2丁目 興留東 1丁目 龍田南 1丁目 東福寺 1丁目 高安 1～2丁目 目安 1～4丁目 大字目安	390ha (27.3%)

全町 1,427ha

● 地域区分



2 . 北部地域

2 - 1 地域の特性

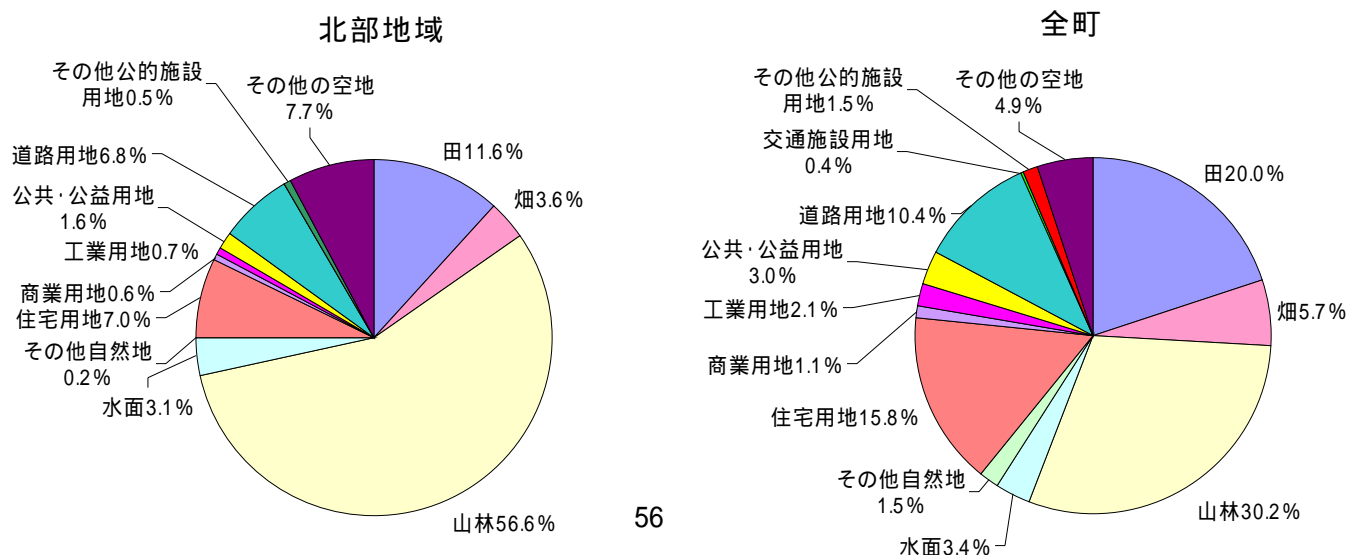
- ・北部地域の人口は 3,980 人、世帯数 1,500 世帯(平成 21 年 12 月 31 日現在)で、町全体の人口の 13.9%、世帯数の 13.7%を占めています。
- ・地域の北側から中央にかけて、矢田丘陵の南端にあたる山林部が広がっています。また、ふもとの丘陵部には、法隆寺地域の仏教建造物として世界遺産に登録されている法隆寺や法起寺をはじめ、法輪寺や中宮寺などの社寺や史跡藤ノ木古墳など数多くの歴史的・文化的資源が点在しています。
- ・地域と広域とを結ぶ幹線道路として、大和郡山市につながる国道 25 号と、県道奈良大和郡山斑鳩線が本地域を通っています。
- ・山林部および丘陵部は、近郊緑地保全区域や環境保全地区、歴史的風土保存区域や風致地区に指定されており、地域の大部分が自然環境や歴史的風土を保全するため、規制がなされています。
- ・土地利用の構成については、山林が地域全体の過半を占め、本町の山林の大部分が北部地域に位置しています。また、田や畑等を含め、75.1%が自然的土地利用となっています。
- ・法隆寺、法起寺、法輪寺の斑鳩三塔や西里、東里や岡本、三井など伝統的集落、そして周囲に広がる田園とが一体となった斑鳩らしい歴史的な景観が形成されています。
- ・都市基盤整備の現状の満足度、将来の重要度について、ともに町全体と比べ、総じて低くなっていますが、「身近な生活道路の整備」については、特に現状の満足度が高くなっています。

人口・世帯数

	世帯数	総人口	男	女
北部地域	1,500 世帯	3,980 人	1,866 人	2,114 人
全 町	10,956 世帯	28,655 人	13,605 人	15,050 人

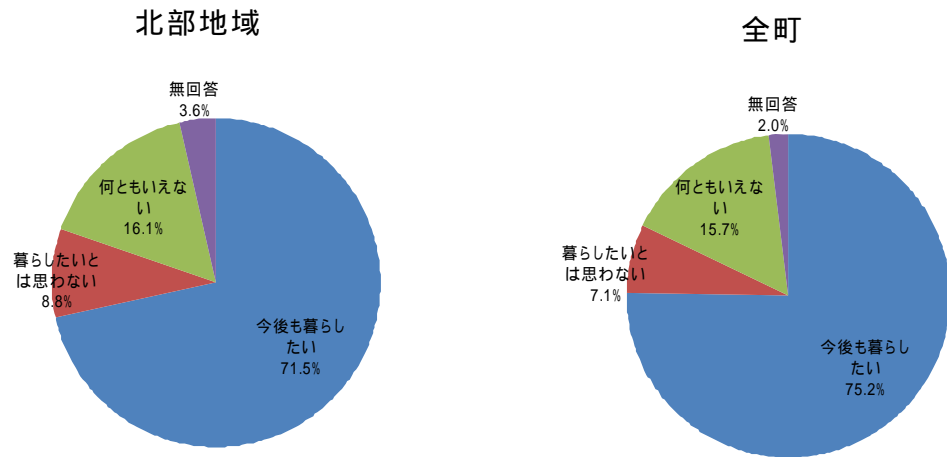
(平成 21 年 12 月 31 日現在)

土地利用

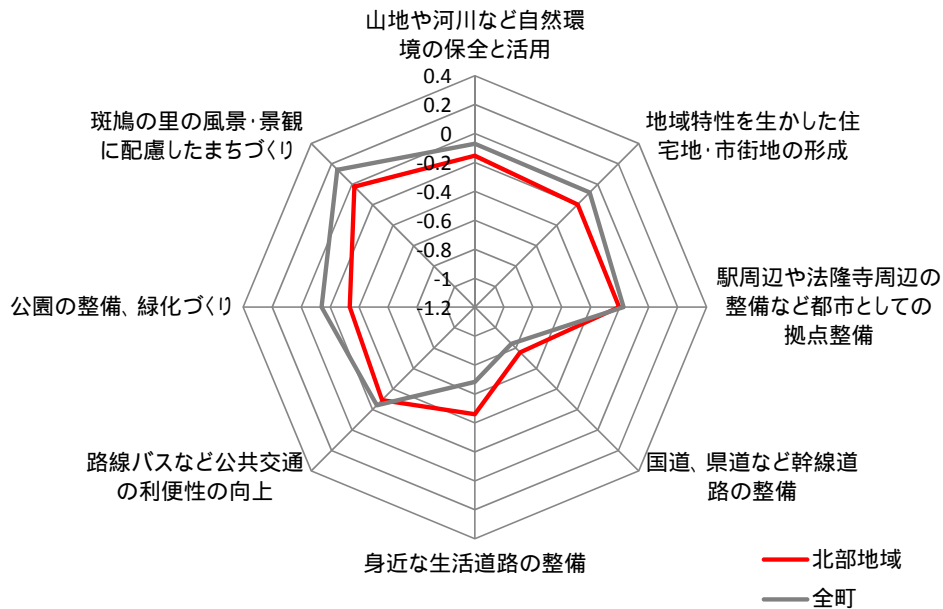


住民アンケート

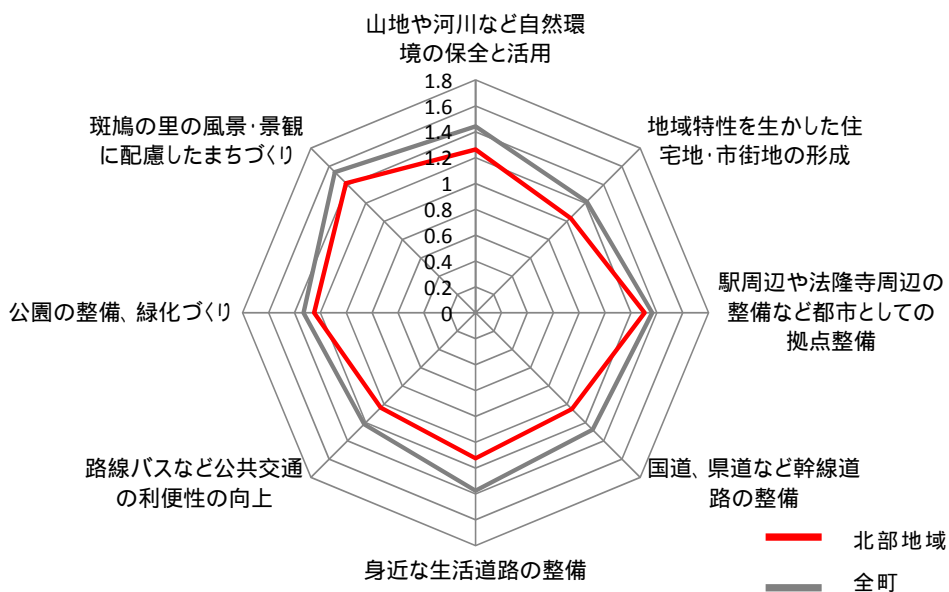
1. 居住意向



2. 都市基盤整備の現状の満足度



3. 都市基盤整備の将来の重要度



主な地域資源

自然	ため池	斑鳩ため池、天満池、桜池など
	山林	矢田丘陵
	公園	法隆寺門前広場、西里公園など
	田園	水田、丘陵部の棚田 果樹園（かき、ぶどう） 景観形成作物（コスモス）
歴史・文化	神社	斑鳩神社、三井神社、素佐男神社 子守神社、幸前神社、秋葉神社 菅原神社など
	寺院	法隆寺、中宮寺、法起寺、法輪寺 安楽寺、西福寺、仮宿庵、浄念寺 真如庵、誓興寺など
	伝統的住宅地	三井、岡本、三町、五丁町、幸前 白石畑
	歴史的町並み	西里、東里
	文化財 （建造物・史跡）	法隆寺、法起寺、法輪寺、中宮寺 史跡藤ノ木古墳、史跡中宮寺跡 史跡三井、史跡三井瓦窯跡 仏塚古墳、辰巳家住宅
市街地	公共施設	斑鳩町役場 ふれあい交流センターいきいきの里 法隆寺iセンター 斑鳩文化財センター、健民運動場 天満スポーツグラウンド
	都市施設	最終処分場（ごみ処理施設） 火葬場
	幼稚園・保育所	法隆寺幼稚園

2 - 2 地域の主な課題

北部地域のまちづくりの主な課題は次のとおりです。

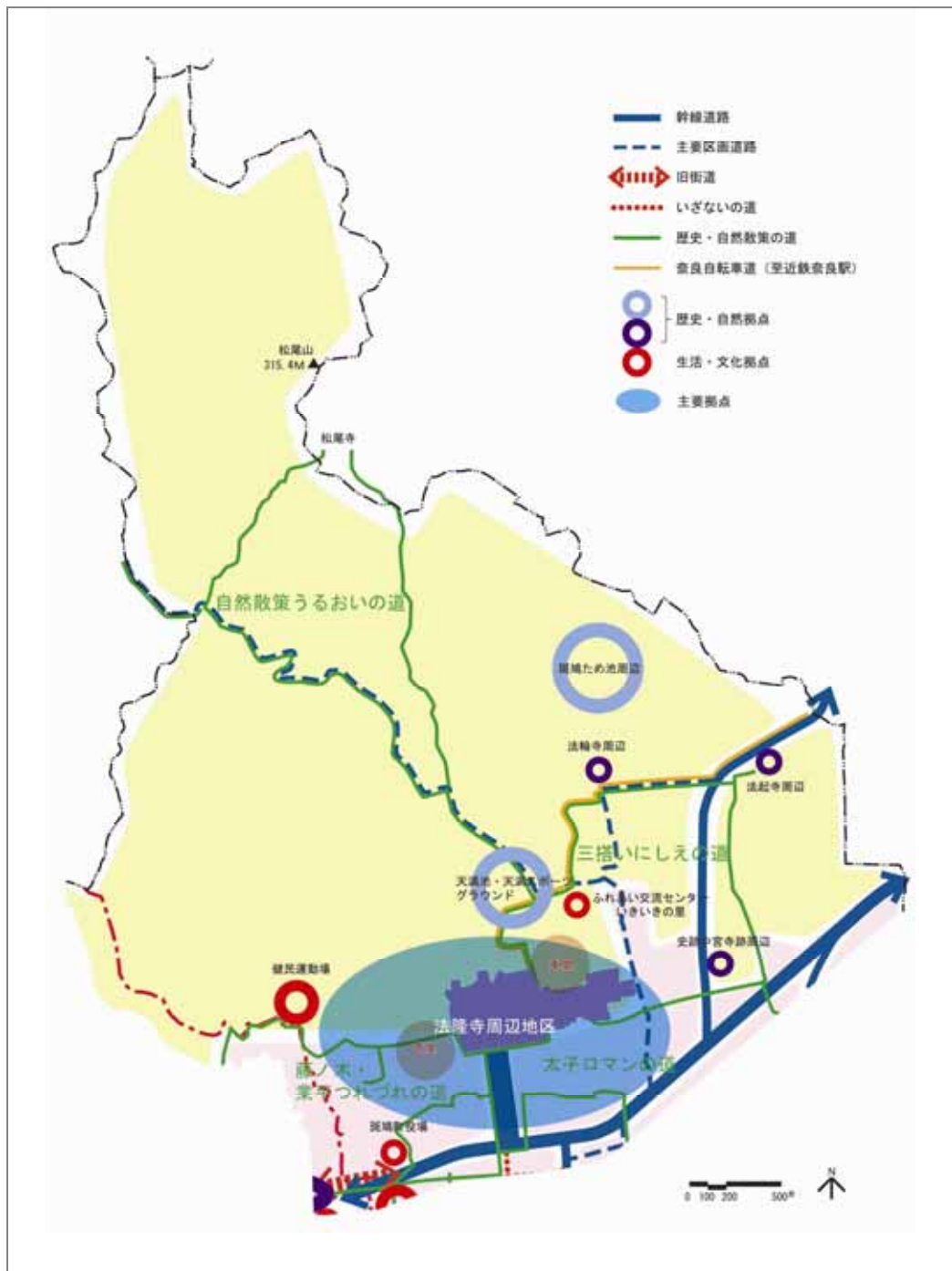
- ・地域の北に広がる山林部は、斑鳩の里の背後に広がる緑として重要な景観要素となっているほか、災害防止や環境保全の観点からも重要な役割を果たしていますが、里山としての利活用が低下し、管理が充分になされず、竹林が増加するなど徐々に荒廃がすすんでいることから、豊かな自然環境の保全・活用にむけた取組が求められています。
- ・伝統的住宅地の周囲に広がる農地は、斑鳩らしい良好な田園景観を形成していますが、遊休農地の増加や後継者問題などの課題を抱えており、食糧の生産基盤である優良農地の確保と有効利用にむけた取組が求められています。
- ・歴史的町並みの残る西里や東里など、伝統的住宅地においては、歴史景観の維持・保全にむけ、地域をあげての取組が求められています。
- ・法隆寺門前やその周辺においては、多くの観光客が楽しむことができる施設の立地など、新しい魅力づくりが求められています。
- ・住宅地内への観光車両の流入に対する交通安全対策が求められています。
- ・国道 25 号は歩道が狭く、通行上危険な箇所が存在するため、歩道の設置や拡幅など交通安全対策が求められています。
- ・人口減少社会の到来や高齢化社会の進展にともなう空き家の増加など地域のコミュニティの活力低下を防ぐため、良好で快適な住環境の形成にむけた取組が求められています。
- ・国道 25 号の沿道など幹線道路沿道では周辺の景観と不調和な派手な色彩の建物や広告物が見受けられ、斑鳩らしい景観を損なう要因となっていることから、良好な景観形成にむけ、新たな取組が求められています。
- ・大地震や集中豪雨などによる災害の危険性が高まるなか、建築物の耐震性の向上や浸水対策など地域の防災性の向上が求められています。

2 - 3 . 地域づくりの方針

(1) 都市構造

北部地域には、斑鳩町の都市構造である「多様で魅力ある拠点」と「拠点を結ぶネットワーク」として、以下のものがあります。地域づくりにあたっては、これらを中心におきながら、地域での取組を検討していきます。

北部地域の都市構造



都市構造

多様で魅力ある拠点	主要拠点	法隆寺周辺地区
	歴史・自然拠点	法輪寺周辺 法起寺周辺 史跡中宮寺跡周辺 斑鳩ため池周辺 天満池・天満スポーツグラウンド
	生活・文化拠点	斑鳩町役場 健民運動場 ふれあい交流センターいきいきの里
拠点を結ぶネットワーク	幹線道路	国道 25 号 県道奈良大和郡山斑鳩線 都市計画道路法隆寺線 都市計画道路法隆寺門前線
	歴史・自然散策の道	自然散策うるおいの道 三塔いにしへの道 太子ロマンの道 藤ノ木業平つれづれの道

(2) 土地利用の方針

- ・地域の北側に広がる山林部および丘陵部は、近郊緑地保全区域や環境保全地区、歴史的風土保存区域や風致地区に指定されており、引き続き緑豊かな自然環境や歴史的風土の保全をはかります。
- ・ほ場整備を行った天満池の北側や岡本から幸前にかけて広がる農業振興地域内の農地は営農環境の整備をすすめながら保全をはかります。また、遊休農地の解消・発生防止にむけ、農地の利活用をすすめるとともに、担い手の確保に取り組みます。
- ・第1種低層住居専用地域に指定されている法隆寺門前およびその周辺地域は、観光と連携した、歴史と文化を感じさせる商業施設の立地を誘導するため、特別用途地区や歴史的風致維持向上計画等の活用を検討します。

(3) 市街地整備の方針

- ・主要拠点として位置付けられている法隆寺周辺地区は、歴史・文化拠点であるとともに、多くの人々が集う観光拠点として、西里や東里などの歴史的町並みの保全・整備をすすめながら、多様化する観光客のニーズに対応した魅力ある観光・商業施設の立地を促進するなど、多様な都市機能の集積をはかります。
- ・伝統的住宅地においては、歴史的な景観の保全をはかりながら、必要な生活基盤の整備をすすめることにより、まちの防災性の向上に取り組みます。
- ・花と緑のまちづくりの取組をすすめ、コミュニティの活性化と住宅地イメージの向上をはかります。
- ・多様な世代が住むことができるよう、身近な生活サービスを充実させるとともに、公共下水道の整備をすすめるなど住環境の維持・改善をはかります。

(4) 道路・交通体系整備の方針

- ・国道 25 号の歩道整備を積極的にすすめることにより、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みます。
- ・主要区画道路と歴史・自然散策の道が重なる区間では、歩道の設置などにより、歩行者・自転車の安全を確保します。
- ・住宅地内の生活道路は、観光車両の流入防止をはかるとともに、道路標識やカーブミラーなど交通安全施設の設置を行うことにより、安全性の向上に努めます。
- ・歴史・自然散策の道である「自然散策うるおいの道」、「三塔いにしへの道」、「太子口マンの道」、「藤ノ木業平つれづれの道」は、案内板・説明板などの誘導サインの整備やカラー舗装、観光マップの作成などきめ細かい改善を行うことにより、観光ルートのネットワーク化をはかり、歩行者や自転車が安全で快適に移動できるよう取組をすすめます。
- ・広域自転車道である奈良西の京斑鳩自転車道（奈良自転車道）とのネットワーク化をはかりながら、拠点間を自転車で通行できる空間形成に努めます。

(5) 都市施設整備の方針

- ・史跡中宮寺跡は、歴史的遺産として、遺跡の保存をはかりつつ、広く人々が歴史や文化に触れる機会を創出し、学習の場や郷土理解の場として活用をはかるとともに、憩いの場としても利用できるよう史跡公園として整備をすすめます。
- ・斑鳩ため池周辺は、水辺を散策できる遊歩道の整備など、自然と身近に触れ合い、やすらぎを感じることができる整備をすすめます。

(6) 景観形成の方針

- ・斑鳩の里の背景となる矢田丘陵の山林や伝統的住宅地の周囲に広がる農地の保全に努めます。
- ・景観形成作物の栽培を推進することにより、花と緑があふれる潤いのある景観づくりに取り組みます。

- ・西里や東里には、古くからの町割りと町家や土塀が現存していることから、歴史的町並みの保存・整備に取り組みます。
- ・法隆寺周辺の道路については、無電柱化を推進するなど、歴史的な景観に調和した道路環境の整備に努めます。
- ・法隆寺地域への広域的なアクセスルートとなる国道 25 号や県道奈良大和郡山斑鳩線の沿道については、重点的に景観形成に取り組む地域として位置付け、建築物や工作物、屋外広告物に対し、きめ細かい規制・誘導を行うことにより、良好な沿道景観の保全・創出をはかります。

(7) 都市防災の方針

- ・幹線道路や主要区画道路の整備をすすめ、災害発生時の緊急輸送路や避難路となる道路ネットワークの機能強化をはかります。
- ・集中豪雨などに備えて、浸水対策基本計画を立て、着実に対策を行います。

3 . 西部地域

3 - 1 地域の特性

- ・西部地域の人口は 12,239 人、世帯数は 4,600 世帯(平成 21 年 12 月 31 日現在)で、町全体の人口の 42.7%、世帯数の 42.0%を占めています。
- ・地域の北側には、矢田丘陵の一部となる山林が広がり、中央部には、三室山が位置しています。また、地域内を南北方向に竜田川が流れ、大和川に注いでいます。
- ・地域と広域とを結ぶ幹線道路として、王寺町につながる国道 25 号と、平群町につながる国道 168 号が本地域を通っています。
- ・土地利用の構成については、住宅や道路用地など都市的利用が地域全体の 6 割近くを占めており、町全体と比較しても、高い割合となっています。
- ・旧街道沿いの龍田には、かつて市や宿場町として栄えたことを偲ばせる古い町並みが残っています。また、地域内には龍田神社や吉田寺などの社寺や旧集落など歴史的・文化的資源が点在しています。
- ・都市基盤整備の現状の満足度は、他の地域と比べて総じて高くなっていますが、全町的に満足度の低い「国道、県道などの幹線道路の整備」や「身近な生活道路の整備」は、西部地域では特に満足度が低く、また、「国道、県道などの幹線道路の整備」の将来の重要度は、他の地域より高くなっています。

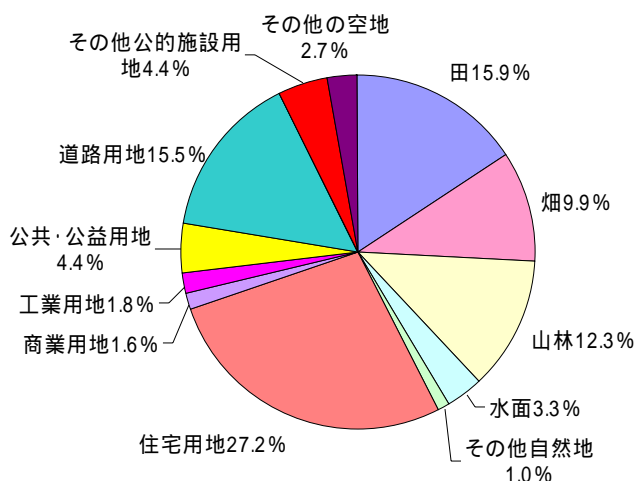
人口・世帯数

	世帯数	総人口	男	女
西部地域	4,600 世帯	12,239 人	5,806 人	6,433 人
全 町	10,956 世帯	28,655 人	13,605 人	15,050 人

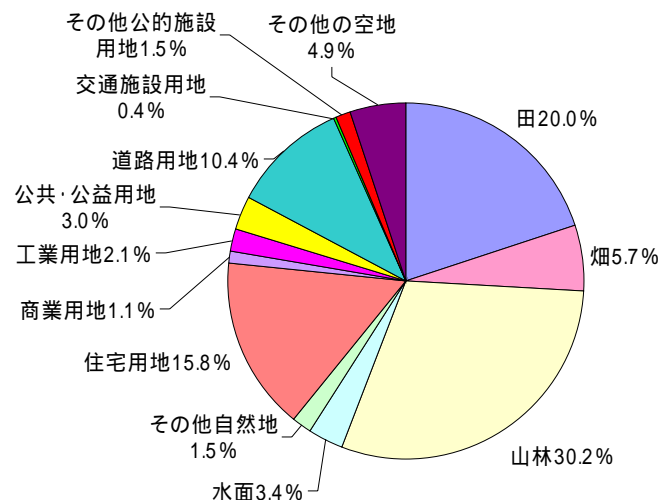
(平成 21 年 12 月 31 日現在)

土地利用

西部地域

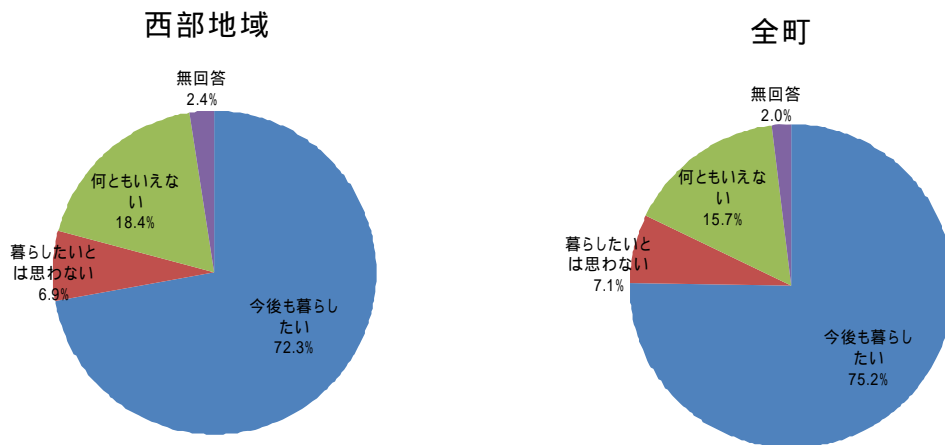


全町

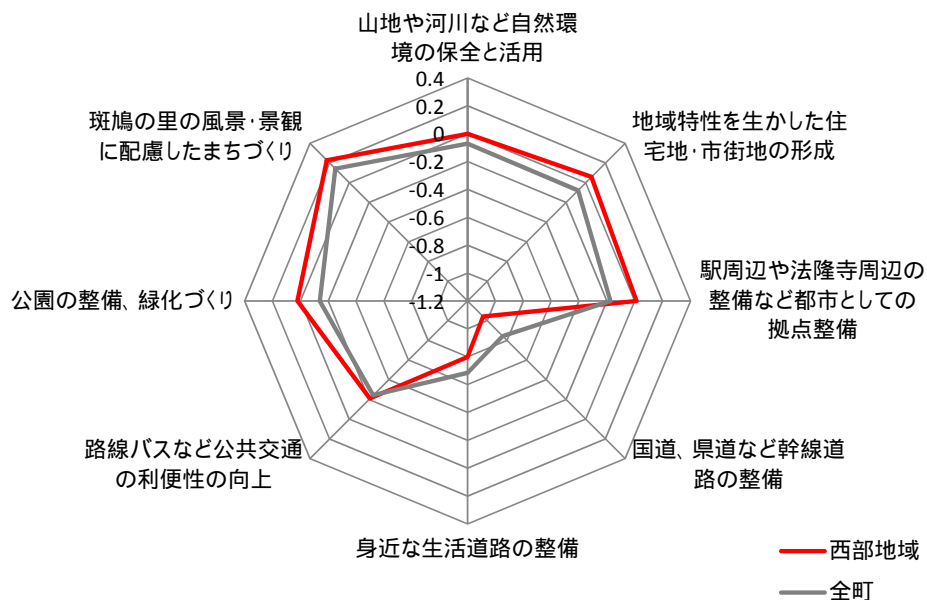


住民アンケート

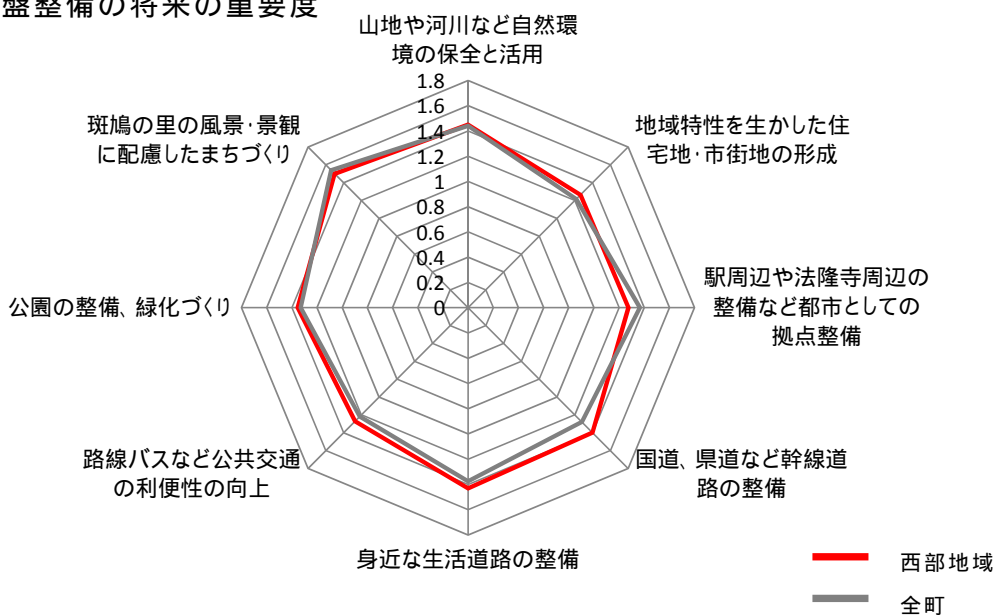
1. 居住意向



2. 都市基盤整備の現状の満足度



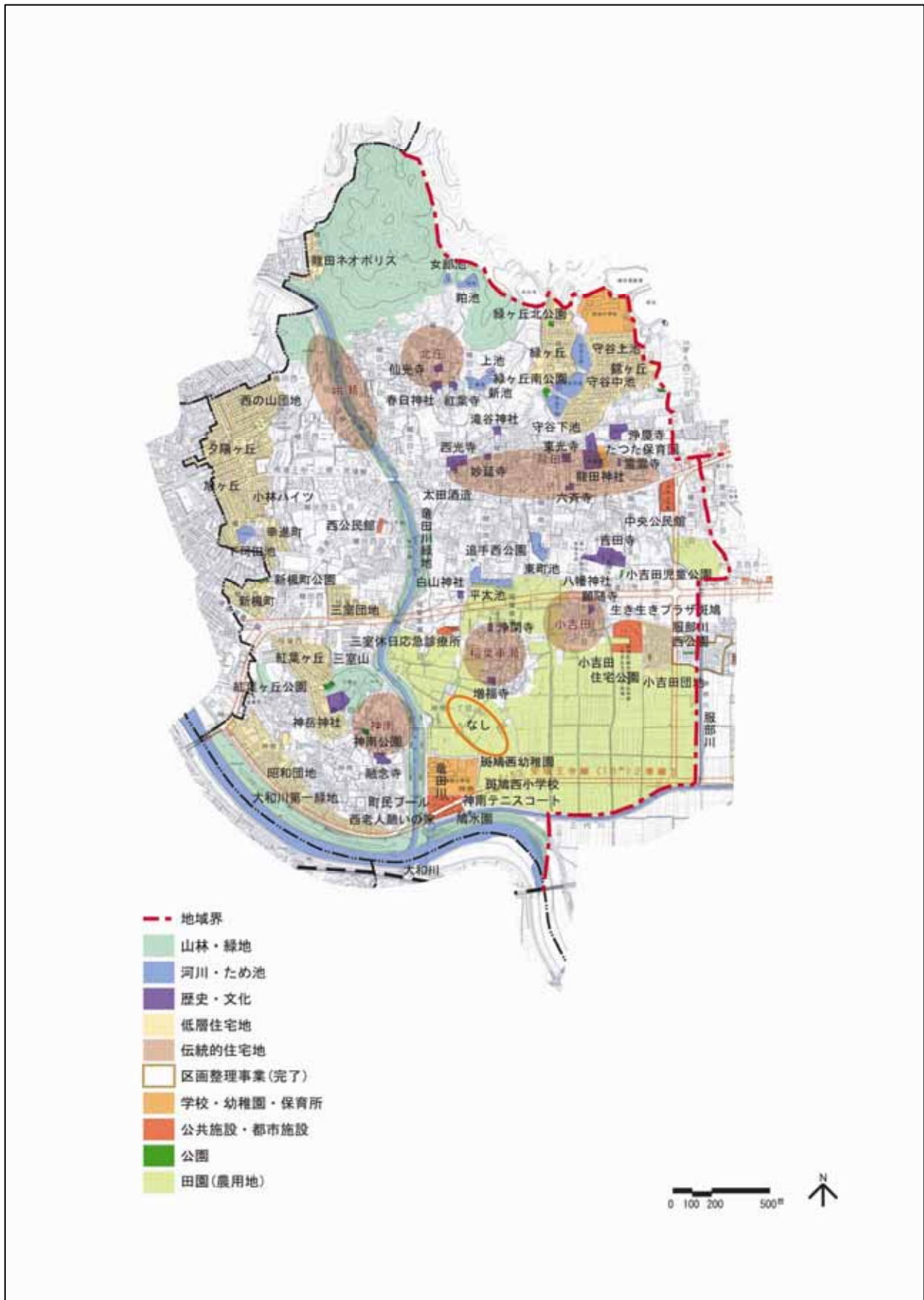
3. 都市基盤整備の将来の重要度



主な地域資源

自然	河川	大和川、竜田川
	ため池	守谷上池、守谷中池、守谷下池など
	山林	矢田丘陵、三室山
	緑地	竜田川緑地、大和川第一緑地
	公園	小吉田児童公園、緑ヶ丘南公園など
	田園	水田、果樹園（なし）
歴史・文化	神社	龍田神社、春日神社、八幡神社 白山神社、神岳神社など
	寺院	吉田寺、仙光寺、紅葉寺、浄慶寺 霊雲寺、六斉寺、東光寺、妙延寺 西光寺、願随寺、浄閑寺、増福寺 融念寺など
	伝統的住宅地	北庄、峨瀬、小吉田、稲葉車瀬、神南
	歴史的町並み	龍田
	文化財 （史跡・建造物）	吉田寺 太田酒造
市街地	公共施設	生き生きプラザ斑鳩 中央公民館、西公民館 西老人憩いの家 町民プール・神南テニスコート 三室休日応急診療所
	都市施設	鳩水園（し尿処理場）
	学校	斑鳩中学校 斑鳩西小学校
	幼稚園・保育所	斑鳩西幼稚園 たつた保育園
	低層住宅地	緑ヶ丘、錦ヶ丘、小吉田団地 龍田ネオポリス、西の山団地 夕陽ヶ丘、旭ヶ丘、小林ハイツ 幸進町、三室団地、新楓町 紅葉ヶ丘、昭和団地など

西部地域の地域資源



3 - 2 地域の主な課題

西部地域のまちづくりの主な課題は次のとおりです。

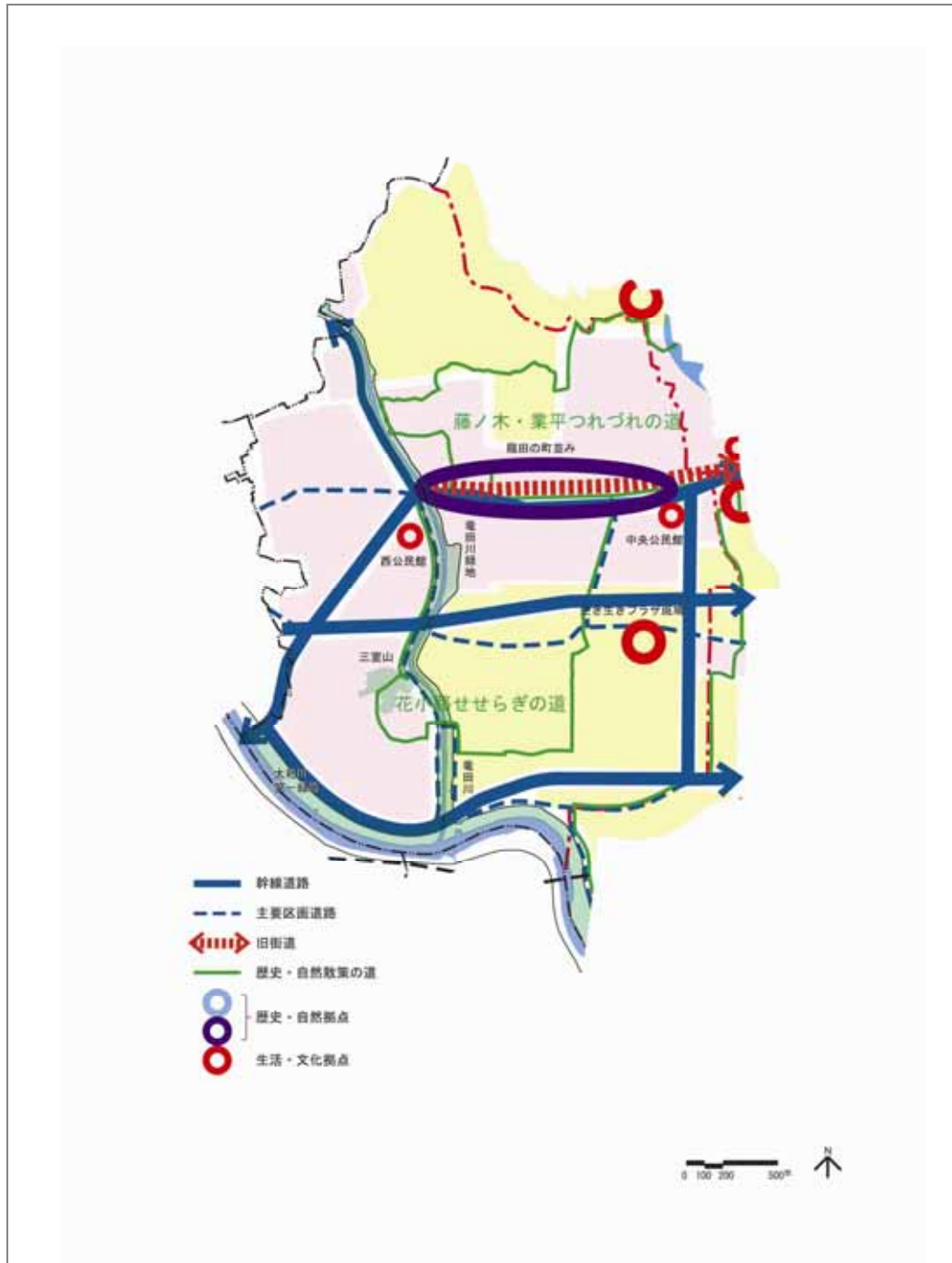
- ・地域の南に広がる農地は、斑鳩らしい良好な田園景観を形成していますが、遊休農地の増加や後継者問題などの課題を抱えており、食糧の生産基盤である優良農地の確保と有効利用にむけた取組が求められています。
- ・国道 25 号の渋滞緩和や生活道路への通過交通の流入を防ぐため、いかるがパークウェイなど幹線道路や主要区画道路の整備促進が求められています。
- ・国道 25 号は歩道が狭く、通行上危険な箇所が存在するため、歩道の設置や拡幅など交通安全対策が求められています。
- ・旧街道沿いの龍田地区においては、歴史的な町家が失われつつあり、歴史的町並みの保全・再生にむけた取組が求められています。
- ・人口減少社会の到来や高齢化社会の進展にともなう空き家の増加など地域のコミュニティの活力低下を防ぐため、良好で快適な住環境の形成にむけた取組が求められています。
- ・国道 25 号の沿道など幹線道路の沿道においては、周辺の景観と不調和な派手な色彩の建物や広告物が見受けられ、斑鳩らしい景観を損なう要因となっていることから、良好な景観形成にむけ、新たな取組が求められています。
- ・大地震や集中豪雨などによる災害の危険性が高まるなか、建築物の耐震性の向上や浸水対策など地域の防災性の向上が求められています。

3 - 3 地域づくりの方針

(1) 都市構造

西部地域には、都市構造として位置付けられた「多様で魅力ある拠点」と「拠点を結ぶネットワーク」のうち、以下のものがあります。地域づくりにあたっては、これらを中心におきながら、地域での取組を検討していきます。

西部地域の都市構造



都市構造

多様で魅力ある拠点	歴史・自然拠点	龍田の町並み 竜田川緑地 大和川第一緑地
	生活・文化拠点	中央公民館 西公民館 生き生きプラザ斑鳩
拠点を結ぶネットワーク	幹線道路	国道 25 号 国道 168 号 いかるがパークウェイ（都市計画道路郡山斑鳩王寺線） 都市計画道路法隆寺線 都市計画道路安堵王寺線
	旧街道	龍田
	歴史・自然散策の道	藤ノ木・業平つれづれの道 花小路せせらぎの道

（２）土地利用の方針

- ・地域の北側に広がる山林部や三室山・竜田川の周辺地域は風致地区に指定されており、身近にある緑豊かで良好な自然環境を保全します。
- ・地域の南側の三代川周辺において整然と区画された農地は営農環境の整備をすすめながら保全をはかります。また、遊休農地の解消・発生防止にむけ、農地の利活用をすすめるとともに、担い手の確保に取り組みます。
- ・国道 25 号の沿道は、周辺の住環境との調和に留意しながら、地域の生活利便性の向上にむけた商業・業務機能の誘導をはかります。

（３）市街地整備の方針

- ・旧街道沿いの龍田の町並みを保全し、かつての街道集落の賑わいを再現する取組をすすめます。
- ・稲葉車瀬、小吉田など伝統的住宅地においては、田園景観と調和した農家集落の景観を保全しつつ、必要な生活基盤の整備をすすめ、まちの防災性の向上をはかります。
- ・低層住宅地においては、住民との協働のもと、地区計画、建築協定などを活用することにより、良好な住環境の形成をはかります。
- ・花と緑のまちづくりの取組をすすめ、コミュニティの活性化と住宅地イメージの向上をはかります。

- ・多様な世代が住むことができるよう、身近な生活サービスを充実させるとともに、公共下水道の整備をすすめるなど住環境の維持・改善をはかります。

(4) 道路・交通体系整備の方針

- ・いかるがパークウェイを早期に整備することにより、国道 25 号の渋滞緩和や生活道路への通過交通の流入の防止をはかります。また、いかるがパークウェイの整備にあたっては、ゆとりある歩道や植栽を施すことにより、沿道の良好な住環境の保全に努めます。
- ・国道 25 号は、歩道整備を積極的にすすめるとともに、三室交差点から王寺町方面の区間については、いかるがパークウェイの整備にあわせた抜本的な改良を行うことにより、安全性の向上や交通の流れの円滑化をはかります。
- ・都市計画道路法隆寺線及び安堵王寺線の整備をすすめることにより、広域的な幹線道路ネットワークの形成をはかります。
- ・旧街道は、かつての街道としての役割を再評価し、龍田地区と法隆寺地区とを結び、快適な歩行者・自転車のための道として整備をはかります。
- ・歴史・自然散策の道である、「藤ノ木・業平つれづれの道」、「花小路せせらぎの道」は、案内板・説明板などの誘導サインの整備やカラー舗装、観光マップの作成などきめ細かい改善を行うことにより、観光ルートのネットワーク化をはかり、歩行者や自転車が安全で快適に移動できるよう取組をすすめます。

(5) 景観形成の方針

- ・河川景観軸である竜田川や三室山は、歴史・自然拠点として、水辺と一体に四季の自然を感じることでできる水と緑の景観を保全します。
- ・道路景観軸であるいかるがパークウェイは、周辺環境と調和した斑鳩らしい道づくりに取り組みます。また、沿道に立地する建築物や工作物の意匠や色彩などをきめ細かく規制・誘導するとともに、屋外広告物についても地域の特性に応じた規制を導入することにより、良好な沿道景観の保全・創出をはかります。
- ・旧街道沿いの龍田地区においては、町家など歴史的な資源を活用することにより、歴史的町並みの保存・修景に取り組み、街道集落の賑わいを再生します。

(6) 都市防災の方針

- ・幹線道路や主要区画道路の整備をすすめ、災害発生時の緊急輸送路や避難路となる道路ネットワークの機能強化をはかります。
- ・災害発生時の避難所に指定されている学校など公共施設の耐震化をすすめます。
- ・近隣商業地域に指定されている地域では、準防火地域の指定など建築物の防火対策をすすめます。
- ・集中豪雨などに備えて、浸水対策基本計画を立て、着実に対策を行います。

4 . 東部地域

4 - 1 地域の特性

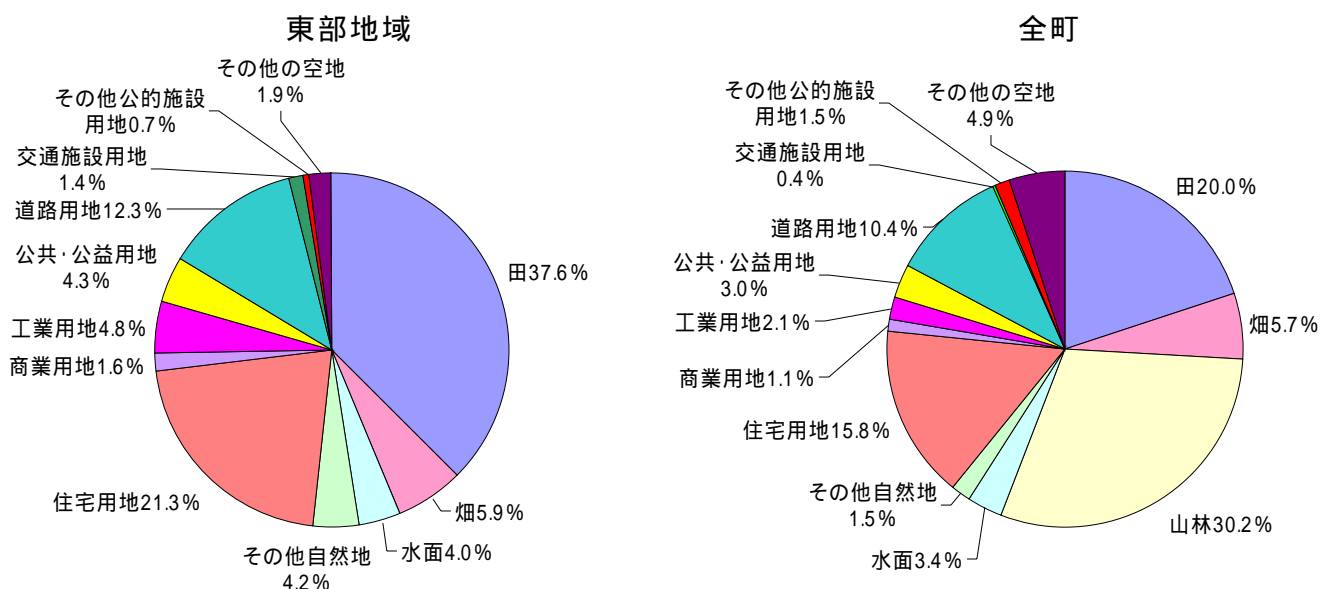
- ・ 東部地域の人口は 12,436 人、世帯数 4,856 世帯（平成 21 年 12 月 31 日現在）で、町全体の人口の 43.4%、世帯数の 44.3%を占めています。
- ・ 地域の東側には、富雄川が南北に流れ大和川に注ぎ、地域全体に平野がひろがっています。また、地域内には本町唯一の鉄道駅である JR 法隆寺駅が位置しており、駅を中心に、主に住宅地として、土地利用がはかられています。
- ・ 地域と広域とを結ぶ幹線道路として、西名阪自動車道法隆寺インターチェンジや河合町につながる県道大和高田斑鳩線が本地域を通っています。
- ・ 土地利用の構成については、住宅地の占める割合が約 2 割と高いものの、本町の田畑の過半が本地域にあり、自然的利用が 5 割以上を占めています。また、幸前地区においては、工業地が集積していますが、地域に占める割合は 5%程度です。
- ・ 住民アンケートでは、「今後も暮らしたい」と答えた人が 8 割を越え、全町と比較して高い割合となっています。
- ・ 都市基盤整備の現状の満足度、将来の重要度ともに全町平均とほぼ同様となっていますが、全町で満足度の低い「国道、県道などの幹線道路の整備」については、他の地域より満足度が高くなっています。一方で、「駅周辺や法隆寺周辺の整備など都市としての拠点整備」は、満足度が低くあり、また、重要度は他の地域より高くなっています。

人口・世帯数

	世帯数	総人口	男	女
東部地域	4,856 世帯	12,436 人	5,933 人	6,503 人
全 町	10,956 世帯	28,655 人	13,605 人	15,050 人

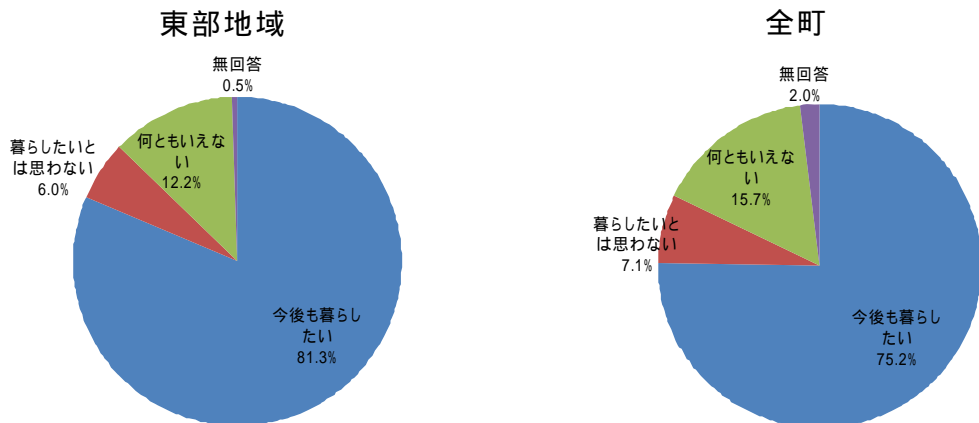
(平成 21 年 12 月 31 日現在)

土地利用

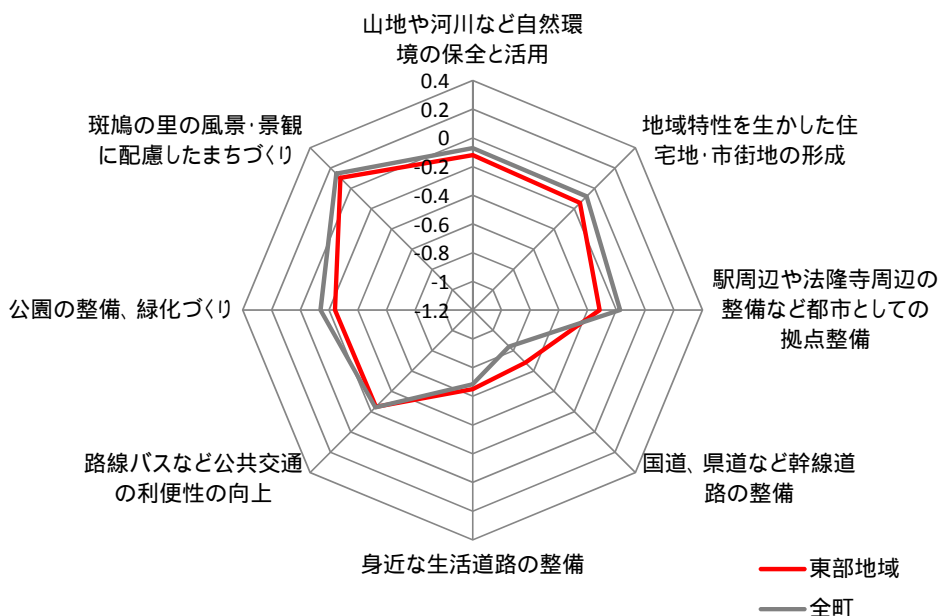


住民アンケート

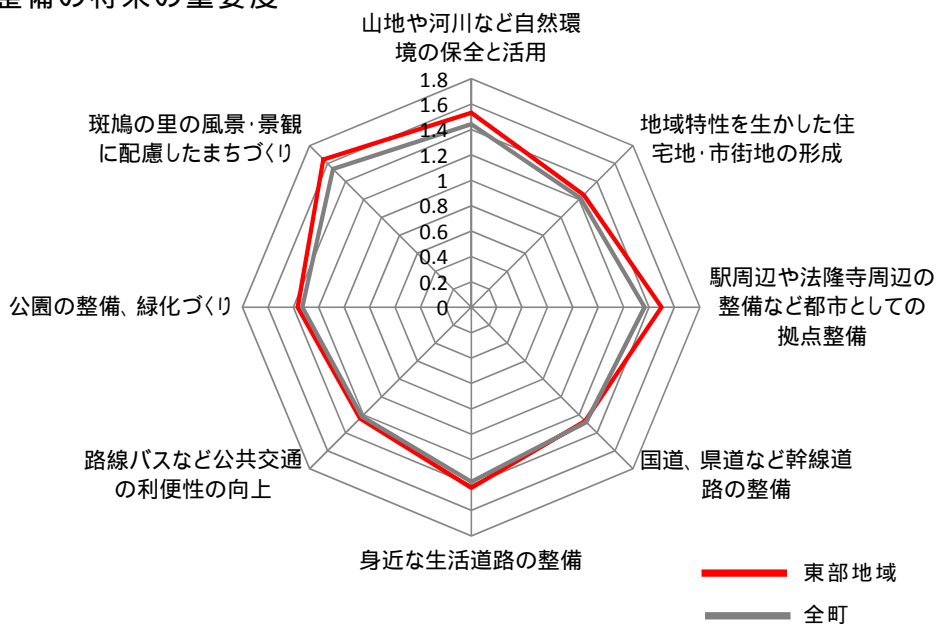
1. 居住意向



2. 都市基盤整備の現状の満足度



3. 都市基盤整備の将来の重要度



主な地域資源

自然	河川	大和川、富雄川
	ため池	新池（興留）、籠池（高安）、中池（高安）、古池（高安）など
	緑地	大和川第一緑地
	公園	上宮遺跡公園 並松児童公園など
	田園	水田
歴史・文化	神社	菅神社、伊弉冊命神社 素盞鳴神社（2ヶ所）、阿波神社 巖島神社、天満宮など
	寺院	蓮乗院、光徳寺、東光徳寺、融念寺 西念寺、成福寺、妙覚寺、勝林寺など
	伝統的住宅地	並松、高安、阿波、興留、五百井 服部、新家、目安
	文化財 （史跡・建造物）	伊弉冊命神社本殿、素盞鳴神社本殿 駒塚古墳、調子丸古墳、來田家住宅
市街地	鉄道駅	JR 法隆寺駅
	公共施設	すこやか斑鳩スポーツセンター いかるがホール・図書館 東公民館 東老人憩いの家
	都市施設	衛生処理場（ごみ焼却場） 法隆寺駅北口自転車等駐車場
	学校	斑鳩小学校、斑鳩東小学校 斑鳩南中学校 県立法隆寺国際高等学校
	幼稚園・保育所	斑鳩幼稚園、斑鳩東幼稚園 あわ保育園
	低層住宅地	南服部団地、目安第三団地、三郷住宅 南興留第三、第一地所、斑鳩荘苑 法隆寺南住宅、法隆寺第一団地 高安西団地など

4 - 2 地域の主な課題

東部地域のまちづくりの主な課題は次のとおりです。

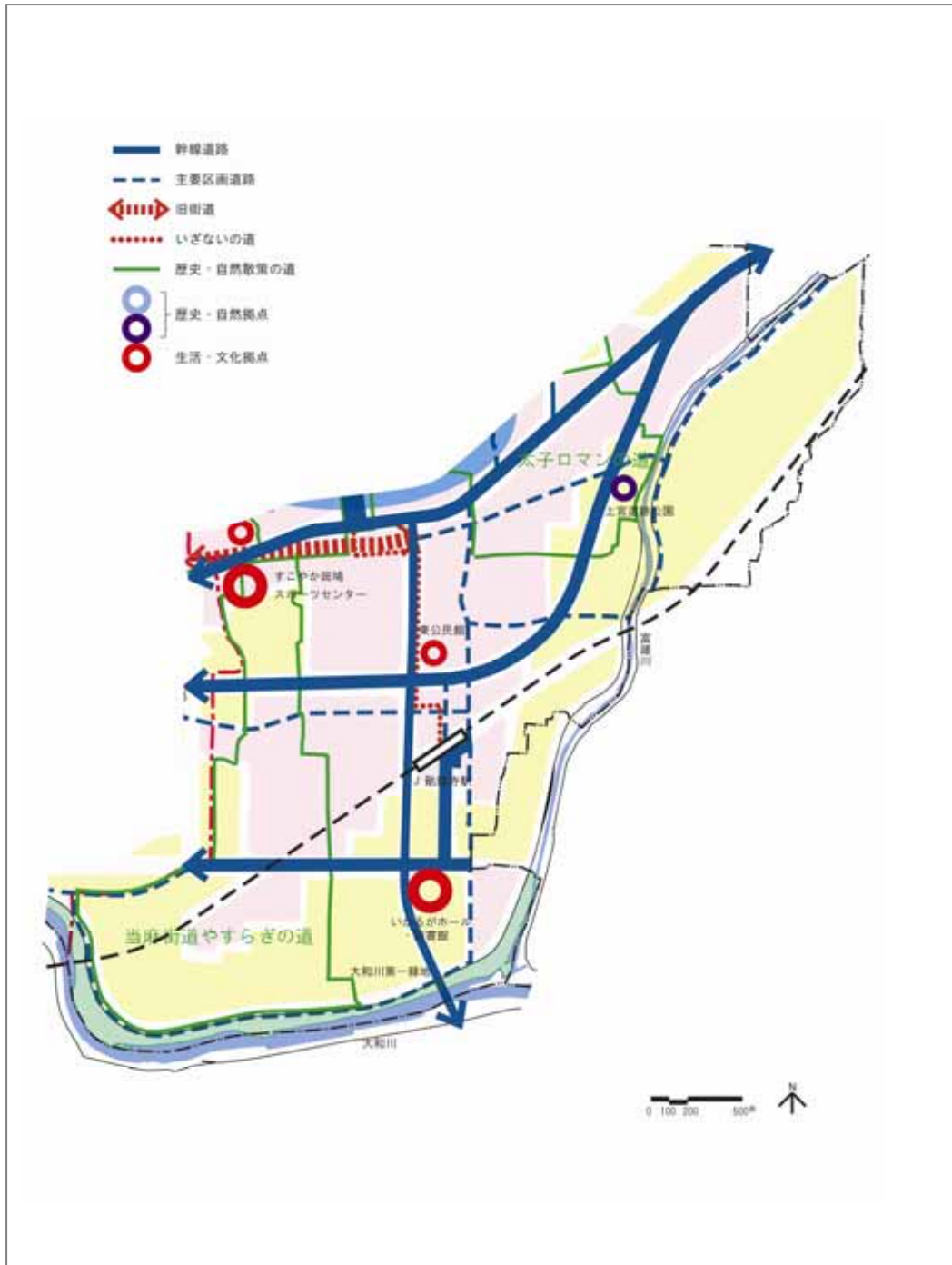
- ・地域の南および東に広がる農地は、斑鳩らしい良好な田園景観を形成していますが、遊休農地の増加や後継者問題などの課題を抱えており、食糧の生産基盤である優良農地の確保と有効利用にむけた取組が求められています。
- ・市街化区域内のまとまった規模の低未利用地においては、良好な市街地形成にむけた計画的な取組が求められています。
- ・JR 法隆寺駅周辺地区は、斑鳩の里の玄関口としてふさわしい景観形成のほか、交通拠点、観光拠点、交流拠点や生活拠点など多様な機能をあわせ持つ主要拠点としての整備が求められています。
- ・国道 25 号の渋滞緩和や生活道路への通過交通の流入を防ぐため、いかるがパークウェイなど幹線道路や主要区画道路の整備促進が求められています。
- ・JR 法隆寺駅と法隆寺を結ぶいざないの道の沿道は、観光客が歩いて楽しむことができる施設の立地など、新しい魅力づくりが求められています。
- ・人口減少社会の到来や高齢化社会の進展にともなう空き家の増加など地域のコミュニティの活力低下を防ぐため、良好で快適な住環境の形成にむけた取組が求められています。
- ・県道大和高田斑鳩線の沿道など幹線道路沿道においては、周辺の景観と不調和な派手な色彩の建物や広告物が見受けられ、斑鳩らしい景観を損なう要因となっていることから、良好な景観形成にむけ、新たな取組が求められています。
- ・大地震や集中豪雨などによる災害の危険性が高まるなか、建築物の耐震性の向上や浸水対策など地域の防災性の向上が求められています。

4 - 3 地域づくりの方針

(1) 都市構造

東部地域には、斑鳩町の都市構造である「多様で魅力ある拠点」と「拠点を結ぶネットワーク」として、以下のものがあります。地域づくりにあたっては、これらを中心におきながら、地域での取組を検討していきます。

東部地域の都市構造



都市構造

多様で魅力ある拠点	主要拠点	JR 法隆寺駅周辺地区
	歴史・自然拠点	上宮遺跡公園 大和川第一緑地
	生活・文化拠点	いかるがホール・図書館 東公民館 すこやか斑鳩スポーツセンター
拠点を結ぶネットワーク	幹線道路	いかるがパークウェイ（都市計画道路郡山斑鳩王寺線） 都市計画道路安堵王寺線（仮称）法隆寺駅前線 県道大和高田斑鳩線
	駅前広場	駅前広場（JR 法隆寺駅南口）
	いざないの道	JR 法隆寺駅北口～駅前北口商店街～ 県道大和高田斑鳩線～並松
	旧街道	並松
	歴史・自然散策の道	太子ロマンの道 当麻街道やすらぎの道

（２）土地利用の方針

- ・地域の南および東に広がる農地は営農環境の整備をすすめながら保全をはかります。また、遊休農地の解消・発生防止にむけ、農地の利活用をすすめるとともに、担い手の確保に取り組みます。
- ・主要拠点である JR 法隆寺駅周辺地区は、斑鳩の里の玄関口として、商業・業務、居住、観光、交流、交通など多様な都市的機能の集積をはかることにより、コンパクトでくらしやすいまちづくりの実現に取り組みます。
- ・県道大和高田斑鳩線沿道は、JR 法隆寺駅と法隆寺を結ぶ「いざないの道」として、景観への配慮をはかりながら、歩いて楽しむことができる魅力的な商業施設の立地を誘導します。
- ・地域の北東側に位置する幸前地区内の既存の工業地については、周辺的环境との調和をはかりながら工業的土地利用を維持します。

(3) 市街地整備の方針

- ・新たに市街化区域への編入をはかる新家地区は、土地区画整理事業の実施により、良好な都市基盤整備を誘導します。
- ・市街化区域内のまとまった規模の低未利用地は、市街地整備事業など面的な整備を誘導します。
- ・服部、目安、高安など伝統的住宅地においては、田園景観と調和した農家集落の景観を保全しつつ、必要な生活基盤の整備をすすめ、まちの防災性の向上をはかります。
- ・花と緑のまちづくりの取組をすすめ、コミュニティの活性化と住宅地イメージの向上をはかります。
- ・多様な世代が住むことができるよう、身近な生活サービスを充実させるとともに、公共下水道の整備をすすめるなど住環境の維持・改善をはかります。
- ・低層住宅地においては、住民との協働のもと、地区計画、建築協定などを活用することにより、良好な住環境の形成をはかります。
- ・並松地区は法隆寺に近接するという好立地を生かし、JR 法隆寺駅と法隆寺とを結ぶいざないの道の沿道として、また、龍田地区とを結ぶ旧街道の沿道として、観光連携型商業エリアとして位置付け、商店街の活性化に取り組みます。

(4) 道路・交通体系整備の方針

- ・いかるがパークウェイを早期に整備することにより、国道 25 号の渋滞緩和や生活道路への通過交通の流入の防止をはかります。また、いかるがパークウェイの整備にあたっては、ゆとりある歩道や植栽を施すことにより、沿道の良好な住環境の保全に努めます。
- ・JR 法隆寺駅の交通拠点機能を強化するため、駅南口の広場整備や、南口広場から県道大和高田斑鳩線へ至る（仮称）法隆寺駅前線および都市計画道路安堵王寺線の整備をすすめます。
- ・主要拠点間を結ぶ路線バスについて、便数の維持・改善や運行情報システムの高度化など、利便性の向上にむけ、関係機関との連携をはかります。
- ・JR 法隆寺駅と法隆寺とを結ぶいざないの道や法隆寺地区と龍田地区とを結ぶ旧街道は、多様で魅力ある拠点や、点在する歴史的・文化的資源を結ぶ主要ルートとして、訪れた人が安全で快適にまちなか観光を楽しむことができるよう沿道を含めた環境整備をはかります。
- ・歴史・自然散策の道である「太子ロマンの道」、「当麻街道やすらぎの道」は、案内板・説明板などの誘導サインの整備やカラー舗装、観光マップの作成などきめ細かい改善を行うことにより、観光ルートのネットワーク化をはかり、歩行者や自転車が安全で快適に移動できるよう取組をすすめます。

(5) 景観形成の方針

- ・ 河川景観軸である大和川、富雄川は、豊かな自然環境の水辺を親水空間として活用し、水と緑の景観を保全します。
- ・ 法隆寺地域への広域的なアクセスルートとなる県道大和高田斑鳩線の沿道については、重点的に景観形成に取り組む地域として位置付け、建築物や工作物、屋外広告物に対し、きめ細かい規制誘導を行うことにより、良好な沿道景観の保全・創出をはかります。
- ・ JR 法隆寺駅周辺地区は、斑鳩の里の玄関口として、重点的に景観形成に取り組む地域として位置付け、斑鳩の里を現代的に生かした景観の創出に取り組みます。
- ・ 道路景観軸であるいかるがパークウェイの整備にあたっては、周辺環境と調和した斑鳩らしい道づくりに取り組みます。また、沿道に立地する建築物や工作物の意匠や色彩などをきめ細かく誘導するとともに、屋外広告物についても地域の特性に応じた規制を導入することにより、良好な沿道景観の保全・創出をはかります。

(6) 都市防災の方針

- ・ 幹線道路や主要区画道路の整備をすすめ、災害発生時の緊急輸送路や避難路となる道路ネットワークの機能強化をはかります。
- ・ 災害発生時における避難所に指定されている学校など公共施設の耐震化をすすめます。
- ・ 近隣商業地域に指定されている地域では、準防火地域の指定など建築物の防火対策をすすめます。
- ・ 集中豪雨などに備えて、富雄川や三代川など河川の治水対策を関係機関と連携して促進するとともに、浸水対策基本計画を立て、着実に対策を行います。

第 5 章

計 画 の 実 現 に む け て

第5章 計画の実現にむけて

1. 重点的な施策

本計画の実現にむけて、以下の3つの施策を重点的な施策と位置付けて取り組みます。

(1) 主要拠点及び多様で魅力ある拠点の機能強化

「主要拠点」である JR 法隆寺駅周辺地区については、駅南口の広場や（仮称）法隆寺駅前線、都市計画道路安堵王寺線の整備をすすめることにより交通拠点として機能の強化をはかるとともに、新規に市街化区域への編入をはかる新家地区については、生活拠点として、土地区画整理事業の実施により、駅に近い立地を生かした、歩いてくらす快適で良好なまちづくりの形成を誘導します。

また、法隆寺周辺地区については、観光・交流拠点として、散策型・回遊型のまちなか観光への誘導をはかるため、安全で快適に移動できる観光ルートの整備をすすめるとともに、多くの観光客が斑鳩の里を楽しむことができるような店舗など観光関連施設の立地を誘導します。

「多様で魅力ある拠点」については、歴史・自然、生活・文化の各拠点において、既存施設の活用と充実によって機能の強化をはかります。また、今後、新たに整備予定の史跡中宮寺跡については、歴史を身近に感じられる環境づくりをすすめるとともに、整備計画や整備後の公園管理などに、住民参加の手法を取り入れることにより、住民が愛着を持って利用できるような整備を実現します。

(2) 道路ネットワークの形成

道路交通の安全性の向上や円滑化をはかるため、また、災害時には避難路や緊急輸送路としての役割を果たすことができるよう「いかるがパークウェイ」をはじめとする都市計画道路の整備を計画的にすすめるとともに、主要区画道路については、未整備の都市計画道路の代替となる路線や、幹線道路との接続箇所の整備を優先的に行うことにより、道路ネットワークの形成をはかります。

また、歩いてくらすまちづくりをめざし、豊かな歴史と自然を楽しむことができる「歴史・自然散策の道」を中心に、歩行者や自転車安全で快適に移動できる道づくりをすすめます。

(3) 斑鳩の里の総合的な景観形成

豊かな自然と長い歴史により育まれてきた斑鳩らしい景観を次の世代に引き継ぐため、平成 23 年策定の斑鳩町景観計画に即し、本町全域を景観計画区域と定め、住民・事業者・行政が協働して、総合的な景観の保全・創出に取り組みます。

特に、法隆寺周辺地区へのアクセス道路となる幹線道路沿道や斑鳩の里の玄関口となる JR 法隆寺駅周辺地区については、重点的に景観形成に取り組むべき地区と定め、地区ごとに建築物や工作物などの意匠や色彩などに対する景観形成基準を設けるとともに、屋外広告物に対しては、景観保全型広告整備地区の指定をすすめるなど、地区の特性に応じたきめ細かい規制・誘導をはかります。

また、西里や東里、龍田など歴史的な町並みが残る地区については、歴史的価値をもった建築物の保存・活用をはかるとともに、住民による町並みの保全活動の支援を行います。

2. 協働のまちづくり

より多様化する住民ニーズに対応しつつ、都市の将来像の実現にむけ、効率的なまちづくりをすすめていくためには、その全てを行政主導で行うことには限界があり、住民と行政がそれぞれ役割を担い、協働することにより、まちづくりに取り組んでいくことが求められています。

住民参加の手法としては、次のような例が考えられます。

< 住民参加の例 >

- ・ 公共施設の計画作成過程への参加
- ・ 公共施設の活用や運営への参加
- ・ 公共空間の管理（道路・公園・広場・河川・公共施設等）
- ・ 花と緑のまちづくり
- ・ 住環境の保全・景観形成
- ・ 違反広告物の除却
- ・ 里山の保全 など

（1）まちづくりに関する情報の共有化

- ・ 行政出前講座などを活用し、住民と行政の情報交換や意見交換を通じ、まちづくりについて学び、考えるきっかけとなる機会をつくります。

（2）まちづくりに関する情報の発信

- ・ ホームページや町広報紙を活用し、まちづくりに関する行政施策のほか、まちづくりに取り組む団体の紹介やイベントへの参加の呼びかけを行うなど、まちづくりに関する情報を積極的に発信していきます。

（3）まちづくり活動の支援

- ・ 住民と行政の協働のまちづくりをすすめるため、支援窓口を設置し、住民がまちづくり活動を行ううえで必要となるさまざまな情報を提供するとともに、専門的・技術的な支援が必要な場合は、専門家を派遣します。
- ・ これまで公共の役割とされてきた道路・公園・広場・河川など公共空間の維持管理について、地域で愛着を持って利用される環境づくりをめざし、地域での自律的な取組を支援します。

3 . 推進方策

(1) 都市計画マスタープランの効果的な運用

- ・計画の実効性を高めるため、今後のまちづくりに関する各種計画には本計画の内容が確実に反映され、施策の推進がなされるよう、全庁的な連携をはかります。

本計画に関連する施策については、総合計画の実施計画にあわせ進捗管理を行いながら、計画的に施策をすすめていくこととします。

- ・いかるがパークウェイの整備や国道 25 号の交通安全対策をはじめ、広域的な課題については、国、県および関係機関との連携の強化をはかります。
- ・今後、町をとりまく社会経済情勢の変化や上位計画である斑鳩町総合計画や県が定める都市計画区域マスタープランの見直しなどにもとれない、必要が生じた場合は、本計画の見直しを行うものとします。

(2) 都市計画関連制度の活用

- ・地域の特性に応じ、住民主体のまちづくりをすすめるため、様々な都市計画に関連する制度が創設されています。

< 住民主体のまちづくりをはかるための都市計画関連制度の例 >

- ・都市計画提案制度
- ・地区計画
- ・建築協定
- ・景観協定

- ・平成 14 年に制度化された「都市計画提案制度」は、住民が、都市計画の変更や決定を求めて行政に提案することができる制度であり、住民が自律的にまちづくりをすすめていくうえで、活用することができます。
- ・良好な住環境が形成されている地区や今後、新しく市街地の形成がすすむ土地区画整理事業地内、幹線道路沿道などにおいては、「地区計画」や「建築協定」、「景観協定」などを活用して、敷地面積の最低限度や、建ぺい率、容積率、高さの最高限度のほか、建築物の用途などを地域住民の話し合いに基づき、きめ細かく定めることにより、良好な住環境の創出や維持・保全をはかることができます。